## 平成25年9月定例会

# 浪 江 町 議 会 会 議 録

平成25年9月10日 開会

平成25年9月20日 閉会

浪 江 町 議 会

## 平成25年浪江町議会9月定例会会議録目次

招集告示	
応招·不応招議員	2
第 1 号(9月10日)	
議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	
開会の宣告	
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問1	8
渡邉泰彦君1	8
松田孝司君3	0
鈴木幸治君4	7
平本佳司君5	
馬場 績君5	
散会について8	
散会の宣告8	3
第 2 号(9月11日)	
議事日程8	
出席議員8	
欠席議員8	6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名8	6
職務のため出席した者の職氏名8	
開議の宣告8	
議事日程の報告8	
請願・陳情の付託8	
認定第1号から同意第7号一括上程、説明8	
次回日程の報告11	7

散会について1	
散会の宣告1	1 8
第 3 号(9月19日)	
議事日程1	1 9
出席議員12	2 0
欠席議員12	2 0
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名12	2 0
職務のため出席した者の職氏名1	2 0
開議の宣告1 2	
議事日程の報告1 2	2 2
認定第1号の質疑、討論、採決12	2 2
認定第2号の質疑、討論、採決15	5 2
散会について1	
散会の宣告15	5 3
第 4 号(9月20日)	
議事日程1 5	5 5
出席議員1	5 6
欠席議員1	5 6
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名1	5 6
職務のため出席した者の職氏名1 :	5 6
開議の宣告1 :	
議事日程の報告1 5	5 8
議案第56号の質疑、討論、採決1	5 8
議案第57号の質疑、討論、採決17	7 C
議案第58号の質疑、討論、採決17	
議案第59号の質疑、討論、採決17	7 1
議案第59号の質疑、討論、採決1 議案第60号の質疑、討論、採決	
議案第60号の質疑、討論、採決17	7 1
	7 1 7 2
議案第60号の質疑、討論、採決	7 1 7 2 7 2
議案第60号の質疑、討論、採決	7 1 7 2 7 2 7 4
議案第60号の質疑、討論、採決	7 1 7 2 7 2 7 4 7 5
議案第60号の質疑、討論、採決	7 1 7 2 7 2 7 4 7 5 7 6
議案第60号の質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1 7 2 7 2 7 4 7 5 7 6
議案第60号の質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1 7 2 7 2 7 4 7 5 7 6 7 7
議案第60号の質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1 7 2 7 2 7 4 7 5 6 7 7 8 8 7 8
議案第60号の質疑、討論、採決・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 1 2 2 7 2 7 4 7 5 7 6 7 7 8 7 8 7 9 9

町長あいさつ	•••	1	8	1
閉会の宣告	•••	1	8	1

浪江町告示第43号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、 平成25年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成25年8月16日

浪江町長 馬場 有

- 1 期 日 平成25年9月10日(火) 午前9時
- 2 場 所 福島県二本松市北トロミ 5 7 3 番地 浪江町役場二本松事務所

## ○応招・不応招議員

応招議員(16名)

1番	渡	邉	泰	彦	君		2番	佐々	木	勇	治	君
3番	鈴	木	幸	治	君		4番	小	黒	敬	三	君
5番	平	本	佳	司	君		6番	松	田	孝	司	君
7番	Щ	崎	博	文	君		8番	若	月	芳	則	君
9番	佐々	木	恵	寿	君	]	10番	Щ	本	幸-	一郎	君
11番	泉	田	重	章	君	]	1 2番	佐	藤	文	子	君
13番	紺	野	榮	重	君	]	1 4 番	吉	田	数	博	君
15番	三	瓶	宝	次	君	]	16番	馬	場		績	君
不応招議員	(0名	5)										

9月定例町議会

(第1号)

### 平成25年浪江町議会9月定例会

## 議 事 日 程(第1号)

平成25年9月10日(火曜日)午前9時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 行政報告

日程第 5 一般質問

出席議員(16名) 2番 1番 渡 邉 泰 彦 君 佐々木 勇 治 君  $\equiv$ 君 3番 鈴 木 幸 君 4番 治 小 黒 敬 5番 亚 本 佳 司 君 6番 松 孝 司 君 田 若 則 7番 山 崎 博 文 君 8番 月 芳 君 9番 君 10番 幸一郎 君 佐々木 恵 寿 山 本 11番 泉 重 章 君 12番 佐 子 君 田 藤 文 13番 紺 野 榮 君 14番 吉 数 博 君 重  $\blacksquare$ 15番 三 瓶 宝 次 君 16番 馬 場 績 君 欠席議員(0名) 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 町 町 長 副 場 馬 有 君 檜 野 照 君 行 副 町 長 教 育 長 渡 邉 文 星 君 畠 山 熙一郎 君 代表監查委員 総 務 課 長 山内清 隆 君 谷 田 謙 君 復興再生事務所長 復興推進課長 兼帰町準備室長 山 本 邦 宮 君  $\Box$ 勝 美 君 町民税務課長 産業・賠償対策課長 高 大 倉 敏 勝 君 浦 泰 夫 君 ふるさと再生課長 復旧事業課長 岩 野 寿 中 君 長 君 田 喜 久 健康保険課長兼津島支所長兼仮設津島診療所事務長 介護福祉課長 紺 野 則 夫 君 佐 藤 尚 弘 君 計 管 理者 会 生活支援課長 兼 Ш 納 室 長 佐 藤良 樹 君 吉 田 明 君 公 育委員会 長 鈴 木 敏 雄 君 職務のため出席した者の職氏名 事 務 局 長 次 長

清

水佳

宗

岩

野

善

書記中野夕華子

○議長(小黒敬三君) おはようございます。東日本大震災から、2年6カ月となりました。9月定例会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対して、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

**〇議長(小黒敬三君)** ありがとうございました。ご着席ください。

#### ◎開会の宣告

○議長(小黒敬三君) ただいまの出席議員は16人であります。 定足数に達しておりますので、平成25年9月浪江町議会定例会を 開会いたします。

(午前 9時00分)

#### ◎開議の宣告

○議長(小黒敬三君) 直ちに本日の会議を開きます。

#### ◎議事日程の報告

**○議長(小黒敬三君)** 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長(小黒敬三君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、 11番、泉田重章君、12番、佐藤文子君、13番、紺野榮重君を指名い たします。

#### ◎会期の決定

○議長(小黒敬三君) 日程第2、会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。今期定例会の会期はただいま配付のとおり、 本日より20日までの11日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(小黒敬三君)** 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から20日までの11日間といたします。 会期中の会議についてお諮りいたします。10日、11日、19日、20 日を本会議、12日、13日、17日、18日を議案調査及び委員会等のた め休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議は、そのとおりに決定いたしました。

#### ◎諸般の報告

○議長(小黒敬三君) 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

#### ◎行政報告

**○議長(小黒敬三君)** 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町 長から行います。

町長。

[町長 馬場 有君登壇]

**〇町長(馬場 有君)** おはようございます。

平成25年浪江町議会9月定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

東日本大震災の発生から2年6カ月が経過いたしました。いまなお、県内外に全町民が避難を余儀なくされているなか、改めて仮設住宅や借上げ住宅などで不自由な生活を強いられている浪江町民の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

また、明日の11日は月命日にあたりますが、福島県警及び町消防団による幾度の捜索にもかかわらず、その消息が明らかになっていない状況にあって、ご家族ご親族のご心痛、いかばかりかとお察し申し上げます。

さて、東京電力福島第一原発事故の現況は、停電による冷却装置の停止や汚染水の海洋流出を含め、事故の抜本的対策がなされず、 事故収束には程遠い内容であり、国に対しては、いつまでも東電任 せにせず、前面に出る姿勢を示めすよう再三にわたり指摘を行って まいりました。

一方、浪江町の現況についても、国の直轄除染の遅れから復旧復興が遅れている状況であります。浪江町は、4月の区域見直しに併せて、町内の役場本庁舎に帰町準備室、復旧事業課を配置し、一刻も早いふるさと帰還を思う町民の皆様に、安心・安全な浪江町を感じていただくよう努力しているところであります。

また、10月1日からは新たに「ふるさと再生課」を役場本庁舎に 常駐させます。ふるさと再生課は、除染計画や仮置き場調整など除

染対策、ごみ処理施設や放射性廃棄物処理など廃棄物対策、さらに、 防災集団移転、墓地移転など津波被災地対策など、復旧、帰還の業 務を担当いたします。

浪江町としましては、決断の遅い国を待つのではなく、自分達で 出来ることから行動を起こし、全ての町民の生活安定を実現すると ともに、安心して住み続けることができる「ふるさと浪江」を取り 戻すため全力を挙げて職務に専念してまいります。

続きまして、町政の執行状況について報告させていただきます。 最初に、平成24年度決算について、ご報告いたします。平成24年 度は、平成23年度に引き続き原発事故による全町避難という状況の なか、避難先において全国に避難する町民の皆様への生活支援、復 旧復興へ向けた事業を実施いたしました。

その内容については、今後の復旧・復興の基礎となる復興計画の 策定、避難先での行政運営の拠点整備のための二本松事務所及び各 地に設けた出張所の整備、年度末には区域再編をするために必要な 環境整備、県内各地で行った賠償請求支援事業、さらには県外避難 生活が続く町民の方に寄り添い、その暮らしを支えることを目的と して復興支援員を配置するなど幅広い事業展開となりました。

一般会計の決算額についてでありますが、歳入決算額94億5,271 万8,000円、前年度比24.2%減、歳出決算額86億4,676万4,000円、前 年度比27.2%減となり、歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき 財源を差し引いた実質収支は、4億3,595万4,000円の黒字となりま した。

歳入につきましては、避難所の運営経費等に交付される県支出金の災害救助費繰替支弁金が1次・2次避難所の閉鎖に伴い減収となったことなどの理由から総額で30億1,044万3,000円の減少となりました。また町税においては、平成23年度に引き続き通常の課税が困難であることから課税免除・課税減免措置を実施しております。

歳出につきましては、1次・2次避難所の閉鎖に伴い扶助費が減少となるなど総額で32億3, 226万9, 000円の減少となりました。

財政健全化判断比率である「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「実質公債費比率」「将来負担比率」の4指標につきましては、いずれも早期健全化基準以下となりましたが、特に実質公債費比率については、今後とも地方債発行の許可基準である18.0%以下を堅持していくため、引き続き地方債の適正な借入に留意する必要があると考えております。

また、9つの特別会計の歳入決算総額は83億3,540万円、歳出決算総額は70億3,846万4,000円となり、全ての特別会計で黒字決算と

なったところであります。

昨年に引き続き現在の当町の財政状況は、原発事故による全町避難に伴い、町税をはじめ自主財源の確保ができず、国県からの財政支援に頼らざるを得ない状況となっておりますが、この財政支援を有効に活用し、着実かつスピードをもった対応で浪江町の復旧・復興にむけた施策に取り組んでまいります。

次に、第23回参議院議員通常選挙について、ご報告いたします。 7月4日公示、7月21日投開票で行われました当選挙においては、 期日前投票・郵便による不在者投票や投票日当日、その後の開票ま で適正な選挙事務執行に努めたところであります。

今回の選挙では、4月の町議会議員選挙と同様に、期日前投票所を二本松、福島、郡山、いわき、南相馬に合わせて6カ所設置し、当日投票所は期日前投票所に本宮、桑折を加え合計8カ所に設置いたしました。また、選挙のお知らせを全有権者に配布し投票所の場所や受付時間の周知をはかるとともに、20、21日は仮設住宅から投票所までを結ぶバスを運行させるなどして、選挙人の投票機会の確保と投票率の向上に努めてまいりました。選挙区選出議員選挙の結果でございますが、当日有権者は1万6,327名でありました。投票者数は7,905名で投票率は48.42%、前回の投票率64.66%に比べ16.24ポイント下回りました。

今回の選挙においても、期日前投票者数及び不在者投票者数が全体の6割を占めており、選挙のお知らせ等による事前の情報提供が、今後ますます重要になるもの思っております。今後も引き続き、なお一層の有権者への周知・啓発を行い、投票率の向上に取り組んでまいります。

浪江町消防団による町内パトロールについて、ご報告いたします。町内の防犯防災と、町民の立入り支援を目的とし、万一の火災や不審者を発見した際には迅速に対応し被害の拡大防止をはかり、町民への火の後始末と戸締りの注意喚起を行うため、6月30日より町内パトロールを開始しました。6月30日の第1回目のパトロールに先立ち、役場本庁舎前にて出動式を行いました。出動式には、消防団車両2台、町車両2台、消防車両2台、警察車両25台、警備会社車両3台、総勢約100名が参加し、出動式終了後、一斉に町内の合同パトロールに出動しました。以後、毎週日曜日に各分団持ち回りにより、町内パトロールを実施しているところであります。

浪江町復興計画【第一次】の進行管理及び個別計画の検討について、ご報告いたします。

今回は、復興計画策定委員会を2部会に再編し、浪江町復興計画

【第一次】の、着実かつ適切な実施を進めるため、町民協働による計画の進行管理をするための部会と、復興計画に掲げたまちづくりの方向性をより具体的にまとめるための個別計画となる、まちづくり整備計画の検討をする部会に分かれ検討を進めております。初回の策定委員会は7月11日に開催され、各部会の目的・スケジュール等が確認され、さらに部会ごとに分かれての検討手法の確認、委員の情報共有などを行いました。

「町民協働による進行管理部会」は、7月29日、8月21日、8月30日、9月9日と5回の部会を開催し、分野ごとに計画に掲げた施策についての成果確認、課題抽出、対応策の検討を協議いただいています。10月末までに計8回の開催を予定しているところであります。

「まちづくり計画検討部会」については、7月23日、8月28日と3回の部会を開催し、まちづくりの全体像や時系列での目標などの共有を図りました。2月までに計8回の開催を予定しております。

また、まちづくり計画検討部会外で、町民の意見をお伺いするため「ふるさと浪江町を考える懇談会」を開催しております。第1回目は8月4日に東京都において開催し、首都圏に避難している80名を超える町民の方々に参加していただき、県外での生活やふるさとに対する想いに関するご意見をいただいたところです。懇談会については、今後も県内外での開催を予定し、多くの皆様のご意見を取り入れながら計画を策定して参りたいと考えております。

今後、まちづくり計画検討部会を中心とし、来年2月を目標に復興まちづくり計画を町に提言していただく予定となっております。 町外コミュニティについて、ご報告します。

二本松市における復興公営住宅の整備候補地が決定いたしました。二本松市油井字根柄山地内の二本松市が所有する約4~クタールの用地となります。現在のところ福島県が示している整備計画においては、整備戸数は70戸となっておりますが、この数は今年1月に実施した住民意向調査を基にしております。そこでは、応急仮設住宅に住み続けると答えた方や、まだ、決めかねていると答えた方が多かったと思われますので、少ない数字になったと推察されます。今後、先月実施された住民意向調査の結果により、必要に応じ整備戸数の見直しを要望していきたいと考えております。今回の建設用地では建て方にもよりますが、200~300戸の整備が可能であると県から説明を受けております。また、交流施設等の付帯施設の検討を合わせて進めて参ります。

その他の受け入れ自治体との協議の状況についてでありますが、

いわき市と第1回の個別部会を6月23日に開催いたしました。いわき市をはじめ、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町が初めて一堂に会し、それぞれの考え方や課題を出し合ったところです。今後開催される個別部会において、復興公営住宅の整備箇所などを協議していくことになると考えております。

また、南相馬市につきましては、候補地の最終的な決定には至っておりませんが、候補地を2カ所に絞り、県が用地交渉を行っている段階で、今後近いうちに提示いただけるものと考えております。

町外コミュニティを整備する地域以外の、復興公営住宅の整備についてでありますが、復興公営住宅を整備してもよいという、自治体からの提案もございます。また、町民の皆様からも町外コミュニティ整備自治体以外にも復興公営住宅を整備してほしいという要望が寄せられております。住民意向調査の結果から多くの町民が望んでいる形が見えてきたときには、町としてもその地域への住宅の確保への取り組みについて考え方を整理する必要があると考えております。

原子力推進団体からの脱会について、ご報告いたします。

町としましては、発災直後より「脱原発」の立場を明確にし、併せて、浪江・小高原子力発電所の建設計画が白紙になったことを鑑み、原子力推進団体からの脱会をするため8月8日に全国原子力発電所所在市町村協議会へ、さらに8月28日には社団法人日本原子力産業協会へ脱会届を提出したところであります。

福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業について、ご報告いたします。

これまで、本年4月1日に区域が再編されたことに伴い、立ち入りされた町民の利便性や安全の確保、また町内の防犯・防災対策について福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業により施策を講じてまいりました。

町民の健康管理については、ガラスバッジを配布するとともに、 内部被ばく・初期被ばく・甲状腺の各健診事業を行っております。

町内の公共施設の機能回復については、役場庁舎やサンシャインなみえ、貴布祢の清掃、機能回復のための調査及び浄化槽の設置を行い、今後は空調施設や防火設備などの修繕を行うこととしております。

また、上水道の水質管理のため、水質検査事業や濁度計の設置、 配水池槽内清掃を実施するとともに、早期復旧のために漏水調査機 器の借り上げ、遠方監視装置の機能回復、水質計器類の修繕等を行 いました。 防犯対策については、防犯パトロールの実施や町村境にバリケードの設置をするとともに、町内に立ち入ることができるルートを限定し通行証のチェックを行うなど、犯罪を未然に防ぐ対策を進めてまいりました。6月30日からは、さらなる防犯対策として消防団による防犯パトロール事業を開始したところであります。

また、町内へ立ち入りされた方への対応として、仮設トイレを町内24カ所に設置するとともに、緊急医療事業として立ち入りされた町民のけがや病気の応急手当のため、役場内に医師・看護師の配置をしております。また憩いの場の提供として、サンシャインなみえを休憩所として開放してまいりました。10月からは幾世橋地区にある介護老人保健施設「貴布祢」を休憩所として開放することとしております。

さらには、町民の絆の維持のため、「しゃべり場」などの町民交流会の実施やスポーツ大会の開催なども当事業において実施しているところです。

住民意向調査について、ご報告いたします。

8月に4回目の町民アンケートとなる住民意向調査を実施いたしました。今回の目的は、復興公営住宅への入居希望者数を整備戸数へ反映すること、及び帰還意向を把握することとしております。調査対象者について、現在の世帯の代表者に対し回答をお願いいたしました。震災前の世帯数は7,671でありましたが、世帯が分かれて避難生活を送っている状況から、対象世帯数は9,656世帯となりました。アンケートの回答状況ですが、回収数は6,137世帯、回収率は63.6%となっております。結果については、9月下旬を目途に復興庁より速報データを公表予定となっております。その結果を基に、県及び受け入れ市町村との詳細な協議を進めて参ります。

情報受信とコミュニケーションに関するアンケートについて、ご 報告いたします。

7月に情報受信とコミュニケーションに関するアンケートをKDDI総研と連携して実施いたしました。目的は町民の皆様に対し、避難生活での生活情報の受信及びコミュニケーションにおける困りごとやご要望等をお伺いし、課題の解決やご要望の実現に向けた施策の検討を行うためであります。広報に同封する方法で9,869世帯に送付し、各世帯の代表の方に回答を頂きました。回答状況でありますが、回収数は4,253世帯、回収率は43.1%となっております。結果については9月下旬ごろを目途に公表できると考えております。その結果を受けてどのような対策が有効なのかを研究していくことになります。

ふたば広域ライブカメラについて、ご報告いたします。

双葉地方広域市町村圏組合が主体となり、双葉郡8町村に134台のうち浪江町に31台のネットワークカメラを設置し、8月1日から「ふたば広域ライブカメラ」としてインターネットで公開を開始しました。こちらの映像は各家庭のパソコンやスマートフォン、浪江町二本松事務所といわき出張所の専用の端末で閲覧できます。

また、町ホームページからワンクリックで専用サイトに行くことができるように専用のバナーをトップページに設置しました。

浪江町ADR集団申立てについて、ご報告いたします。

7月31日まで第3次の申立が終了し、申立者数は1万4,793名・ 世帯数は6,171世帯であります。

浪江町内での事業再開状況について、ご報告いたします。

避難指示解除準備区域で、7月より叶屋と日化ボードが、8月より警備会社のアルソックが事業再開いたしました。また、8月より居住制限区域で、叶屋が事業を再開いたしました。再開した事業所のほか、浪江町内での再開の相談は15事業者からあり、そのうち7事業者から事業再開準備届の提出があったところであります。

浪江町内の除染の進捗状況について、ご報告いたします。

浪江町内で初めてとなる除染廃棄物の仮置き場の設置場所が、地域住民の理解のもと酒田行政区において決定いたしました。他の行政区につきましても、引き続き仮置き場の確保に向け関係行政区長と相談しながら進めているところでございます。

また、帰還困難区域の復興及び除染に係る取り組みを検討するため、基礎データの収集を目的とした除染モデル事業を、赤宇木地区・大堀地区・井手地区の3地区において実施しており、年末には、事業を完了する予定であります。

一時帰宅時の片づけ可燃ごみ回収について、ご報告いたします。 国の委託業者が、本年4月23日から可燃ごみの回収を実施しておりますが、8月22日現在までに4,014袋(1袋当たり1,0000)を回収しているところでございます。

また、一般家庭の敷地内等への不法投棄の苦情相談に対しても、 週1回の定期巡回時等で対応を引き続き実施してまいります。

災害廃棄物の処理について、ご報告いたします。

国においては、災害ガレキ処理を浪江町内において処理することを計画しております。早期の災害ガレキ処理に向け、現在、関係行政区長に災害ガレキ処理の基本的考え方や、処理の手法・工程などについて、ご理解とご協力をお願いしておるところでございます。

請戸地区墓地移転について、ご報告いたします。

大平山の墓地移転候補地の埋蔵文化財調査を実施し、関係機関と協議を重ね、墓地の造成の了解を得たところでございます。津波被災墓地所有の方々が一日も早く、納骨や墓参りが出来るよう、県の各関係機関と協議をし、早期に実現するよう墓地の移転業務を進めております。

町内インフラ施設の復旧状況について、ご報告いたします。

町道及び橋梁の復旧状況は、5月に避難指示解除準備区域内町道4路線の災害査定を終え、復旧工事の発注に向けた実施設計を行っております。8月には、居住制限区域の6路線の測量調査設計業務を発注しております。

上水道の復旧については、現在まで17カ所の修繕工事を行い、浪江町役場給水所及び、浪江消防署敷地内の消火栓への通水に加え、送水管・配水管を合わせて約15kmの漏水調査を終えております。また、津波被災地については、8月に協議設計による特例査定を終了しております。

下水道(農集)については、約2,300カ所のマンホール点検を行ったところ約16kmに亘り滞水があったため、カメラによる管渠の調査を7月に実施し、中間集計では約8kmの被災が報告されております。これを受け、9月より測量設計積算等の査定に向けた準備を開始しております。

浪江浄化センターについては、昨年は電力の不通により出来なかった調査、試掘による配管の調査等を行っており、幾内中継ポンプ場と合わせて土木・建築・電気・機械の査定設計を開始しております。

町民の健康管理について、ご報告いたします。

震災後、避難生活が長期化するにつれて、運動不足、食生活の変化、ストレスの増大等により、生活習慣病の増加が懸念されております。

町の総合健診や県民健康管理調査の分析結果においても、震災前との比較で、肥満・高血圧・脂質代謝異常等の割合が高い傾向を示しております。

今後とも、適度な運動、規則正しい食生活に心掛け、生活不活発 病の予防に留意されるようお願いするところであります。

現在行っております健康診査や検査の実施状況についてご報告いたします。

町の総合健診については9月12日から11月8日まで、延べ19日間、 県内各会場で実施いたしますので、受診されるようお願いいたしま す。 内部被ばく検査につきましては、7月末現在延べ1万6,200名の 方が検査を受けられており、昨年度以降検査された方全員が預託実 効線量1 msv未満となっております。

甲状腺検査につきましては、7月末現在延べ4,200名の方が検査を受けられており、5月に1名の甲状腺がんの発症が県より報告されましたが、それ以降、新たな発症例は報告されておりません。

なお、仮設津島診療所で行っております甲状腺検査は、9月から、 弘前大学より週1回、医師の派遣を受け、継続実施することとして おります。

弘前大学へ委託しております初期被ばく検査につきましては、 772名の採血が終了し、検査結果の確定した方から順次、結果についてお知らせすることとしております。

弘前大学については、震災以来、放射線防護に関する専門的知見から、多方面にわたり支援をいただいておりますが、7月1日に浪江町役場二本松事務所内へ「弘前大学浪江町復興支援室」を開設し、健康調査・相談事業、リスクコミュニケーション事業などについてご支援いただくこととなっております。

災害弔慰金について、ご報告いたします。

災害弔慰金等の支給に関しましては、平成23年3月11日、津波及び地震により直接死亡された方が184名でありまして、うち支給対象者が171名となっております。8月末現在、申出受理件数が170件、支払件数は同じく170件であります。今後も申出書等関係書類が提出されましたら、審査のうえ速やかに振込してまいります。

また、災害関連死に関する弔慰金につきましては、現在、双葉地 方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお 願いしているところであります。8月末現在、申出受理件数が344 件、うち審査件数が309件、うち認定件数が290件、支払件数が289 件であります。

義援金について、ご報告いたします。

去る12月7日と6月28日、国及び県より第2次義援金の追加配分がありました。内分けにつきましては、世帯あたり国が8万円、県が1万円であります。配分につきましては、現受給者約2万2,000人で割り換えますと、国分が3万1,500円、県分が3,500円で1人当たり3万5,000円となります。

なお、配分につきましては7月31日より順次振込したところであります。

町民交流事業について、ご報告いたします。

県内外に避難されている町民の再会の場として交流会を実施して

おります。県内の交流会は、6月21日いわき市を皮切りに、7月8日に郡山市、7月18日に会津若松市で開催しました。県外の交流会は、8月4日に東京都の芝浦工業大学において開催し、約100名が参加し絆を深めることができました。

今後につきましては、来月10月5日に南相馬市、11月には山梨県で開催を予定しております。

次に、県外に避難している町民の皆さんと町とをつなぎ、それぞれの復興をサポートしていく復興支援員の配置でありますが、昨年度の千葉県・山形県に続き、今年度は6月に埼玉県と京都府、7月には新潟県に配置いたしました。各府県において、訪問活動を中心に集まる場づくり、各地域に合わせた情報発信等を行っております。

次に、自治会の設立状況でありますが、借上げ住宅自治会は新たに本宮市と大玉村で構成されているコスモス南達会と東京都町田市にサロンFMI会が立ち上がり、現在17自治会が活動しており、仮設住宅での自治会と併せて46自治会が立ち上がっている状況であります。

次に、応急仮設住宅の入居状況についてでありますが、8月末日 現在、建設戸数2,893戸に対して入居戸数が2,274戸、入居人数は 4,407人、入居率は78.6%となっております。

また、県内の特例借上げ住宅の状況につきましては、会津地方が144戸363人、中通り地方が2,295戸5,159人、浜通り地方が1,488戸2,878人、合計3,927戸8,400人となっております。

応急仮設住宅が建設され2年以上経過していることにより、福島県による「応急仮設住宅一斉総点検」が7月及び12月に行うこととなっておりましたが、実施時期が遅れているため、町独自により応急仮設住宅の一斉総点検を8月下旬から9月上旬に実施いたしました。点検後の不具合箇所については、随時県に対し改善等の要望をしてまいります。

8月5日の県中地方で発生した豪雨の被害状況でありますが、本宮市内の小田部仮設住宅において、隣接している用排水路が氾濫し、床下に浸水するとともに、エアコン室外機に不具合が生じましたが、点検により交換することなく無事稼働したところであります。

また、高木仮設住宅、恵向仮設住宅においても雨水の流入により 一部の住宅で床下浸水がありましたが、各自治会の協力により、大 きな被害に至りませんでした。今後におきましても、各自治会と連 携し、台風、豪雨等に対応してまいります。

また、二本松市から、今回の豪雨により岩代地区において、大規模な土砂災害が発生し、家屋の流失や半壊等の被害を受けた市民の

方の仮設住宅への入居要請があり、被害地区近隣の杉内多目的運動広場仮設住宅に6世帯18名の方を受け入れたところであります。

次に、避難指示区域への立ち入りについてですが、8月末日現在、 浪江町通行証8,610件、車や同乗者の変更1,364件、浪江町臨時通行 証4,320件を発行しております。

また、8月15日と18日のバス立入りにつきましては、43世帯62名から申込みがあり、実績は33世帯49名の立入りとなっております。

なお、自動更新の浪江町通行証 (3ケ月有効) 10月1日から12月 31日分は、9月17日から発送を予定しております。

更に、公益立入りは、4月704件、5月436件、6月425件、7月520件、8月488件の実績となっております。

教育行政について、ご報告いたします。

浪江小学校と大堀小学校での3回目のランドセル等の返却作業が7月21日にそれぞれの学校で行われました。この日も大勢の保護者の皆様が訪れ、浪江小学校では50名ほど、大堀小学校では20名ほどの子供達のランドセル・学用品・作品等を持ち帰りました。中には北海道や神奈川県からの参加もありました。5月から始まった3回の返却作業を終了して浪江小学校には約80個、大堀小学校には40個余りのランドセルが残りましたが、両校とも、今後も該当者の意向を確かめながらの返却作業を予定しております。

7月13日に町長杯家庭婦人バレーボール大会を本宮市白沢総合体育館で開催しました。5チームの参加により行われ、避難先から駆けつけた選手たちが軽快な動きを見せ、熱戦の結果「きよはし」チームが優勝を飾りました。

また、町長杯ゲートボール大会を、7月18日に二本松市の郭内屋 内ゲートボール場で開催したところ、県内外から20名ほどの参加が ありました。大会は楽しい雰囲気で終始し、「お不動様」チームが 町長杯を獲得し終了しました。

双葉郡の教育と地域の復興を願って双葉郡の8町村の教育長と文部科学省、復興庁、福島大学、福島県教育委員会、東日本大震災復興支援財団等の関係者からなる「福島県双葉郡教育復興に関する協議会」では、昨年12月から7回の協議会と11回のワーキンググループを重ねて協議を進めておりました。7月31日に第8回の協議会が文部科学省で開かれ、議論の取りまとめを行った結果、「いかなる状況下でも双葉郡の子どもたちの学びを保障する」ことを基本とする「福島県双葉郡教育復興ビジョン」の決定を見ました。その後、文部科学大臣・復興大臣へ国の継続的支援を要請いたしました。いずれの場においても、双葉郡の窮状と子供達の教育復興の必要性へ

の理解と支援の意向が表明され、今後とも関係者が連携して「ビジョン」実現に向けて取り組むことが確認されました。

原発事故による全町避難で英語指導助手が不在となっていましたが、新たに招致することができ、8月1日に着任しました。着任したのはオーストラリア出身の女性、ジェシカ・アン・ハラムズさんであります。ジェシカさんには、8月6日には浪江中学校を訪れて英語弁論大会出場に向けて練習をする生徒達との交流機会を持ち、8月8日には町長室でのJETプログラム新規招致者調印式に臨みました。その後は英語指導助手対象の研修会等への参加を経て、2学期から浪江中学校と浪江小学校を中心に活動を始めております。

以上、6月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、決算の認定案件が 2件、平成25年度の補正予算案件が5件、名誉町民の推薦案件が1 件、同意を求める案件が1件であります。

詳細については、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしく ご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げ、行政報告とさせ ていただきます。

**〇議長(小黒敬三君)** 以上で行政報告を終わります。

#### ◎一般質問

○議長(小黒敬三君) 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分となります。一括方式は、慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。また、通告された一般質問の中で、同一内容と思わる事項が2人以上の議員から出されておりますが、議事整理上、また円滑な議会運営をするため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時には、その件については撤回するか、または不足分の答弁を求めることでご協力をお願いいたします。

一般質問は通告順に質問を許します。質問、答弁とも簡潔にお願いします。

#### ◇渡 邉 泰 彦 君

○議長(小黒敬三君) 1番、渡邉泰彦君の質問を許可いたします。 1番。

「1番 渡邉泰彦君登壇〕

**〇1番(渡邉泰彦君)** おはようございます。

議長より質問のお許しが出ましたので、通告に従ってご質問させていただきます。

きょうは2つの大きな項目について質問させていただきます。

まず第1は、ADR集団申し立てについてです。まず最初に、ADR集団申し立ての真意、本意ということになると思いますが、馬場町長にお尋ね申し上げます。今回、全国で初めてとなる自治体が代理人になって集団申し立てをしているということに関して、浪江町民の約70%近い同意を得ていると。これは、原発によって追いつめられている避難町民の苦しみ、悲しみ等がこの同意に含まれていると思います。自殺などの災害関連死が増え、不安の中で避難を続けている町民にとっては、今回、町長のとったリーダーシップには、大変心強く思っているところであります。

さて、今回のADR集団申し立ての真意なんですが、私はいろんな資料とか、マスコミ等含めながらちょっと考えてみたんですが、次の3点に集約されているのかと思っています。まず第1点は、家族の絆・社会的コミュニケーション。要するに、すべての生業がばらばらにされたと。浪江町全体が崩壊させた東京電力に誠意ある謝罪を求める。そして事故の時に、対応が非常によろしくなかったということに関して、正式な謝罪を求めると。

次に、第2点は、浪江に帰れる帰れないか、非常に町民は心配しているところでありまして、放射能汚染を起こした東京電力に、2011.3.11の原発事故以前の放射線量のレベルに戻るまで、責任ある除染を求めると。

最後に3点目は、避難生活が長期化し、苦しみがますます増している浪江町民に対し、完全除染が完了するまでに、精神的損害賠償の継続を求めると。ADRの集団申し立ての真意は、この3点に集約されていると考えていいのか。まだ他に真意があるのか、馬場町長にお尋ね申し上げます。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** お答えいたします。

今、議員おただしのとおり、ADRに対する申し入れの真意、主意は3点に尽きるということだと思います。

- 〇議長(小黒敬三君) 1番。
- ○1番(渡邉泰彦君) 非常に3点に集約されている点が、どれもこれ もかなり重いという項目でありまして、どれ一つかけてもADRとい うのは成立しないんだと、私自身は思っております。そこで、ADR 集団申し立ての世論について質問させていただきます。

次に、ADR集団申し立ての世論について、馬場町長にお尋ねする

わけですが、今回の申し立ての中で、精神的な損害賠償継続にあた り、現在の月10万円から25万円を増額して月35万円。この要求に対 して、いろんな反応が出ているわけでして、唐突な印象を持ったり、 違和感を感じている福島県民もおります。全国おいても、大きな波 紋になっておりまして、端的に言えば、好意的に見ているのではな く、どちらかというと批判的に見ているという風潮があります。浪 江の町民ですら、35万円の増額になるのかとか、35万円は無理でも、 なんぼか数万円の増額になるのか。35万円なんか無理だと。そうい ったことだけを取り上げて推測しているような有様なんです。でも、 このような事態を引き起こしたのは、新聞、テレビ、雑誌等のマス コミが、35万円という数字のみを報道でも大きく取り上げて、本来 の目的を大きくねじ曲げているということがあるわけです。世論を 左右しているのはマスコミなのでありますが、35万円という数字が 一人歩きしている実情に対して、非常に私は非常に心配しているわ けでして、申し立ての和解案に悪影響を及ぼすのではないかと考え ております。このねじ曲げられた世論に対し、どのように思ってい るのか。また、どのような対策を考えているのか、馬場町長にお尋 ね申し上げます。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) 今、議員おただしのとおり、ねじ曲げていると いうか、そういう意味ではなくて、35万円に対して一人歩きしてい ると思うんです。やっぱり先ほど質問がありましたように、私ども の申し立ての真意というのは、まず町全体が崩壊されたということ です。それについては家族、家庭、社会の絆、学校、生業等含めて 壊されてしまったと。そのことについて、東京電力から正式な謝罪 はないのです、町民に対して。賠償の申立書とか何かに出ています。 このたびの事故によってもたらしたことについて、皆様方には大変 なご迷惑をおかけしているという、ただその一言です。すべての文 章でその一言なんです。だから、正式に謝罪をするということが私 は建前だと。いわゆる加害者ですよ、東京電力は。これはきのう、 検察のほうで不起訴にしたということが報道なされていましたけれ ども、やっぱりあれは人災であるということがあるわけです。自然 災害にあわせて人災だと。そこにはいろんな不手際があった。そし てこういう状況で私どもがこのような惨状にあって、苦しみの中で 今避難生活をしている。ですから、その全体像について、やっぱり 町全体が崩壊されたということについて、謝罪をすべきであります。 ですから、まずそれを忘れていかれると、私どもの真意が伝わって いかないと思います。従って、私どもの発進力が少ないのかどうか

ちょっとわかりませんけれども、真っ正面から私どもは発信をして 理解をいただくという形で、これから進んでいきたい、進めていき たいとこのように考えています。

#### 〇議長(小黒敬三君) 1番。

**〇1番(渡邉泰彦君)** そこの部分なんでしょうけれども、ちょっとさ らに少し追求させていただきたいのですが、ADR集団申し立てに対 して、マスコミの対応について馬場町長にお聞きしたいのですが、 いろんな過去の歴史を紐解いていきますと、今までにさまざまな場 面で名誉毀損に関する訴訟とか、人権侵害に関する集団申し立て等 が行われてきております。大きくマスコミの注目を浴びたものもた くさんあるわけですが、これらの訴訟の判決とか集団申し立ての和 解が成立するときは、これ世論を味方に付けた方が有利に進めたと いうのが、事実として歴史が証明しているわけなんです。その世論 を作り出しているのが、先ほどから言いますマスコミ。間違ってい ようと残念ながらマスコミの報道が世論を大きく左右しているとい うのが現実にあるわけです。今回の申し立てを有利に進めるために は、不本意ながらマスコミをうまく利用しないといけないのかと私 は考えているわけです。町長は、常時マスコミに発言を求められる ことが多く、さらには集団申し立てに対しても、いろんな発言を求 められる立場にありまして、これは誰もがわかっているんですが、 町長の発言というのは、浪江町の誰よりも重い影響力を持っている と私考えております。集団申し立てに関していえば、マスコミを規 制するわけではないのですが、35万円という数字が一人歩きするよ うな報道をさせない方法を考えて、申し立ての私達の考えている真 意がきっちりと国民に伝わるようにしていただきたい。この集団申 し立ての和解案が有利になるというか、いい結果をもたらすために は、世論を味方に付けるという作戦は、残念ながら必要なのではな いかと思っております。

一つ、東日本大震災浪江遺族会というのが、原発の事故のために、 津波の犠牲者の捜索、収容が遅れたという遺族の苦しみとか悲しみ が、マスコミが肯定的に取り上げて、100%の答えではないんです が一定の和解案を引き出したという例があります。これらのマスコ ミを味方に付けることに対して、どのように考えているのか。また、 その他に方法があるのか馬場町長にお尋ね申し上げます。

#### 〇議長(小黒敬三君) 町長。

〇町長(馬場 有君) お答えいたします。

マスコミの対応ということですが、これまでのマスコミに対して は、申し立てする以前、それから申し立ての時点、さらには申し立 て後についての意見交換会は、随時やっております。そういう中で、 私どもの真意が、その3点にあるわけですけれども、それがどうい うことか増額、いわゆる35万円のところにいってしまうということ は非常に残念なことではありますけれども、やっぱりマスコミの皆 さん方に対しての対応としては、そういう意見交換会を度重なる毎 にやっているということなんです。

その35万円についても、ちょっとマスコミさんで書いたところがあるかどうかちょっと記憶していませんけれども、やっぱり精神的損害を交通事故の入院費用の10万円。最低です、これね。入院費用の慰謝料としては最低なんです、10万円。この10万円、最低のものを基準とすべきものなのか。これは先ほど出た町全体が崩壊され、放射線によってあのきれいなふるさとが失われていったということの申し立ての真意について、果たしてそれについて、うまくマスコミさんも報道していただければ、もっともっと違う形になっていくのかと思います。

したがって、これからも各マスコミさんの対応については、さら に意見交換会を度重ねる毎にやって、そしてご理解いただくという 形で対応してまいりたいと考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。
- ○1番(渡邉泰彦君) やっぱりマスコミの対応というのは、我々議員とか一般町民の方がやってもなかなかうまくいかない。やはり町長と直接にいろんなことを言いながら、真意を書かせていくというか、理解してもらうようにしていただきたいと思います。

次に、相手の東京電力に関してご質問させていただきます。ADR 集団申し立ての東京電力の答弁書なんですが、7月に被申立人の東 京電力株式会社から、原子力損害賠償紛争解決センターのほうに答 弁書が提出されております。まず第1点の誠意ある正式な謝罪に関 して、これは既にもう謝罪しているんだと。今回も改めてお詫びを 申し上げていますと。この紙面でお詫びしていますと。これ以上の 謝罪に応じることは困難だということをまず一つ言っております。

2つ目は、責任ある除染ということに関しては、平成24年11月に 策定された特別地域内除染実施計画に基づいて、平成26年3月の完 了に向けて除染作業を進めているんだと。費用もいったん国が負担 しておりますが、その後、東京電力が支払いして責任を全うします と答えています。最後の精神的損害賠償に関しては、公平かつ適切 な損害賠償をするために、被災者の一人一人の具体的な事情にて算 定すべきだと。集団的、画一的に検討するのは困難であると答えて いるんですね。さらには被ばく、避難生活、子供、高齢者、家族の 離散、地域コミュニティの破壊に関しても、中間指針に照らして支払をしているという答弁なんです。これ全く見直す考えないと言ったらおかしいですけれど、本当にぬかに釘ではないのですが、本当にこちらを馬鹿にしているような答弁書を送ってきているわけです。この答弁書に関して、町長がどのように感じているのか。また、今後どのように対処していくのかお聞かせ願います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- **○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君)** ただいまの質問にお答えいたします。

東京電力の答弁書につきましては、こちらでも想定していたとおり、全く誠意のかけらもないものであったと考えております。その誠意のかけらも見られない答弁書に対しまして、7月31日付で町弁護団より、求釈明申立書を紛争解決センターに提出いたしました。それに対する回答は、まだ現在いただいておりませんが、その回答によりまして、町弁護団と今後協議しながら、対応を検討してまいりたいと考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。
- **○1番(渡邉泰彦君)** 相手が理解、そしてほとんど我々に反応しないというところに、ちょっと私達も申し立てしているという現象がありまして、かなりこれは厳しい対応になってくるのではないかと私は思っております。

その集団申し立てに対する波紋について、少しお聞きしたいので すが、私達のADR集団申し立てをする以前もそうなんですが、その 後もなんですが、いろんな日本全国で東電に対して集団訴訟申し立 てが今行われております。県内も南相馬市小高区の住民、飯舘村の 長泥地区の住民、さらには宮城県の丸森町の住民による集団申し立 てが行われています。また、千葉県に避難している被災者、東京に 避難している被災者等、集団訴訟を起こしているわけでして、今後 も集団申し立てや集団訴訟がどんどん増加していくんだろうと私は 思っているわけでして、その中でやっぱり先ほど申しました東日本 大震災浪江町遺族会がADRで原子力紛争解決センターが示した和解 案に合意をしたと。慰謝料の要求は、満額には達してはいないんで すが、一定の落としどころを見つけて和解をしたいという結果があ ります。浪江のADRの集団申し立ての結果が出るまで、今後もいろ んな集団訴訟や集団申し立てが起こってくるんだと思います。それ らによる波紋なんですが、私は今回のADR集団申し立てに関しては、 申し立てをしました。もうこれで終わりということでは納得できな くなっている状況だと思います。やっぱりベストではないんですが、

よりベストに近い和解案を引き出すことが求められると思います。もしこれができなければ、浪江町が浪江町民の信頼を失うということにもなりかねないことだと思います。やはり浪江町が代理人となって集団申し立てを行っている以上、一定の落としどころを模索して、浪江町民が納得するに値する結果を出す必要があるかと思いますが、この件に関して、どのような対処を考えているのか。また、他の町村との連携なんかも考えているのか、馬場町長にお聞きします。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- **○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君)** それではお答えいたします。

それぞれの訴訟や申し立ての理由につきましては、当町の申し立て理由とは異なるものでありますが、そのような動きは世間の関心を保つ意味で大きな大切なものだと考えております。

また、東日本大震災浪江町遺族会の申し立てが一定の成果を上げたことは、今回の申し立てにも大きな後押しになるものだと考えております。申し立てをすればそれで十分であると考えたことはございませんし、浪江町民の被害の実態が反映され、慰謝料増額の和解案が提示されることは、世の中がこの原発事故による被害の重大性を改めて認識することにも繋がるものと考えており、必要なことだと考えております。

なお、他の団体との連携につきましては、浪江町と同様の被害を 受けた自治体と連携することができれば幸いだと考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。
- ○1番(渡邉泰彦君) 先月、私ども議員と町民の方の意見交換会をやったときに、なぜ今回ADRの集団訴訟が浪江町単独なんだという質問がたくさん出ています。やっぱり連携を取るということを町民も希望しているのかと私自身は受け取ったわけですが、課長がおっしゃったとおり、連携というのはこれ必要だと思います。1個の弾よりも大砲でいくという方法が、東電という巨大な敵を倒すといったらおかしいんですが、敵に勝つためには必要だと思いますので、いろんなところで連携を取りながらやっていただきたいと思っております。

次に、2つ目の質問なんですが、さてその東京電力に関してなんですが、国と東京電力への公的支援について、何点か質問させていただきます。国の公的支援の追加について質問申し上げます。

国は、東京電力の公的支援の上限として5兆円という数字を出しています。すなわち交付国債の発行枠は最大でも5兆円ですよと。 この5兆円という数字をいろいろ調べてみたんですが、過去に遡っ ても最新の資料を見ても上限の5兆円だけ、回りの状況が変わって もずっと変わってないんです。毎年毎年、毎月毎月、避難民の状況 や被災地の状況がどんどん変わっているにもかかわらず、まだ原発 事故の処理の状況が変化しているにもかかわらず、上限5兆円とい う数字は変わらないわけです。さらに、この5兆円が2015年7月、 今年の7月現在で、もう既に3.2兆円が支払われているんです。残 りが1.8兆円ということになるんですが、今後、財物賠償が始まり、 包括請求が始まり、さらには田畑の補償が始まって、大きくお金が 動く時期なんです。この1.8兆円で補うということは不可能だと思 っております。この資金がショートするというのが見えているわけ で、迅速で十分な賠償というのは、被災者の生活再建には必要不可 欠だと思っています。国は速やかに公的支援の上乗せをすべきだと 私は思っておりますが、今回の原発事故に関しては、東京電力だけ に一方的に責任を押しつけるものではなく、原子力政策というもの を推進してきた国にも責任は分担すべきだと思います。このように、 国が東京電力への公的資金の限度額の枠組みを変えない。これに関 して上限の撤廃をするために町長が行動を起こせるかどうかご質問 申し上げます。

- 〇議長(小黒敬三君) 復興推進課長。
- 賠償に関する東京電力への国の公的支援については、議員おただしのとおり、原子力損害賠償支援機構法に基づいて原子力損害賠償 支援機構に対して政府が国債を発行して同機構がこれを財源として

○復興推進課長(宮口勝美君) この件に関してお答え申し上げます。

支援機構に対して政府が国債を発行して同機構がこれを財源として 東京電力に資金援助を行うという仕組みになっております。今、お 話にありましたとおり、同機構及び電力が作成しています総合特別 事業計画によりますと、これまで政府から5兆円の国債発行が認め られているという状況でありまして、その内現在まで3兆8,000億 円が2013年度末までには交付されるということになっております。

また一方、機構法の中の第51条においては、政府は国債の交付がされても、なお当該資金交付に係る資金に不足を生ずるおそれがあるときには、機構に対して必要な資金を交付することができるという条項がございます。今後、支払は速やかにされ、賠償が進んでいく中で、政府が適切に資金援助を行うものと私としては認識をしておりますが、すべての災害が滞ることなく賠償されるよう、状況に応じ町からも当然のごとく政府に対しては求めてまいりたいと思っております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。
- ○1番(渡邉泰彦君) その5兆円の交付国債なんですが、本当に今課

長がおっしゃったとおり、国が原子力損害賠償支援機構に現金化で きるという5兆円の交付国債の発行枠を割り当てて、それが東京電 力が現金化して賠償しているという仕組みになっているわけです が、やはり結局その5兆円に関しては、東京電力が現金化したもの に関しては、東京電力が毎年の利益から返済するという仕組みにな っています。しかし、御存じのとおり、東京電力が毎年の利益から 返済するという仕組みなんですが、これも東京電力の収支改善が大 幅に遅れているということがあります。要するに、この前提が揺ら いでいるわけです。この計画自体が破綻していると私は考えており ます。さらに国が追加支援をする場合は、現在の東京電力の経営状 況から見れば、返済義務のない直接支援に切り替える必要があるの ではないかと思っています。すなわち国民の血税をそのまま生に投 入するという事態になるかと思います。国民のコンセンサスを得る には非常に難しいということだと思います。国がその追加支援にな かなか踏み切らないというのが、それが一つの要因になっているの かと感じております。しかし、被災地の復興のためには、事故を起 こした東京電力の責任は当然重いとは思うのですが、原発に安全の お墨付きを与えていた国がやっぱり責任を果たすのは当然のことな んだと思います。国が、東京電力に税金による直接支援は、確かに 国も負担になり、過去の原子力行政の問題点を洗い出すことになっ てしまうということになるわけです。このように、追加支援をちゅ うちょしている国に、もうちょっと強い要請力、要するに要請をし ないと、なかなか重い腰を上げないのかなと思っております。その 辺に関して、今後国に対して、原子力損害賠償法の規定の見直し等 を含めてお願いすることができるのかどうかお尋ね申し上げます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) 原子力損害の賠償に関する法律の第3条にあるとおり、事業者としての東京電力の責任は当然ありますけれども、今、議員おっしゃるとおりこれまで原子力政策を推進してきた国に対しても、当然国が果たすべき責任と役割があるわけでありまして、これを明確にして、今回の事故が東京電力という一事業者だけの責任ではなくて、国もその当事者であると。そうした対応をすることが必要だということは、これまで事故以来、町としても訴えてきたところでございます。国の責任として、政策の不備で生じた放射能汚染災害の責任をとることが必要でありまして、特に損害実態に即した賠償の責任ある確保については、今後も国に訴えてまいりたいと思っております。
- **〇議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。

○1番(渡邉泰彦君) 追加支援をしないと資金ショートするのは目に見えているわけでして、追加支援ができない場合に浪江町民にどういった影響を及ぼすのかということについて、ちょっと質問させていただきます。

現在、浪江町民は、東京電力から郵送されてくる、俗に言う難し くてわかりにくいというさまざまな書類と格闘しているわけです。 損害賠償の請求については、本当に難しいといったことが言われて いるわけです。さらに原発事故から時間がずっと経ってきて、その 支払いの難しい書類を書いたにもかかわらず、支払のハードルが高 くなってきているんです。現実に言えば、浪江町民はあきらめてい ると。もう面倒くさいしできないと。そんなだったらもういいと落 胆もしているわけです。今までは賠償できちんと認められた項目に 関しても、ちょっともう認められないよと。なおかつ書類も複雑化 させして、添付する資料も増えているのが実は現状なのです。東電 は簡単にしている、簡単にしているというんですが、実は一方では かなり書類の要求が多いというのが現状なのです。どんどんハード ルを上げて複雑化しているのは、やっぱり賠償がどんどん膨らんで きているんです。そういったことで、なかなか資金ショートをさせ るのをちょっと延ばそうかと、国の支援が出るまで延ばそうかとい う姿がどうしても見えるわけです。国が東京電力の追加支援を決定 することによって、東京電力にもギブアップ宣言させないんだと。 東京電力があくまできちんと賠償していけるという姿勢にも繋がる かと思うんです。やっぱりこれ、国にしっかり追加支援をさせると いうことを確約することが必要だと思います。

そういった中で、賠償をスムーズに進めるために、町が一生懸命 やるというのは本来の姿なんだと私は思っています。そこで、浪江 町民に、安心を持たせることに対して、どんなような施策を持って いるのか。どんなことを強化すべきなのか、ご質問申し上げます。

- 〇議長(小黒敬三君) 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) 汚染水のタンクからの漏水であるとか、 小動物による冷却装置の停電など、今なお原子力発電所事故が継続 中であり、こうした状況に国はようやくといいますか、オリンピッ クの成果といいますか、東電任せではなく全面に出るという国際公 約をした経過がございます。これにつきまして、当然賠償の面でも 今議員がおっしゃるとおり、国が全面に出て賠償していく責任があ ると思っております。町では当然のごとく要望、要求をしているわ けですけれども、町からの要求だけではなくて、当然国からの強い 指導、県からの強い要求というのも必要になってくると考えており

ます。汚染水の対応同様、賠償における被災者への対応改善についても、賠償に関する費用の確保とあわせて、国がしっかりと問題意識を持って対応するように、今後も強く申し入れていきたいと思っています。

- **〇議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。
- **○1番(渡邉泰彦君)** やっぱり町、国、県が3つ、要するに三位一体 となって東電に対応していく必要があるのかと思っています。

その東京電力なんですが、再稼働ということを今口にしているわ けでして、今、東京電力が再稼働を計画している原発については、 柏崎刈羽原発6号機、7号機、さらには福島第二原発の1から4号 機の合計6機を考えているようでありまして、柏崎刈羽原発の再稼 働に関しては、テレビでちょっと私も拝見したんですが、新潟県の 泉田知事が東京電力の社長に対して鋭い怒りと憤りをテレビで見た んですが、しかしながら、そのあと東京電力が原発立地市町村、す なわち柏崎市と刈羽村長のところに行っているのですが、東電の再 稼働を容認しているんですね。そこのニュースでしか見ていないん ですが、そこで地域の住民のインタービューなんかを見ると、東京 電力がないとだめなんだと。要するに、電力が我々の生活の基盤な んだという町民が何人かおりまして、再稼働を逆に望んでいるとい う姿があります。福島第二原発の再稼働に関しても、福島県の佐藤 雄平知事が、第一、第二はすべて廃炉だということで言っておりま す。しかし、富岡町、楢葉町の町民の一部には、大飯原発の再稼働 を例に挙げて、残念ながら福島第二原発の再稼働を容認している住 民もいるわけなんです。東京電力も、報道陣を東京第二原発の中に 入れて、圧力容器、核燃料貯蔵プールなどが破損していないよと、 いつでも再稼働できる状況だということをアピールしているんで す。現在の政府の方針も原発はゼロではないです。日本全国の他の 都道府県では、原発事故というのは風化されているんです。安倍首 相ですら、東京オリンピックのプレゼンテーションでコントロール している。放射能はコントロールしているんだと、本当に人ごとの ように話をしているわけです。福島県でも風化している面がありま して、これらを利用して東京電力が、賠償資金の確保のために再稼 働を目論むと言うことも考えられないわけではないんです。東京電 力が言うには、1基動かせば、年間1,000億円の利益が出ると。6 基を再稼働すれば年間6,000億円、5年間で3兆円になるという試 算も東京電力はやっているんです。完全賠償の補償のために再稼働 するという流れを作っていくように感じて、どうしても私も不安が ぬぐえないんです。このような再稼働と賠償金を結びつけるような

東京電力の姿について、どんなふうに感じているのか。また、福島 第二原発の再稼働としてどのような態度で対応するか、町長にお聞 きいたします。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- 〇町長(馬場 有君) お答えいたします。

再稼働の論議については、私は、いつも言っていることは、福島の大きな事故、その原因究明と検証をしていないです。要するに、大津波が来たためにああいう事故を起こしたのか。それとも冷却水の配管が地震によって壊れて、それが爆発、あるいは放射能物質が大気の放出されるような事態を招いたのか。その原因究明すら、まだはっきりしていないです。そういう状況の中で再稼働するということはあり得ません。さらには、私どもの2万1,000名の町民が全国にばらばらに避難して苦しみを味わっている状況の中で再稼働することはあり得ない。

さらに、福島第二原発の問題についても、町といたしましても、 県内の原発は全基廃炉ということを主張しておりますので、そうい う状況で今再稼働をするという論議については誠に遺憾だと感じて おります。

- **〇議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。
- ○1番(渡邉泰彦君) 最後に、これに関連する質問なんですが、先ほども申しましたけれども、先月、議会が各地を回って町民との意見交換会をしました。なんかその中で感じたことなんですが、町民が浪江に帰るという意識がどうも薄れてきているなと大きく感じたわけです。やっぱりこれ、浪江町の町民の絆をつなぐことが今後すごく大切になってくるかと思います。町長も、毎日忙しい毎日を過ごしているのは私も知っているわけですが、その中でも、できるだけ県外の被災地を訪れて会話をしたり、話を聞いたり、いろんな町長が方針を話すということではなくて、浪江の町長として全国に避難している町民に対して、どこにいても浪江町民だという姿を見せるにはやっぱり会話と話が大切だと思いますので、今後そういったことができるのかどうか。そういった行動をとることに対して町長はどう思っているかお聞きいたします。
- ○議長(小黒敬三君) 通告にありませんが。
- **〇1番(渡邉泰彦君)** 以上で質問を終わります。
- **○議長(小黒敬三君)** 以上で、1番、渡邉泰彦君の一般質問を終わります。
- ○議長(小黒敬三君) ここで10時40分まで休憩いたします。

#### **〇議長(小黒敬三君)** 再開いたします。

(午前10時40分)

#### ◇松 田 孝 司 君

○議長(小黒敬三君) 6番、松田孝司君の質問を許可します。 6番。

[6番 松田孝司君登壇]

○6番(松田孝司君) 6番、松田孝司といいます。今回、質問を初めてですけれども、一問一答方式で行うことを議長の了承を得て、この席に立たせていただきました。

私は、先般の町議会議員選挙において、多くの人に支えられ当選しました。ただ、応援してくれた人、一人一人の思いはさまざまです。帰れるものならすぐにでも帰りたい人、帰りたくてももう無理と帰るのをあきらめた人。でも、大部分の人は、まだ先の見通しが見えなく、身動きのとれない状態だと思います。すべての人の思いに答えることはできませんが、自分なりにそれぞれの思いを少しでもその人たちの役に立てるようにこれからも頑張りたいと思います。

今回の質問ですが、1復興公営住宅について、2行政区について、 そして最後に災害対策について、3項目を詳細に質問させていただ きたいと思います。

まず質問に入る前に、一昨日2020年に東京でオリンピックとパラリンピックが開催が決まりました。私も、第1回福島駅伝で浪江町チームのアンカーとしてゴールテープを切らせてもらいましたから、そのぐらい走るのが好きですから東京での開催は大歓迎です。ただ、ますます私達被災者が忘れ去られるのではと、不安も多いです。現実に国主導で福島原子力発電所事故の汚染水処理には、470億円投入するといっていますが、今回のオリンピック主体は東京都です。それに国は国立競技場だけで1,300億円投入するといっています。おそらく全体では4、5,000億円は投入することになると思います。技術者や建設作業員も資材や機材も、オリンピック優先になり、物価も高騰し、わざわざ放射能を浴びてまで作業をする人も少なくなるのではと思っています。復興がますます遅れるおそれがあると心配しています。

さて、今、町民の大部分の人は切実に何を一番必要としているのでしょうか。それぞれの思いがあるとは思いますが、私が考えるに

は先ほども申しましたが、まず早く先の見通し、方向性をなんとか 早く示してほしいというのは一番だと思います。除染にしても、最 終処分場、中間処理場も決まっていない中、現在、仮置き場の場所 を巡って行政区に下駄を預けています。放射能で汚されたふるさと 浪江町、もう一度は死んだ土地です。その汚れたふるさとの自然を 元に戻すのは容易ではないと思います。普通の人は中年になると体 重は簡単に増えますが、それを無理して減らすとさまざまな弊害が あります。それと同じで、長い年月がかかるのではと思います。賠 償にしても、原状回復という基本からかけ離れ、なかなか納得して 前には進めない状態です。今、なにより最優先にしてほしいのは、 今朝の新聞にも市町村長の声として、浪江町長の声としてやっと最 優先は生活環境という声が聞こえました。本当に、まず今生きてい る私達の、特に高齢者のためにも、早く復興公営住宅の建設や、避 難前に近い生活環境にしてくれるのが一番だと思います。高齢者に は時間がありません。あと何年後に戻りますかというような悠長な ことを言っている場合ではないと思います。きょう、あすの命かも しれないんです。今、すぐにでも避難前の何気なく当たり前に暮ら していた生活環境に近づけてもらうのは、高齢者の切なる願いでは ないでしょうか。

最初の質問に入りますが、今回も意向調査の調査票は、一戸一戸に送付して調査しています。前回の、今先ほど63.6%の回収率と話がありました。よく考えてみてください。私達や若い人達にはなんとか理解して答えられると思いますが、高齢者の方達はどうでしょうか。字が小さくて読めないとか、文章が理解できない人が大部分ではないでしょうか。はっきり言って答えきれないのではと思います。質問内容も雲をつかむようで、具体的なことは何も書かれていません。今までのように仮設住宅を余分に作り余すことのないません。今までのように仮設住宅を余分に作り余すことのないでは、意向調査を県内だけでも戸別訪問して聞き取り調査をすべいる全世帯に、事前に訪問日を連絡し、戸別訪問による復興公営住宅への入居の聞き取り意向調査を行ったそうです。確かに人手や時間がかかるとか、問題もあるかもしれませんが、それに余りある得ることも多いと思います。

本来ならば、行政区の総会で意向調査をするのも、お互いが相談できるから良いことだとは思いますが、意向調査を県内だけでも郵送の意向調査から、戸別訪問による聞き取り意向調査に変更の考えはないかお答え願います。

- 〇議長(小黒敬三君) 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) お答えいたします。

現在、2万人を超える町民が、全国に避難している状況にあります。全町民を対象とした戸別訪問による調査ということについては、調査の期間、調査員の確保、あるいは秘密の保持ということを考えますと、対応が困難であると考えております。

郵送による調査票方式について寄せられた意見の中には、今、議員がおっしゃられましたように、各設問の内容を理解するのが難しいということも実際ございました。復興庁では問い合わせのセンターを設置して、内容や書き方の説明などについての対応もしての対応ところでありますが、町においても電話での問い合わせについては対応させていただきました。その他の対策として、説明会の開催ということも考えられるかと思いますが、開催場所とか回数等を考えたときに、やはり各地でそういざいます。これらのことからときに、やはいるところでございます。これらのことからないまないかと考えているところでございます。これらいたの設問についても作った経過がございます。そういったり具体的な内容を盛り込むということで、国とのやりとりないまり具体的な内容を盛り込むとで、国とのやりとりにないまります。そ後もそういった形で検討して、実施してまいりたいと思っております。

- 〇議長(小黒敬三君) 6番。
- ○6番(松田孝司君) 話はわかりました。ただ、今回は名前も入っているはずです。だから、結局帰ってこない人もわかると思うんです。その人に直接、町から声をかけるとか、町民に寄り添った調整を行ってほしいと思います。どう考えていますか。町から、アンケートが来ない人に声をかける考えはありますか。
- 〇議長(小黒敬三君) 復興推進課長。
- **〇復興推進課長(宮口勝美君)** 確かに今回、記名式ということでお願いしております。ただ、アンケートにお答えいただかなかった方に対して、こちらから再度ということの考え方は持っておりません。
- **〇議長(小黒敬三君)** 6番。
- **〇6番(松田孝司君)** わかりました。とにかく町民に寄り添ってよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、次の質問ですが、今回、意向調査にも載っていましたが、エレベーター付きの3階から5階建ての集合住宅。理由としては、早期の相当数の戸数を整備するためと書いてありましたが、それならば、なぜ昨年度県はせっかくの復興公営住宅の予算を使わ

ずに、国に予算を返上したのでしょうか。私が思うには、復興公営 住宅としての役割が終わってからの維持管理を考え、県は集合住宅 にしたとしか思いません。

避難前、大部分の町民は平屋か2階建ての少しもてあましていた かもしれませんが、庭付きの広々とした家に住んでいたはずです。 復興公営住宅にしても、災害救助法に準じた復興公営住宅ではおか しいと思います。私達は、一国の総理大臣の避難命令でふるさとを 追われて暮らしているんです。なんら避難前の何気なく当たり前に 暮らしていた生活環境に近づけてくれというのは無謀でしょうか。 私は当然だと思っています。きのうも復興計画策定委員会を傍聴し ましたけれども、エレベーター付きの3階から5階建ての集合住宅 について委員の方も浪江で何人がそんな建物に住んでいたと。 2 L DKや3LDKの部屋では、浪江に住んでいたときより狭くて家族 で住めないとか、何を基準にしてそんな設計をしたんだと県の職員 にも質問しました。そしたら、県営住宅の既存の設計ですとの答え でした。私達は広い家があるのに、住めないのに今現在ここにいる んです。なぜそんな安直な答えが返ってくるのでしょうか。私達に 寄り添って建ててくれるべきだと思います。福島復興再生特別措置 法にも、生活拠点形成事業計画の策定等には、県知事と避難市町村 長共同で生活拠点形成事業計画を作成すると書いてあります。これ は町外コミュニティと同じだと私は思っています。この計画は、公 営住宅と管理に関することも入っていると思います。町長または町 当局で復興策定委員会で検討して作られた町の復興計画を県に示さ なかったのでしょうか。先月、8月復興委員会の傍聴をしたときも、 ある委員が、いくらこの席で議論しても、せっかく作った復興計画 が反映されないなら、この委員会をやっても無駄なのではといって いました。避難前と同じとまではいいません。せめて当たり前に、 なにげなく暮らせる一戸建ての復興公営住宅を県に強く望む考えは あるのでしょうか。お答え願います。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) 復興策定委員会で検討して作られた町の復興計画を県に示さなかったのか。これは、県はもちろん復興庁、そちらのほうにも私どもの復興計画は示しております。そういう状況の中で、今、議員おただしのとおり、我々お願いといいますか、100%達せられなかったということだと理解しております。
- 〇議長(小黒敬三君) 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) それではお答えいたします。

1月に行われた前回の住民意向調査の中においても、住宅の形態

としては公営住宅を希望する方が28.8%、持ち家を希望する方が43%になっております。また、同じ回答者により回答された別の設問の希望する住宅の建て方という設問に対しましては、74.2%の方が1戸建てを望んでいるという現状がございます。このことから、復興住宅を希望する方が、ほとんど戸建てを希望しているという状況を確認しておりますし、そのことは県、国との交渉の中でも訴えてきているところです。

しかしながら、今、町外コミュニティも含めた中で、他の自治体との交渉の中では、できるだけ利便性の高い場所に復興公営住宅を建ててほしいというお願いをしているところです。となりますと、まずは戸数の確保ということが一番最初に出てきてしまうものですから、そのために集合住宅で対応せざるを得ないという状況がございます。郊外等に行けば、敷地に余裕がある場合については戸建てということも可能ではあるかと思いますが、そうなりますと今度は交通の便が悪い、買い物に行きづらいということもございますので、そういったところをあわせまして、一応町としては利便性の高いところにまずは公営住宅の敷地を見つけてほしいという要望をしていることからそういう状況になっております。

また一方で、町内における公営住宅建設に関しましては、当然のごとく戸建てとか、二戸一であるとか、そういった形の建て方というのも選択肢として当然持っているところでございます。

### 〇議長(小黒敬三君) 6番。

○6番(松田孝司君) 利便性が悪いのは確かにわかります。ただ、県はそれだけ用地を努力して探しているのでしょうか。私は専業農家だったんですけれども、結局今も減反政策は行われていると思います。3分の1が減反なんです。土地がないと、町場の都市部の近くにこういうところもあると思うのです。もう少し積極的に我々のために動いてほしいと思うのですけれども、これはいいです。

次の質問に入ります。現在、二本松市、いわき市、南相馬市の3市に町外コミュニティとして、復興公営住宅の建設を考え、県に要望していると思います。しかし、浪江町民は全国46都道府県に点在し、県内にも多くの市町村に離散して、仮設住宅にしても5市2町に31カ所に分かれて暮らしています。なかなか先の見通しが見えない中、2年と半年を過ぎると、避難先にもなじみ順応して、仕事や学校などの関係もあり、当分帰れないのなら、今住んでいるところへ復興住宅をと思っている人は、だいぶ多くなっているのではと思っています。先ほどの行政報告にもちらっと入っていました。そういうことも考えるといっていたような気がします。今回の意向調査

でもどこに住みたいか、希望先を募っていますが、現実に3市に集約は難しいのではないかと思います。聞くところによりますと、福島市や本宮市でも浪江町から話があれば検討するみたいな話も聞こえてきます。私の住んでいる桑折町でも、昨年末に桑折町から現在、仮設住宅のある東側、4号国道を挟んだところに町外コミュニティ用地として4~5~クタール浪江町に提供できるとの話で、自治会の役員で、浪江町長に面会し申し入れを行いましたが、それからなしのつぶて、町当局からもなんの音沙汰もありません。

確かに町としては3市に集約できればそれに越したことはありませんけれども、現実に今回の意向調査の結果、まだ発表となっていませんが、もし要望が多ければ、町外コミュニティとして復興公営住宅を3市以外に要望の考えがあるのかお答え願います。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) 先ほど、行政報告の中でも申し上げましたように、3市以外の自治体からも復興公営住宅の整備をしてもいいという提案がございます。そういう形の中で、町民の方からも先ほど松田議員が質問されましたように、やっぱり2年以上も過ぎて、住んでいるところ、今避難なさって住んでいるところが一つのなじみといいますか、そういうものになってきているということもございますので、意向調査の結果そういうことが数カ所出てくるようであれば、町としてもそういう考え方で今後進んでいきたいと考えます。
- 〇議長(小黒敬三君) 6番。
- **〇6番(松田孝司君)** わかりました。

次の質問に入らせていただきます。今回、復興公営住宅に入居方針が示されました。コミュニティ維持のため、市町村単位での入居。親族同士等、複数世帯での入居(グループ入居)に配慮。高齢者、障がい者、妊婦を含む子育て世帯に配慮の3点となっています。仮設住宅に入居の際も、当初は行政区単位とか聞いていましたが、現実にはある程度まとまっている行政区もありますけれども、大部分が離散している現状です。私は、現在仮設住宅に住んでいますが、やはり今回の避難で、行政区の人達が全国に離散してしまいました。確かに仮設住宅で仲良くなった人も多くおります。行政区の人とは、付き合い方が全然違います。一度こじれてしまうとあとは修復不可能で、顔を合わせても口も聞きません。やっぱり同じ行政区の人は、私を含め桑折の仮設には5世帯あります。同じ浪江町の行政区でも家は1.5キロメートルぐらい離れていますから、顔を合わせればやっぱりあいさつ程度は今までしていました。ただ、今回同じ仮設ということで、今では親戚同様の付き合いをさせてもらっています。

余計なことは話しませんが、顔を合わせればほっとする。やはり生まれ育った行政区で先祖代々の長いつながりがあるからだと思います。今回は本人の希望もあると思いますが、できるなら同じ行政区の人をいろんな事情で復興公営住宅に入れなかった同じ行政区の人達が、仮のふるさととして遊びに来れるような、何件でも同じ行政区の人をまとめ、そしてその回りを近くの行政区と広げ、リトル浪江町的な復興公営住宅にするのが町外コミュニティのあり方ではないでしょうか。復興公営住宅の入居選定方法は、町はどう考えているかお答え願います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) お答えいたします。

今、議員のほうからもお示しいただいたように、県の方針としては、先ほどの3点が示されておるところです。より詳しい内容につきましては、今後個別部会の中で県、国と詰めていく内容になりますが、今お話にありましたとおり、行政区としてのまとまりをできるだけとってほしいというお話でございます。

実は、仮設住宅の入居の際にも、そういった方針を出しておりました。ですが、結果として今おっしゃられましたように、なかなか各世帯毎の事情等もあって、それができなかったという実態もございます。そういったところも含めまして、コミュニティの維持については進めていきたいと思いますが、今、実際のところ、公営住宅自体の全体計画というものが示されてないというのが実態です。まずは場所がないということがありまして、まず場所が決まった。そこに何棟建てると。そこのできたところからどんどん入居というだなってしまうものですから、全体計画が示された中であれば、今おっしゃられたように、各行政区ごとにここね、ここねと割り振りもできるのですが、そういう実態にないというのも実際問題としております。方針としては、あくまでも先ほど議員からあったように、行政区単位なり、元々のコミュニティを維持したいということでおりますが、その辺については今後協議していきますけれども、なかなか難しい課題であると認識しております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 6番。
- **○6番(松田孝司君)** まだ本当に課長が言ったとおりに何も決まっていない中でこんなことをいうのはなんですけれども、それを念頭において動いてほしいと思います。

次、行政区についていくつか質問させていただきます。現在、ど この行政区でも行政区の人達が全国に離散してしまい、誰がどこに いるのかわからないので連絡もままならなく、動くに動けない大変 な思いをしている区長さんもあると思います。行政区でも苦労して 住所録を作成しているところはありますが、戸数の多いところはな かなか住所録の作成は大変だと思います。確かに、個人情報が絡み ますから慎重になるのもわかりますが、今は平時と違い、有事の状 況です。行政区でも行動するにも住所録が基本だと思います。町当 局では49行政区の中で、住所録を作成していない行政区はいくつあ るか把握しているでしょうか。個人の意思確認は必要ですが、各行 政区の住所録作成に協力の考えはありますか、お答え願います。

- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) それではご質問にお答え申し上げます。

各行政区の住所録作成につきましては、現在把握してございません。ただ、これまでも行政区長から、行政区内住民の避難先住所等について、文書でリスト等を作成してご依頼があればその住民本人に、町の方で意思確認をした上で、避難先住所等の情報について提供してきたところであります。そういうことで、これからもそういうことで協力してまいりたいと考えております。

- 〇議長(小黒敬三君) 6番。
- **○6番(松田孝司君)** わかりました。これからも区長会等あると思います。そのとき町からもその点を聞いてほしいと思います。

次の質問に入ります。現在行政区長会が年に何回か行われると聞 いています。浪江町に住んでいるときなら自然に回りから情報が入 りましたけれど、現在みたいに全国に離散していると、遠くなるほ ど町の情報が入りません。やはり区長さんにもある程度行動しても らわないと、町としても行政区の人達も困ると思います。現在、区 長さんによって行動はさまざまです。毎月のように役員会をやって 一生懸命に動いている区長さんもいると聞いています。しかし、東 日本大震災から一度も行政区の総会、役員会をやっていない行政区 もあると聞いています。この議場にお集まりの中の行政区でまだ総 会、役員会をやっていないところもいるかもしれません。一体この 差はどうしたんでしょう。町としても何らかの対策が必要ではない でしょうか。毎月、行政区の役員会とまではいいませんけれども、 町としても行政区長会をやるからには行政区全体に町の考えを伝え て欲しいというから、やっているのだと思います。町当局でも各行 政区の行動を把握しているでしょうか。町からある程度同じ動きを するように、各行政区長活動の一元化の考えはあるのでしょうか、 お答え願います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) それではお答え申し上げます。

現在、浪江町は、避難指示解除準備区域など3区域に区分され、さらに住民も今なお県内外に広く避難している状況であります。そういう中で、行政区の活動運営にも大変な支障をきたしているというのが現状であります。このように、地域コミュニティが崩壊の危機に直面している中で、議員おただしの意味も含めまして行政区が自発的に地域コミュニティの維持のために活動する事業に対して、浪江町行政区活動補助金を平成23年10月に設けました。対象事業には、今議員がおっしゃっておりましたように、地区の総会とか役員会とか、そういうことも開けば対象になりますよということで、これらについては行政区の区長会の総会の中でも説明しているところであります。そして昨年は交付額の拡充もしております。これらを通じまして、各行政区の活動を支援してまいりたいと考えております。

# 〇議長(小黒敬三君) 6番。

○6番(松田孝司君) わかりました。次の質問に入りますけれども、 私は昨年度、復興策定委員会に公募で参画させていただきました。 町外コミュニティ部会委員として、活動したわけですが、つくづく 町として行政区の必要性を感じていないのかと思いました。確かに 町長の暗中八策にも新たなコミュニティ創造はありますけれども、 当たり前のことだから載せないのか、行政区に関してはなんにも触 れていませんでした。復興計画の中でも推進に当たっての基本姿勢 に協働の精神により、町民自治会、町民団体、事業所、町とあり、 行政区は入っていませんでした。私がその点をただしましたから、 あとで正式に製本して、自治会の前に付け足しで入ってありました。 ただ、文章としては入っていませんので、いかにも付け足しだとい うのはすぐにわかります。町当局では、平成29年3月を目途に帰還 を想定して動いていますけれども、それを新たなコミュニティ、仮 設や借り上げの自治会を主体に可能でしょうか。新たなコミュニテ ィ自治会は、にわかづくり、その場づくりの各地区から集まった組 織です。それぞれ準備、居住制限、帰還困難区域とそれぞれの思い が錯綜している組織だと思います。本当に帰還を想定するなら、ま ず行政区単位で、今から帰還に向け動いていかないとだめではない かと思います。それぞれの行政区単位で帰還について、問題は山積 していると思います。今、全国に離散している住民の帰還の有無を、 行政区単位で把握し、今後の問題点を町当局も入り、行政区単位で 考えていくべきではないでしょうか。当たり前のことを言って申し 訳ないですけれども、隣組があって49の行政区が成り立ち旧町村。 そして浪江町と今までピラミッドでなっていると思います。それが

今は町から直接町民へ文書で各戸に配布して、意向調査もしかりです。離散しているからこそ行政区を大事にしていかないと、今後の機関運営に支障をきたすおそれがあると思います。私達の心のふるさとは、まず自分の家、そして自分の家がある行政区なんです。今後の行政区のあり方をどう考えているのかお答え願います。

- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) それではお答え申し上げます。

今回の災害対応では、行政区長さんの役割は大変重要でございます。既に行われました区域の見直しとか、除染の仮置き場などでは 区長さん方に集まっていただき協議を行っております。

さらに、事案に応じて区長会理事会や関係する区長さんに集まっていただいて協議を行ったところであります。区長さんにおかれましては、それを各地区に持ち帰り、地区協議とかそういうことをしたことも聞いております。

さらに、地域住民同士の交流も今回の避難状況の中では少なくなってきておりまして、絆が薄れつつある現状では、行政区は地域住民のもっとも身近な情報発信及び情報交換の場として非常に重要であると考えております。

町といたしましては、今後とも地区住民の絆の維持や町と地区住民との連絡機関、復興へ向けての協議機関ということで、行政区の活動を支援してまいりたいと考えているところであります。

- **〇議長(小黒敬三君)** 6番。
- **○6番(松田孝司君)** 前に言った帰還に向けての準備とかは入っていないですけれども、やっぱり行政区が成り立たないと本当に帰るのは大変だと思います。よろしくお願いしたいと思います。

あと災害対策に移らせていただきます。今年の3月に町では浪江町では、浪江町震災記録誌として、平成23年3月から平成24年3月31日までのダイジェスト版を発行しました。町民を守るために役場の職員は獅子奮迅な働き、本当に大変だったと思います。

ただ、私はその時、一町民として町当局の動きを歯がゆい思いを していたことも確かです。あれからもう2年と半年が過ぎましたが、 町当局として完璧な行動をしたのでしょうか。いろいろ反省点もあ るのではと思います。町当局として、今回の避難に際して、自らの 行動を記録として後世に伝える義務もあると思います。

あと、今まで町の災害対策体制としては、災害対策本部設置前に 事前配備と警戒配備、そして災害対策本部として第1非常配備、第 2非常配備。あと原子力発電所事故に対しても1号非常配備と2号 非常配備体制となって、それによって動いたと聞いております。

今回の東日本大震災や福島第一原子力発電所事故を受けて、今年 6月に国会で災害対策基本法が改正されました。今後町でも災害対 策基本法の改正により、災害対策体制の見直しの考えはあるのでし ょうか。もし、見直しの考えがあるのなら、全町避難という非常事 態の時、今まで町の職員だけで十分な対応はできるのでしょうか。 福島原子力発電所は現在収束に向け動いていますけれども、まだ、 冷温停止状態にすべく冷却水をかけ続け、その後の汚染水処理に追 われ、まだまだ予断が許さない状態だと思います。何せ設備は仮設 設備です。あくまでも応急処理の段階で、ネズミー匹でこの間大騒 ぎになりました。今全国各地で天地異変と見られる局地でのゲリラ 豪雨や竜巻などが発生しています。原子力発電所を襲わないとも限 りません。可能性は何万に1回かもしれません。ただ、津波は現実 に1万年に1回起こっているんです。今度原子力発電所で爆発事故 が発生したなら、現在の中通りからも避難しなければならない事態 もあるかもしれません。備えは万全にしたほうが良いと思いますの で、もし防災体制の見直しを考えているなら、今度は役場職員だけ ではなく、議会や区長も含め、各種団体で、浪江町全体の防災体制 も考えてみるべきではないでしょうか。今回の東日本大震災、福島 第一原子力発電所事故の避難について町の検証は。そして防災体制 の見直しの考えはあるかお答え願います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 帰町準備室長。
- ○帰町準備室長(山本邦一君) それではまず震災、原発事故の町の検証はというご質問についてでございますが、東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故の検証につきましては、国会事故調及び政府事故調等はじめ、各関係機関でさまざまな調査結果を公表しているところでございます。

町といたしましても、議員ご指摘のとおり、平成25年3月に、震災以降1年間の記録は取りまとめました。ただ、震災、事故検証まで包括した記録誌ではございません。このことから、昨年度末から早稲田大学及び富士通さんの支援を得て、職員のヒアリング等、関係機関のヒアリング等を実施してきたところでございます。

今後、当該ヒアリングで得たデータ等を活用して当時の事故検証 を踏まえた報告書の作成というのを検討していきたいと思っており ます。

あと、災害体制の見直しにつきましてでございますが、当町の災害体制につきましては、避難先、避難地での災害対応という部分と、避難指示区域である町内の災害対応ということで、現在二重の対応を求められております。そのこともありまして、平成25年度の組織

見直しによりまして、災害対策本部を総務課に置き、原発事故対策及び町内の災害対応業務につきましては帰町準備室の業務と。避難地での防災業務につきましては生活支援課の業務として、条例改正を行ったところでございます。今後、10月からふるさと再生課が本庁舎に移動いたします。基本的に町内の災害対応全般を復興再生事務所の3課で対応。あと避難先での災害対応につきましては災害対策本部があります総務課、並びに生活支援課を中心といたしまして二本松事務所及び各出張所で対応する体制を構築していきたいと考えております。

全町避難という中で、職員だけで対応できるのか。議会や区長さんのお力添えも得たほうが良いのではないかというご質問でございますが、町民自体が全国に分散している中で、確かに町が避難者一人一人の災害対応に当たるというのは、事実上困難でございます。災害時においては、原則発生地の自治体が対応するというのが基本でございますが、発生地の自治体と被災情報を共有し、必要な支援をしていかなければならないと考えております。

さらに、今回の原発事故関係の相次ぐトラブル関係でございますが、非常に危険な状態と認識しております。町長の指示を受け、当面緊急的な対応ということで、現在立入者の避難計画の作成に着手したところでございます。

原発事故は、町区域のみならず、県内県外に及ぼす影響も多大で ございますので、議員おただしのように関係機関と協議し、また広 く地権者の皆様の意見を聞きながら、必要な防災体制を構築してい きたいと考えております。

# 〇議長(小黒敬三君) 6番。

○6番(松田孝司君) わかりました。本当に現実に前回みたく、津島に集まってどこへ行くんだとか、集まらない人は情報が入らないんですよね。事前に町は町として方向性を示してくれれば、町民に示してくれれば、今後もし何かあったときに動きようがあると思います。それだけです。

次の質問に入らせていただきます。先ほども言いましたけれども、 災害対策基本法が国会で6月改正され、その中で弱者対策として、 災害時要援護者名簿の作成が市町村に義務づけられました。

町でも災害時要援護者名簿作成がどこまで進んでいるのかお聞き したいと思います。今回の東日本大震災では、自力で避難すること が難しい高齢者などの犠牲者が 6割を占めたそうです。そして避難 所には入れなかったり、迷惑をかけるからと自ら避難所に入らなか った人もやはり 6割いたと言われています。災害はいつ発生するか わかりませんので、まだ作成が途中なら、早急に作成し、いざというときにやはり関係機関にも情報が入るように、横の連携体制の構築も必要だと思います。災害時要援護者名簿の作成状況はどうなっているんでしょうか、お答え願います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 介護福祉課長。
- 〇介護福祉課長(佐藤尚弘君) 名簿の作成ですが、障がい・介護関係は、平成26年7月まで整備する予定です。福祉関係は、本人の意向もありますので、同意を得た人を対象にしたいと思っております。 名簿の作成に当たりましては、関係各団体と協力し作成を行います。また、避難支援者の選定、特記事項、例えば病名、薬の種類、移動の方法、これら個人情報を担保するため、災害に備えての名簿の事前提供については、避難支援団体などと協定を締結し、いつでも避難行動できる体制を構築していきたいと考えております。
- **〇議長(小黒敬三君)** 6番。
- ○6番(松田孝司君) わかりました。やはり弱い人は身動きとれないです。私みたく健康な人でも、いざとなれば動きが鈍くなります。弱いものをなんとか助けてほしいと思います。

次の質問に入らせてもらいます。今度は災害弔慰金についてお尋 ねいたします。私の同級生のお兄さんが、今回避難中に不幸なこと に亡くなりました。先ほど町長の説明に、認定件数が290件、支払 件数が289件となっています。あとの1件は私の同級生のお兄さん かなとつくづく感じました。ただその人は、親は既になく配偶者も 子供もいない中、一人暮らしで、ただ、兄弟が今まで何かと面倒を 見ていたそうです。一昨年7月の災害弔慰金の支給等に関する法律 の体制では、今までは子供とか父、母、孫及び祖父までは該当にな っていました。一昨年から兄弟が入りました。ただ、同居している か生計をともにしているとなっています。しかし、現実になくなっ てしまえば兄弟姉妹はいるから相続人はいるわけなんです。そして、 葬式や後始末もなんら普通の人と同じことをしなければなりませ ん。法律も改正したばかりで、すぐに見直しは難しいと思いますけ れども、今回の自然災害に加味して、今まで起きえないような原発 事故が起きているんです。今、私達は全町避難という戦争と同じよ うな状態におかれています。亡くなった方もそうですけれども、今、 生きている私達もふるさとを追われ、なにげなく暮らしていた当た り前の生活をすべて奪われたんです。今、生きている私達にも古里 避難年金みたいな形で、生活補償をすべきではないでしょうかと私 は思っています。

町当局からも、新たな原発事故避難に関連した法制化を求めるべ

きだと思います。そして実態にあった法律改正に向けるべきだと思っています。町としては、災害弔慰金の支給等に関する法律改正後の不備はないと思っていますか、お答え願います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 介護福祉課長。
- **〇介護福祉課長(佐藤尚弘君)** 対象者が厳格に限定されております。 それでこの制度を少しでもより良くするために法改正を現在も要望 しております。

また、原発事故関連死についても県に要望しておりますが、県のほうでも9月5日、県知事のインタビューの中で、原発事故関連死については、特化して新たな弔慰金制度の必要性を認識しておりますので、新たな法整備をさらに要望していきたいと思っております。

- 〇議長(小黒敬三君) 6番。
- ○6番(松田孝司君) わかりました。この間、新聞にも載っていました。私はその中の、友達に言われて、なんとか弱い者をいじめたりしないように国に要望してほしいと思います。

今回の災害対策は少し外れるかもしれませんけれども、今回の東日本大震災、福島第一原子力発電所事故でふるさとを追われた子供達も全国に離散しています。教育環境も様変わりし、町自体も存亡の危機で、小中高も学校存亡の危機に立っていると思います。

先日、浪江高校の文化祭に行って来ましたが、精一杯頑張っている姿を見て、本当に胸が熱くなりました。今、浪江町に帰還すると言っても、何人の子供達が戻るかいささか疑問です。ただ、子供のいない町に将来はありません。子供達も浪江町の将来を憂いていると思います。その子供達に、議会という席で子供の気持ちを今どんなことを考えているのか聞くのも、私達に参考になるのかと思っています。子供達も大人が一生懸命頑張っているなと思ってもらえれば良いと思います。いろいろな考えもあるでしょうが、町として、子供議会の開催の考えはあるのでしょうか。お答え願います。

- 〇議長(小黒敬三君) 教育次長。
- ○教育次長(鈴木敏雄君) ご質問にお答えいたします。

原発事故という未曾有の災害によりまして、子供達はふるさとを離れ、友達とも別れ別れになりました。それでもけなげに頑張っております。先の浪江町復興ビジョンの策定に際しましては、子供達がいつも感じていることや考えていること。これを行政運営の参考にしようということで、復興に関する子供向けアンケートと自由意見というものを実施いたしました。今年の3月には福島市で双葉郡こども会議が行われ、小中高校生が学校に焦点を当てながら、意見の交換を行っております。

また、浪江小中学校では、総合的な学習のふるさと浪江科という時間を設けておりまして、町の職員を招いて復興計画の説明を受けて、帰還後の町についての議論を盛り上げております。

ご質問の子供議会につきましても議会や行政を身近に感じてもらい、まちづくりに進んで参画しようとする意欲を高める有意義な場になると思います。

今後も子供達の願いや思いを聞き取る場をこれまで以上に設け、 行政運営に生かしていきたいと考えております。

- 〇議長(小黒敬三君) 6番。
- ○6番(松田孝司君) わかりました。子供達も私達がこれだけ動いているんだ。その姿勢を子供達の直接な目で味わってもらいたいと思います。私達がいくら頑張っても将来、子供がいなくては浪江町はもうなくなってしまうおそれがあります。よろしくお願いします。

あと、次の質問に入ります。今、ちまたではゆるキャラがブームになっています。ゆるキャラ3箇条というのがあるんですけれども、郷土愛に満ちた強いメッセージ性がある。立ち振る舞いが不安定かつユニークである。愛すべきゆるさを持っている。

今、熊本県のくまもんが経済効果が何億円とか言っています。浪 江町でも今帰還に向けて、前に進もうとしています。その中で、な にかマスコットキャラクター、ゆるキャラを公募して話題性も作っ て、そのゆるキャラを復興のシンボルとして、そのゆるキャラを見 れば浪江だと思わせるシンボル的なものがあればと思っています。 遊び心も加味して復興を進め、復興シンボルゆるキャラの作成の考 えはありますかお答え願います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) お答えいたします。

震災の風化が懸念される中、町としても被災地の現状、あるいは 避難を強いられている町民の苦悩、復興への取り組み等について、 全国にしっかりと発信していかなければならないと考えておりま す。そのためには、さまざまな取り組みやイベントを通して積極的 に発信することが必要だと考えております。

議員おただしのゆるキャラということについては、いわゆる町おこし、地域振興のためのキャラクターであるととらえておりますが、町としてはそういったキャラクターでのPRというよりは、被災後も頑張っている団体、例えば伝統芸能を継承しようと頑張っている団体であるとか、浪江焼麺太国のように被災後も地域振興のために頑張っている団体の支援を行うとともに、今回の震災でご支援いただいた全国の方々との絆を大切にして、全国各地において浪江町の

現状を知っていただく機会を作っていきたいと考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 6番。
- ○6番(松田孝司君) わかりました。それぞれの考えがあります。ただ、本当に帰るに向けて何か目標的なものがあればと思って質問しました。

最後の質問になります。東京電力から町に見舞金があったと思いますが、保留したと聞いています。これも災害対策としてはどうかと思いますがお聞きします。

以前何かの懇談会で聞いたときは、町長から見舞金は町から言えばすぐにでも東京電力からもらえると言っていたような気がします。よその町では、その見舞金を受け取り、町民のため、いろいろ有効に使ったことと思います。町民から、受け取らないことにだいぶ批判が多かったのではないでしょうか。もらえるものはもらって、まだ足りないからくれというぐらいの町として強い姿勢を求めるべきではないでしょうか。もっともっと町では本当に大変な時期なんです。もらえるものはもらって、今賠償とか散々絞られています。せっかくくれるというのだから、もらうものはもらったほうがいいと思います。町の考えをお願いします。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- 〇町長(馬場 有君) お答えいたします。

以前にも同じよう内容の質問がありましたが、この件に関しての 考え方は変わっておりません。と申しますのは、ちょうど一昨年の 3月下旬でした。皷副社長が私どもに謝罪に来まして、いろいろお 詫びをしていった。ところが、私どもの行政にお詫びするんではな くて、浪江町民の方に謝罪をしろと。こちらの避難所に何十カ所に 分かれているから、そちらに行ってとにかく謝罪をしてこいという 話をしたところでした。その中で、あの当時考えてみますと、町も とにかくお金がないんです。皆さんも着の身着のままで避難してき て財布を忘れてきた、免許証を忘れてきた。もちろん保険証も忘れ てきた。何でもかんでもなかった状況でした。その時に、私どもは お金がなくて困っているんだと、見舞金ぐらい出せという話を浪江 町が提案したんですよ。他の町じゃないんです。ところが提案しま したところ、私どもは立地町でないけれども、周辺町村なんだけれ ども、私どもになんで事故の連絡はしない、支援物資はどうしたん だということで話をしましたところ、一枚の紙を私の前に出したん です、東京電力。そしたら、あのときちょうど寒かったですから、 ストーブとか毛布とか、それが町単位に書いてあったんです。それ を私何の気なしに見たら相当な格差です、ほかの町村と。しかし、

私どもの町村は一番人口が多いんですよ。その人口の多いところに、 本当にわずかなストーブとわずかな毛布とか、そういうものしか配 分しない数になっていたんです。いったいこれはなんなのだ。我々 はあなた達が起こした事故によってこんなに惨憺たる目にあってい るのだと。だから公平にやりなさいと。ストーブ、片方の町村が 100台ならば私どもには100台でしょうということを申し上げまし た。そういうことで、いろんなことを申し上げて、なんと申し上げ ますか、早くもってこいという話をしましたところ、1週間ぐらい して返事が来ました。2,000万円だと。2,000万円で私どもの町民、 今申し上げましたように2万1,000人です。そうすると一人当たり にいたしますと本当にわずかなんです。1,000円足らずですよ。800 円です。それは町民の方に行政のためにお茶の1本とか皆さんにや ったらいいんではないかと、有効に活用したらいいんではないかと いうお話しありましたけれども、ただ、その気持ちが謝罪する気持 ちがないんです。先ほども1番議員で、ADRの申し立ての趣意書に ついて、いわゆる町全体を崩壊したことについての謝罪をしろと言 っても、謝罪は終わっているという答弁書なんですよ。だから、反 省が非常にない。したがって反省がないところに見舞金2,000万円 です。それで一件落着をさせようという魂胆が私には見え見えだっ たんです。だから私は保留にすると。もうちょっと考えろと言うこ とを申し上げました。それは、謝罪を町民に対して真摯な態度で謝 罪をしろと。

それから、先ほど松田議員から質問が出ましたように、見舞金と 賠償は違います。見舞金と賠償は違いますので、私はこの見舞金に ついては、東京電力と交渉するつもりはありません。見舞金という のは善意の考え方だと思います。その善意の考え方に基づくものは、 やっぱり真摯な態度で浪江町民全員に謝罪をしろということが一つ の根底にあります。

- **〇議長(小黒敬三君)** 6番。
- ○6番(松田孝司君) 町長は、東京電力はまともな会社だと思っているからそう思っているんだと思いますけれども、はっきり言ってそんな会社ではないでしょう。もらうものはもらって、また追加で請求する、それぐらいやってもらわないと困ります。

まともな会社に対してやるのと、当たり前じゃない会社にやるのは違うと思うんですよ。そんな言ったって、もらうものはもらって、 まだまだ請求するべきだと私は思っています。これで質問を終わります。

○議長(小黒敬三君) 以上で、6番、松田孝司君の一般質問を終わり

**○議長(小黒敬三君)** ここで昼食休憩のため、1時15分まで休憩いた します。

(午前11時38分)

○議長(小黒敬三君) 再開いたします。

(午後 1時15分)

## ◇鈴 木 幸 治 君

**〇議長(小黒敬三君)** 3番、鈴木幸治君の質問を許可します。 3番。

[3番 鈴木幸治君登壇]

○3番(鈴木幸治君) 3番、鈴木幸治、議長の許可が出ましたので、通告に従い一般質問を行います。質問は一問一答方式で行います。 9月8日早朝、2020年の東京オリンピック開催が決定されました。しかし、素直に喜べないのは私だけではないと思います。オリンピック招致のために一部の国会議員が第一原発の汚染水問題について「環境や健康にはまったく問題がない」という発言や、安倍総理までが汚染水は湾内0.3平方メートル以内で完全にブロックされていると言い切りました。私もプレゼンをずっと見ていましたが、最初この言葉を聞いたときに、本当に耳を疑ってしまいました。安倍総理は、私達避難者だけではなく、国民、そして、世界中を欺いたと言っても過言ではないと思います。

国の原発事故に対する真剣味のない言動に怒りを覚えながら、原 発事故に関する最初の質問をいたします。

区域再編の見直しについて伺います。今年4月1日、区域再編が行われました。賠償を含めさまざまな問題が生じることが想定される中、半強制的に決定されたと私は思っております。一定の基準により大字単位に再編されたということは承知しています。しかしその後どうでしょう。放射線の自然減少はあるものの、制限区域や準備区域の中には極めて線量の高い「ホットスポット」が多くあるようです。町民の「見直しをしてほしい」という声に対して、制限区域から困難区域へ、また準備区域から制限区域、そして困難区域への見直しは。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- 〇町長(馬場 有君) お答えいたします。

今回の区域再編については議員おただしのとおり、線量によって

3区域に区分されたということでありまして、特に帰還困難区域については、ご案内のとおり発災から5年間経過してもなかなか帰宅できないという状況で、居住制限区域あるいは避難解除準備区域については、除染をしてそして20ミリシーベルト以下に抑えていくという形の中で提示がありましたので、私どもはそれに対して合意をしたわけであります。そういう状況の中で、今ホットスポット的な所がある認識はしておりますが、現在のところ見直しについては、今検討されていないということであります。

- 〇議長(小黒敬三君) 3番。
- ○3番(鈴木幸治君) ただいまの町長の答弁のとおり、かなり難しいという認識はしています。しかし、決定した経過はどうであれ、現状を直視する必要があるのではないかと思います。人間が決めたことを変えられるのは人間だけです。固定観念にとらわれず、常に前向きな政治判断を強く求めたいと思います。

次に、郡山市及び会津若松市の出張所開設について伺います。郡山市及び会津若松市に避難している町民の皆さんから、出張所の開設を希望する声が数多くあります。開設の考えがあるのかどうか伺います。

- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) それではお答え申し上げます。

現在も多くの町民が県内各方部に避難している状況が続いております。出張所設置の要望が少なからずあることも事実であります。

しかし、今後ますます増えてきます復旧・復興業務のこともあり、 さらに職員数、役場の組織体制を鑑みますと、現段階では新たな出 張所の設置は難しいものと考えております。二本松事務所さらには 役場本庁舎を中心に、現在の出張所の体制で町民サービスに努めて まいりたいと考えているところであります。

- 〇議長(小黒敬三君) 3番。
- ○3番(鈴木幸治君) 出張所の役割は、証明書などの発行だけではないと思います。借り上げ住宅の把握をしているのは自治会を除いて町だけです。出張所を開設して町民の健康管理や、さまざまな声を聞くのも大事な町の仕事だと思いますが、この件に関してどう思いますか。
- **〇議長(小黒敬三君)** 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) 議員おただしのとおり、出張所に関しては 現在4カ所、福島市、桑折町、本宮市、いわき市に設けまして、証 明書の発行、さらには多くの町民が訪れているのも事実であります。 そういう中で、出張所の設置につきましては、非常に重要で意義が

あるものと感じておりますが、先ほど答弁したとおり、現在の体制 ではなかなか難しいと考えているところであります。

- 〇議長(小黒敬三君) 3番。
- ○3番(鈴木幸治君) 難しいということですが、現状に合わせた形で 再度検討していただいて、結論を出してほしいと思います。もしど うしても駄目だと、不可能だということであれば、町が責任をもっ て、郡山と会津の皆さんに開設できない旨をきちんと説明するべき だと思うのです。その説明ができるかどうか伺います。
- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) 確かに議会の懇談会の中でもそういうことが上がったということで議会事務局のほうから報告をいただいています。そういうことで機会をとらえまして、郡山市、会津若松市での議員の懇談会の中でそういう声が出たということを聞いておりますので、機会をとらえてその辺のことを広報か何かの中で伝えていく考えであります。
- 〇議長(小黒敬三君) 3番。
- ○3番(鈴木幸治君) ぜひ、避難している方に町の考えというものをきたんと伝えてほしいと思っております。そうでないと、議会と町で両方悪く言われてしまうので、町の考えをきちんと表に出してご理解を得るという形にしていただきたいと思います。

次に、本庁者に勤務する職員の健康管理について伺います。

10月から約30名の職員が本庁舎勤務になるようですが、勤務する職員に対する放射線の健康管理をどのように考えているか伺いたい。

- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) それでは本庁舎勤務職員の健康管理についてお答えを申し上げます。

職員にはバッジ式線量計を着用させ、3カ月ごとの積算線量を管理しております。これは町民と一緒であります。さらに居住制限区域及び帰還困難区域において業務を行う場合においては、線量計を携帯させ、積算線量を測定し、個人ごとの台帳に記載することにより、集計及び管理をして現在もおります。さらに10月からはおただしのとおり、本庁舎勤務職員も増えてきます。そういう中で、居住制限区域、帰還困難区域の出入りも増加するものと思われますので、これらの区域では、時間を区切った業務命令と線量計の携帯による個人台帳の記載の徹底を図ってまいりたいと考えております。

さらに、ホールボディ検査を含めた健康診査も徹底してまいりた いと考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 3番。
- ○3番(鈴木幸治君) 今、総務課長の答弁のとおりきっちりと管理していただければ、勤務する職員の方々も安心して勤務できるのではないかと思っております。場合によっては線量の高い場所での仕事ということもあると思います。万が一、被ばくしたことが判明したときに、町が責任をもって職員を守れるようにバックデータの管理が必要だと思いますので、その辺は今の総務課長の答弁のとおり、きちっとした職員管理、データ管理をお願いしたいと思います。

次に、長距離の通勤に対する対策ということですが、南相馬市に 職員の宿舎等の準備をしていると思いますが、福島市、二本松市か ら通勤する職員も出てくると思います。その中でやはり長距離通勤 ということになると、特に冬季間の通勤に対する安全対策というも のが非常に大事になってくるのではないかと考えます。冬季間の通 勤に対する安全対策というものが、もし考えとしてあればお伺いし たいと思います。

- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) 職員の長距離通勤に対する対策についてお答え申し上げます。

現在、南相馬市内に職員用宿舎の確保を進めているところであります。職員に対しましては、できるだけ職員用宿舎の使用を働きかけてまいりたいと思っております。そこから、安全に通勤していただくという考えであります。

そのような中でありましても、家庭の都合などでどうしても長距離通勤をしなければならない職員が出る場合も考えられます。そのような場合は、安全運転の励行など、特に冬場については凍結したりするところもありますので、交通事故防止の徹底を図ってまいりたいと考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 3番。
- ○3番(鈴木幸治君) これというような対策はかなり難しいと思っております。しかし、浪江町の復興のために最前線で勤務する職員に対して、町長からの「ねぎらいの言葉」が一番の安全対策になると思いますので、本庁勤務職員だけではなくて、職員の健康管理を通勤だけではなくて、仕事においてもきっちりとした管理をお願いしたい。

もう一度繰り返しますが、なんと言っても町長の「労いの言葉」が、これが最高の安全対策になると思いますので、これからもより一層、町長と職員の信頼関係を深めていってもらいたいと思います。

次に、沿岸区域の災害復旧について伺います。請戸港及び防波堤の復旧見通しについて伺います。

- 〇議長(小黒敬三君) 復旧事業課長。
- **〇復旧事業課長(中田喜久君)** お答えします。

請戸港の復旧については、漁港施設27施設において平成25年3月、 同年5月に災害査定を終了し、平成25年11月に工事の着工を予定し ております。概ね3年での完成を目指しております。

また、防波堤の復旧については、平成25年6月10日から11日に災害査定を終了しております。年度内の本復旧工事のための詳細設計を行い、概ね5年で完了を目指しております。

いずれにしましても、建設副産物の置き場の確保が重要となり、 今後は災害がれき置き場との連携が必要となっております。

- 〇議長(小黒敬三君) 3番。
- **○3番(鈴木幸治君)** 課長にお伺いします。それは県予算ということ での災害復旧ということでよろしいのでしょうか。
- **〇議長(小黒敬三君)** 復旧事業課長。
- **〇復旧事業課長(中田喜久君)** 県予算で、査定額決定額が港湾の場合なのですが、37億480万円で決定しております。そしてまた防波堤のほうなのですが、102億424万円の査定額で決定しております。
- 〇議長(小黒敬三君) 3番。
- ○3番(鈴木幸治君) 県事業ということで災害復旧を計画どおりに行われると思いますが、私から一言だけ。浪江町のこれからの復興そして帰町の際に、災害復旧が浪江町の復興や帰町ということの「騙し絵」にされないように、きっちりと町としても注視していただくということを強く求めたいと思います。これは答弁はいりません。以上をもって私の一般質問を終わります。
- **〇議長(小黒敬三君)** 以上で、3番、鈴木幸治君の一般質問を終わり ます。

### ◇平 本 佳 司 君

**〇議長(小黒敬三君)** 続いて一般質問を行います。

5番、平本佳司君の質問を許可いたします。 5番。

[5番 平本佳司君登壇]

**○5番(平本佳司君)** 5番、平本佳司であります。議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。また、一問一答方式で質問させていただきます。

我々新人議員も、早いもので当選させていただいてから5カ月に

なろうとしております。町民との意見交換会や各種団体等の集会等でさまざまな意見を拝聴しているところでございます。今の浪江町や双葉郡全体の課題が山積していることを痛感させられているところでございます。とりわけ浪江町の町民からは、今一番我々に訴えている事は、早くこの生活をなんとかしてくれ、帰れないのにいつまで夢を見ているんだ等々、現状の生活の苦しさ、帰町の有無で悩んでいる方々が非常に多いことがわかります。本日は、それらを踏まえて大きく2点について質問させていただきます。

まず、初めに意向調査についてお尋ねします。先ほどの午前中にありましたように、8月に行われました意向調査の回収率でございますが63.6%ということで、世帯数に全世帯7,671世帯に対しても重複世帯もあるということで、9,556世帯に配布して回収率が6,137ということで、重複世帯を含めますとパーセントがもっと下がるのではないかということを感じます。

それに対して、私は少なくても全世帯の8割程度の回収がなければ、浪江町民全体の声ではないのではないかと私は思いますが、いかがでしょうか。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) お答えいたします。

回収率に関しての判断になりますと、それぞれまた意見も分かれるところかと思いまが、町のほうとしては今回の63.6%という数字についても期待としてはもう少しあったわけでありますが、概ねこの程度かと感じているところであります。

- **〇議長(小黒敬三君)** 5番、平本佳司君。
- ○5番(平本佳司君) これは、町民が浪江町に頼らず自立しようという気持ちが先行しているからアンケートに対応したくないというのが非常に多くて、今後は、そのようなことではなくアンケートの取り方、これからも続けていくと思うのですが、アンケートの調査は。これからはずっとどっちつかずという設問が多いということでございますので、今後はアンケートをとる時には的確に答えられるような設問の仕方もあるのではないかと思いますのでよろしくお願いします。

それでは、(1)復興公営住宅入居希望者についてお尋ねしたい ところですが、午前中答弁がございましたので、この質問に対して は削除をお願いいたします。

次に(2)3市以外の町外コミュニティの考え方についてお尋ね を申し上げます。

意向調査の集計がまだできていないということでございますが、

先ほど同僚議員からもございましたように、町で考えている3市以外の市町村に町外コミュニティを希望している町民が非常に多いということで、その対策は考えていますか。もう少し突っ込んだ質問をさせていただきます。

先ほどもございましたが、重複するかもしれませんが、町民は2年、3年と現避難先で生活しているうちに、その土地に慣れてしまったと。また仕事や学校などで各家庭の事情により移動できない、移動したくないという方が非常に多いと思われています。個々の要望に少しでも応じるのが行政の役割ですがいかがですか。3市以外の行政との話し合いの場を設けていますかということをお尋ね申し上げます。

そしてまた、少なくとも仮設住宅の自治体と連携がとれているか お聞かせ願います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- **○復興推進課長(宮口勝美君)** それではお答えいたします。

まず、3市以外のコミュニティの考え方ということでございますが、これは午前中、松田議員に町長がお答えしたとおりの考え方で、 行政の集約という観点から3カ所に集約を図っているというのが実態であります。

仮設住宅のある自治体との連携の部分でありますが、これにつきましても、当然仮設を持っているということから生活支援課を中心として常に自治体との連絡をとっている状態がありますので、連携はとっているところでございます。

また、各自治体からの住宅の建設関係についての要望等もいただいているところでございます。また福島市、桑折町の仮設、借り上げ等の自治会からも住宅整備に関しての要望も1,900名を超える要望書ということで署名をいただいているという状況がございます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 5番、平本佳司君。
- ○5番(平本佳司君) 午前中の同僚議員からの質問で、町長は今後希望があれば、今現在も協議していると思いますが、3市以外の行政とも協議していくという答えがありましたが、一つの例を出させて、ここで質問させていただきます。

例えば、本宮市の協議でございます。本宮市の6月定例議会において、本宮市の市議から、本宮市に避難されている浪江町町民のために、復興公営住宅は、と質問されたところ、市長は浪江町と協議のうえ前向きに検討すると受け入れを表明した答弁内容でございました。ことのことに対して、町としてまた町長としてどういうお考えでしょうか。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** お答えいたします。

避難先の自治体の首長さん、そして国からは復興大臣、県からは 県知事、我々避難もとの自治体の協議会、2回ほどやっております。 そういう中で私どもの3市以外の首長さんといろいろお話をさせて いただきながら、皆さん共通しているのは、避難している方、非常 に大変だと。私どももできるだけ支援をしていくという体制づくり はきちっとできていると思います。

そういう状況の中で、今、本宮市長さんのお話が出ましたが、先 日、副市長が私のところにお見えになりまして、できるだけの支援 をいたしますというような話をされていますので、本当に皆さん方 からは、温かいお言葉をいただいているということであります。

- **〇議長(小黒敬三君)** 5番、平本佳司君。
- ○5番(平本佳司君) 今、各行政区と、特化して本宮市のお話になっていますが、その本宮副市長ともいろいろ協議をしているということでございますが、スピード感をもって、6月の本宮市の定例会の市議は、今月の9月定例議会でも進捗状況等をお尋ねすると、市議も市長のほうに言っているわけでございますが、今月の定例会でございますが、前向きに進めていっていただけるような行政に対しては、町としてもスピード感をもって協議にあたっていただいて、一日も早く復興公営住宅、3市以外ではございますが、そういうところの建設に取り組んでいただければと思います。

次に、帰町希望者は、意向調査の結果が出ていないということなので、その中で含めて質問させていただきます。帰町希望者についてお尋ね申し上げます。帰町を望んでいる人数等は把握していないですよね、念のため。していないということですが、仮に2,000名だったら2,000名ぐらいとしても、その方々の帰町に対してどのような手順で帰町させるつもりか。また帰町をあきらめている町民に対しては、対応をどのように考えているか。さらに、まだ決めかねている町民に対してはどのような選択をすることを町として望んでいるのかお聞かせ願います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) 今回のアンケートの結果についてはまだ出ておりませんが、前回の調査でいきますと戻らないという方が27.6%、それから判断がつかないという方が29.4%という数字が出ております。それ以外の方は、何らか形、条件がついたにしても戻りたいという意向を持っているということでの回答が出されているところであります。

町では、平成29年3月の帰町開始を目指しておりまして、それまでにはインフラの復旧と併せて医療、福祉、教育、商業など必要な生活関連サービスの整備に向けて今調整を図っているという状況でございます。

おただしのように、帰町を希望している方、あるいはあきらめている方の話が出ておりますが、今復興計画の中でもそれぞれの選択肢を尊重していくということを基本に据えている中身でありますから、絶対帰えらなくてはだめだと強制しているところでもございませんし、まずは町に帰りたいという方については、その準備は町として当然していかなければならないという事で町内の整備を進めているということでございます。

また、帰還困難区域あるいは長期間自宅に帰ることができないという状況にある方についても、自宅の荒廃等によって住めないという方についても、町内において住める環境づくりをしていかなくてはならないということで、今そういったことについても国との要望活動に努めているところです。

- **〇議長(小黒敬三君)** 5番、平本佳司君。
- ○5番(平本佳司君) 町は本当に帰町を望んでいる方々に対して、手厚くやっていただいていると思うのですが、今現在、一時帰宅等も帰って皆さんやっているわけでございますが、関連してこういう一般町民からの意見がございます。今、私は早く家に帰りたいので帰町に向けて家屋内の清掃をしたいが、動物等の被害によって自分達は片づけが出来ない。また、年輩者は片付けが大変なので業者にお願いしたいが費用がかかると。そこで東電へ賠償の対象になるかと尋ねれば、対象にはならないが、現在町と協議し、東電による復興推進業務で町からの依頼で行っているという話がございます。このような一般的な家屋内の清掃片付けについて、要望があればやっていただけるのかをお尋ねします。また、あるとすれば窓口はどこで、周知はどのようにしているかお尋ねします。
- **〇議長(小黒敬三君)** ふるさと再生課長。
- **○ふるさと再生課長(岩野寿長君)** ご質問にお答え申し上げます。

家畜等の被害により片づけができない世帯や、高齢者世帯の家屋 内の清掃でございますが、現在東京電力の復興推進業務の中で実施 しているところでございます。

作業の流れといたしましては、町が窓口になり清掃依頼を受付し、 それを東京電力に伝え、東電側と依頼者側で直接日程等を調整して いただき、本人立ち会いのもと家屋内の清掃作業を実施するように なります。 なお、対象区域、それから世帯と詳細につきましては、今後東京 電力と協議し、決まり次第、町広報等で周知してまいりたいと考え ておるところでございます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 5番、平本佳司君。
- **○5番(平本佳司君)** 今現在行っているということでございますが、 現在何カ所ぐらいやっていますか。
- **〇議長(小黒敬三君)** ふるさと再生課長。
- **○ふるさと再生課長(岩野寿長君)** ご答弁申し上げます。 この事業は、7月1日から事業をスタートしてございます。7月 から8月末まで4件ほど実施してございます。
- **〇議長(小黒敬三君)** 5番、平本佳司君。
- ○5番(平本佳司君) 7月からはじまって4件ということは、1カ月以上経っているわけでございます。これは窓口がどこかもわからない。そしてまた、周知も我々もまったくわからないという状況なものですから、ぜひとも先ほど答弁がありましたように、広報紙等でこれから周知徹底するということでございますが、ぜひとも我々も含めて町民一人一人がこういう復興推進業務があるんだということをわかるように周知していただければと思います。よろしくお願いいたします。

次に、帰還、帰町についてお尋ね申し上げます。

(1)帰町の時期でございますが、町は福島第一原子力発電所の事故後、6年間は帰れないとし、平成29年3月の1年前に帰町の有無を含む帰還の時期を判断すると聞いていますが、現在、帰還を前提にした議論が選考しているように見えます。帰れないという判断をする選択はないのかをお尋ね申し上げます。また、帰町できる判断の定義、帰町できない判断の定義をお示しください。

同時に、帰町は困難としたときの対策、対応についても検討すべきかと思いますが、町の考えをお尋ね申し上げます。

- 〇議長(小黒敬三君) 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) それではお答えいたします。

我々町民が安心してふるさとに帰還するためには、原発事故の収 束あるいは放射線量の低減ということが大きな前提条件になるかと 思います。

今のところ、復興の前提条件がまだまだ不透明であるということは、皆さんもご承知のとおりだと思いますが、その意味からいきますとなかなか帰還時期が明確に示せないという状況があります。このことによって町民の方々からは生活再建の判断が難しいという声を、先ほど議員からもありましたとおり多く寄せられておりまして、

町としても一日も早く前提条件のクリアができないかということで、あるいは町民の方々に帰還時期をお示しできるようにということで頑張っているところでありますが、さらに今後国と県、あるいは東京電力にそういった対応を早急に対応していただくように、強く求めていくということになるかと思います。まだまだ帰町時期いつにということについては、判断できないというのが現状であります。

- **〇議長(小黒敬三君)** 5番、平本佳司君。
- ○5番(平本佳司君) 今の現状はわかりますが、仮にその時点で除染も進まなくて、またインフラ整備も遅々として進んでいなくても、平成29年3月と言うか決定はしていないでしょうけれども、3月に解除するという予定ですか。それとも、町は年間1ミリシーベルト以下になるまで帰らないと聞いていますが、途中で変更する可能性はありますかを確認します。よろしくお願いします。
- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- 〇町長(馬場 有君) お答えいたします。

復興計画の中には平成29年3月ということをうたっています。ただいま議員おただしのとおり、インフラの復旧、生活基盤の戻ってくる方の医療、福祉あるいは郵政、そういう生活ができるまでのそういうものが戻らない限りは我々生活てぎませんので、それは当然後に伸びていくという考え方でございます。

特に除染の問題は、平成24年度、平成25年度に本格的な除染をやるということだったのですが、現在まで本格的な除染はやっていないので、もう既に第一次の復興計画のロードマップについて、1年間ずれてきているという状況ですので、やはり遅れれば遅れるほどそういう状況になってくると思っております。

それから、1ミリシーベルトは、私は学校の再開をするためには 1ミリシーベルト以下にしないとだめだという考え方でおります。

ただ、生活するのに5ミリシーベルトがいいのか、10ミリシーベルトがいいのか、まだその辺の基準値について、政府にどの基準が一番いいのだということをずいぶん前から言っていますが、いまもって返答がありません。そういうことで、ただ私どもの目標にしている学校再開の1ミリシーベルト以下に落としていただくような除染の対応をしていただきたいということを申し上げております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 5番、平本佳司君。
- **○5番(平本佳司君)** 今、町長から答弁をいただきました。そのとおりといえばそのとおりなのですが、まずもっては1ミリシーベルトが基準ということを再確認というか再認識してほしいと思います。

これをなしくずしのように、国から年間5ミリシーベルトは妥当だろうと、10ミリシーベルトは妥当だろう、20ミリシーベルトは妥当だろうと。そういう話になってきますと、それこそ帰れない人も帰ってしまう。逆に帰りたくても「えっ」という話、いろんな話が出てきますので、まずもっては浪江町として、年間1ミリシーベルだったら1ミリシーベルトということを死守してほしいと思います。

そしてまた、それを考えるにあたりましては、年間1ミリシーベルトなりますと、毎時0.23ミリシーベルトですので、浪江町の大半の地域が1ミリシーベルト以下というのはなかなか除染しても、何しても大変なのかなと思いますが、その辺も踏まえて、町長も含めて、町の考えとして帰れる、帰れないの判断の時期を選択していただければと思います。よろしくお願いいたします。

最後の質問に入らさせていただきたいと思います。先ほどの(1)の質問の関連と言えば関連なのですが、長期構想についてということでお尋ねします。町の復興計画を示し協議を重ねているようですが、現在の町外コミュニティや帰町直後の町づくりの構想は多く、5年、10年の期間で考えているように見えますが、帰町希望者の人数、そしてまた人数はまだ意向調査の結果出ていませんが、人数や年齢層を考えたときに20年、30年後には、大変申し訳ないのですが、浪江町に帰って限界集落になってしまうのではないかと危惧されるところでございます。

浪江町の将来像は、夢の見られるような町づくり、そしてまた目標持てるような計画、30年後、40年後は必ず元の生活や震災前よりもすばらしい生活ができる浪江町をつくるという気構えで取り組むべきと思いますが、中長期ではなく長期的構想は町として考えていますか。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) お答えいたします。

今、町づくり検討部会のほうで、浪江町の将来に向けての構想を皆さんと議論しているところでありますが、その中でも今議員がおただしのとおり、今すぐにも浪江町の復興をという考え方のかたもいらっしゃいますし、また今、議員からおただしがあったように将来に向けて我々の時代はともかく、子供たちに誇れる町をつくろうという考えの方もいらっしゃいます。その中で今、並行してといってはあれですが、皆さんの帰町という感覚にしても、スパンが全然違っています。今すぐに帰ってすぐに始まるんだという考えの方もいらっしゃいますし、今将来に向けた子供いという考え方のかたもいらっしゃいますし、今将来に向けた子供

たちのためにどういった町づくりをしていくかという考えの方もいらっしゃいます。

その中で、町の基本的な捉え方としては、まずは低線量地区を中心としてそこを復興の拠点にするんだという位置づけ、これは復興計画の中でも明記されておりますので、その考え方をもとに、まずすぐにでも帰れる状況をつくるということと、将来におけるまちづくりというところを今並行して議論しているような状況になっています。将来だけ見ていても、今すぐ帰りたいという方についてはどうにもならない部分がありますので、並行してやっているということでご理解いただきたいと思います。まだ結論は出ておりませんが、そういった議論をしているということでございます。

- **○議長(小黒敬三君)** 5番、平本佳司君。
- ○5番(平本佳司君) 今後も並行して議論しているということでございますが、議論を重ねていってそういう観点からも少し議論を追求していっていただければと思います。ぜひ、帰町に向けて実現させるようによろしくお願い申し上げます。

以上で私の一般質問を終わらせていただきますが、今一番必要と されていること、町民が求めていることは何かを明確にして、それ を着実に実行するのが我々の役割かと考えていますので、今後もこ の場に立たせていただきたいと思います。

ありがとうございました。

- ○議長(小黒敬三君) 以上で、5番、平本佳司君の一般質問を終わります。
- **〇議長(小黒敬三君)** ここで午後2時15分まで休憩をとります。 (午後 2時02分)
- **〇議長(小黒敬三君)** 再開いたします。

(午後 2時15分)

### ◇馬 場 績 君

**〇議長(小黒敬三君)** 16番、馬場績君の質問を許可します。 16番。

[16番 馬場 績君登壇]

**○16番(馬場 績君)** 日本共産党の馬場績でございます。

質問の第1は、今、非常事態となっている福島第一原発の汚染水 流出の問題です。

福島原発事故は危機的状況にあり今現在、原発事故は収束などし

ていないということであります。この問題を通じて新たな怒りを禁じえないことは国も東電も「原発の安全神話」と情報を隠ぺいする「原子カムラ」の意識は変わっていないということが明らかになったということです。

1つは破損した建屋に山側から1日約1,000トンもの地下水が流れ込み、大量の高濃度汚染水が出ることは東電も政府もわかっていたのに有効な対策をとらなかったこと、2つは循環注水400トンの残り400トンの汚染水が毎日たまり続けることは、循環注水冷却が開始された2011年6月28日からわかっていたのに東電任せにしていたこと、3つは安全よりもコストを優先させ、ボルト締めタンクでは、品質劣化による漏えいが予測されていたのに使い続けてきたことであります。

ではなぜ、そうしたその場しのぎを続けて来たのかという問題であります。ようするに、去る8月8日、政府の汚染水処理対策委員会で茂木経産大臣が「海洋放出も含め、対策を検討したい」と述べたように「安易な対策」が問題の根本にあるからであります。これがこれまでの経過ではないでしょうか。凍土壁が本当に有効なのか国際的にも実証されてはおりません。事態が悪化する汚染水対策で必要なことは、地質、土木、原子力工学など国内外の専門家による調査、研究体制を構築することが喫緊の課題であると思います。

そこでお質しをいたします。原子力規制委員会は8月21日、国際原子力事象評価尺度で重大な異常に相当する「レベル3」に引き上げられた問題を「非常事態」と町長は認識されているかお答えください。

2つは、2011年12月16日当時の原子力災害対策本部長の野田総理は、「原発事故は収束に至ったと判断」し、東京電力が同年4月17日に公表した「事故の収束に向けた工程表」、すなわちステップ2の完了をこのとき宣言しました。現実には、政府自身が「重大な異常事象が継続している」レベル3と認めざるを得ないのが福島第一原発の現状であります。しかし安倍総理はいまだに収束宣言を撤回しておりません。タンクから漏れた汚染水が最大毎時1,800ミリシーベルト、(H3エリア)の高い線量が確認されました。これは「滞留水処理の完了」、「敷地境界の実行線量年間1ミリシーベルト未満にする」とした「ステップ2完了」と、福島原発の現状は明らかに相入れるものではありません。とすれば収束宣言の撤回しかありません。収束宣言撤回の問題ではこの場でも何度も議論して来ました。

6月議会での町長答弁は「収束宣言の撤回を要請文に入れる」と

いう答弁でした。その後この問題についてどのように対応されたのかお答えください。

安倍総理は東京オリンピック招致のプレゼンテーションで「汚染水は海洋0.3平方キロ内で完全にブロックされ、状況はコントロールされている」、「健康問題は今までも、現在も、将来も全く問題ない」と現状を偽る発言を世界の場で行いました。目の前の原発の危機や復興よりも東京オリンピックが大事、東京が安全であればそれでよいといわんばかりであります。正直情けない限りであります。佐藤県知事がいうように、国家的非常事態という問題を共有し、現地対策本部の設置など政府が全責任を持って抜本対策を取るべきであります。断固としてこのことを国に求めるか、お答えください。

3基の核燃料がとけ落ち、人類として例がない、極めて危険で想定外の長期の困難が待ち受けているのが福島原発の廃炉作業であります。

一方で政府は原発再稼働の申請を受け付け、原子力規制委員会の 定員増員を図り、週3回のペースで審査をし、早期に再稼働を進め ようとする電力事業者に丸ごとすり寄る動きが起きていることはご 承知のとおりであります。福島原発事故の原因も解明されておりま せん。汚染水処理など身動きが取れない原発事故を目の前に抱えな がら、「新しい安全基準」による再稼働の審査や、原発輸出など許 すわけにはいかないと私は思います。新しい安全審査基準で再稼働 審査するなどは、福島原発の現状を見るときに、まさにダブルスタ ンダードであると私は考えるものであります。安倍政権の暴走とし か言いようのない原発再稼働や原発輸出について、町長の認識をお 示しください。

質問の第2は、町の復興と除染の問題についてであります。

復興の前提は、被災者の生活再建と自立できる被災者支援であると思います。直面する基本的、いや根本的課題は復興住宅の建設ではないでしょうか。県、町の復興住宅の現状はどうでしょうか。浪江町民が入居できる住宅は、あの日から2年半が過ぎた今日現在、1戸もできておりません。ある日突然、自分の家と故郷を追われた町民の圧倒的多数は仮設と借り上げ住宅で、日夜、息苦しい生活を余儀なくされているのです。町民の生活再建に責任があり、期待もするからこそ「いつまで仮設に置くつもりか」と怒りを込めた町民の声が私達に寄せられるのだと受け止めています。正直そういう方々に計画の話をしても納得する人は一人もおりません。家族とともに自分を取り戻せる生活の場を今、求めているのです。

なぜ、復興住宅の建設がこれほど遅れているのでしょうか。東京

五輪が復興のあかしであるかのような論調と政府の態度に怒りと違和感を覚えるのは私だけではないと思います。

9月7日の朝日新聞によれば福島県の整備予定6,290戸用地確保2,350戸、着手1,204戸、完成したのはわずか80戸、1.3%でしかありません。原発被災者向け3,700戸の整備状況と合わせ、「平成26年3月入居開始」とした浪江町の復興住宅の建設が遅れている最大の問題は何か明確にお答えをください。

受け入れ市町村などとの調整があることは承知しております。遅れている最大の問題解決のために町長はどのように対応されたのかお答えください。

現状を見るとき「福島の復興なくして日本の復興なし」と言われた、時の為政者の発言が空疎なものであるとの思いは被災者の共通の声であります。しかし我々は福島復興再生特措法に基づく、「福島復興再生基本方針」を「絵に描いた餅」として棚上げするわけにはいきません。基本方針には「福島の復興および再生のため」に、

「各種の取り組みを総合的・計画的に、かつ責任をもって継続的に講ずる。」とあります。放射能に汚染された帰町への見通しは、極めて困難であり、仮設での長期避難は限界であります。基本的人権とは人間として尊重されるべき権利であり、心身の安らぎの場である住宅の整備は、それと一体のものであります。

したがって、遅れている復興住宅の建設を町の復興計画に沿って、 実行を迫ることであります。同時並行して希望する人には今の借り 上げ住宅をみなし復興住宅として認める。認めさせる制度をつくる ことを改めて提言するものであります。今後の復興住宅整備の見通 しとあわせ、その対応についてお答えください。

「仮の町」構想についてであります。町づくり計画検討部会や管理部会など復興計画策定委員会の活動が本格的に活動を展開していることは先ほどの行政報告にもありました。そこで端的にお尋ねいたします。問題の一つは分散している避難の現状からいわき、二本松、南相馬の3カ所の集約型だけでいいのか。医療福祉はどのように連携できるのか。迷走している中高一貫校は「仮の町」構想とどう連携するのか。中高一貫校と町民の生活再建がどのように結びつくのか。農業や商工業の事業再開の基盤整備はできているのか。いわゆる医療、福祉、教育、産業など町民の暮らしと結びついた「町外コミュニティー」構想についての全体像がイメージできるようにしかとお答えいただきたい。

次は、除染の問題であります。浪江町の除染の現状は行政報告でもありました。要するに本格除染が酒田地区においてようやく開始

されるということであります。問題は特措法に基づく特別地域でありながら、昨年11月に環境省が示した「住居、農用地および居住等近隣の森林については、平成25年内の完了を目途に除染を実施する」としたにもかかわらず、全く進んでいないということであります。そこでこれから進められるであろう浪江町の除染についてであります。

(2)の除染等の措置に関する方法は、これまでの除染の結果に 照らし、1つ、手抜き除染などの問題が生じないように町独自のマ ニュアルで除染の実施を求めるべきであります。

2つは、空間線量が年間1ミリシーベルトに相当する、毎時0.23シーベルト以下を結果要件とすること。

3つ、除染後も線量の高いところが確認された場合、原因解明と 再除染の実施をすること。地元業者への発注など「除染等の措置」 について町長はどのように対応するのかお答えください。

また、「年間1ミリ以下となることを目指す」ことについて町の 認識をしかとお示しいただきます。

3. 賠償問題についてであります。早稲田大学復興支援プロジェクトチームがまとめた浪江町被害実態報告を読ませていただきました。この場を借りて関係各位のご苦労に御礼申し上げます。家族離散による生活破壊、収入の悪化(これは賠償金を食いつぶしているということだと私は思います。)、故郷への郷愁とその精神的苦痛、日常的精神的苦痛の深さと被害のあまりの大きさに実態の把握の難しさがあると、率直に今度の被害構造の特徴であることを冒頭に報告されております。

浪江町は町民の声に応えて精神的慰謝料の増額と強制避難を余儀なくされた避難者への謝罪、故郷の再生を求めて月25万円の増額をADRに集団申立てをしました。異質の災害である原発事故と、避難生活に対する増額請求は当然なことであり、町民の心をつなぐ大きな闘いであると思います。何としても一歩前進を勝ち取りたいと私も決意新たにしているところであります。

精神的損害と中間指針の根本的問題について質問いたします。中間指針では「自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持、継続が長期間にわたり著しく阻害されたために生じた精神的苦痛」は「賠償すべき損害と認められる。」と明確に示しております。

ところが一人月額10万円とした根拠については、同じ中間指針の中で「本件は負傷を伴う精神的損害ではないことを勘案しつつ、自賠責保険における慰謝料(日額4,200円)を参考にした上、生活費

の増加分も考慮し、一人月額10万円を目安とするのが合理的であると判断した。」とあります。これは2つの大きな問題があると私は考えます。

1つは概念上の問題です。精神的苦痛と生活費の増加、いわゆる原発避難の慰謝料と経済的負担及び損失は別個の概念であるのに同一視しているものであり、切り離して適切な賠償の増額をすべきであると考えます。

2つは故郷を失い、生活の土台がすべて破壊され、生きる権利が 侵害されたことなど避難生活の現実を無視し、交通事故と対比して いることであります。精神的慰謝料についての指針そのものが誤謬 の論理構成であることは明らかであります。指針のそのものの見直 しを政府に求めるか、町長しかとお答えをいただきたい。

直面する賠償と町の対応について、6点お尋ねいたします。

- ①東電にデータを提供させるなど未請求者の実態把握と支援対応 についてをお答えください。
  - ②要介護者、障がい者、介護者への増額賠償について。
  - ア、和解事例との整合性についての対応をどうするのか。
- イ、3.11後の認定と認定区分変更など賠償の基準についての対応 をどうされるのか。
  - ウ、増額賠償の実施についての対応はどのようにされるのか。
- エ、障がい者の名簿把握について、町は県や東電にどのような回答を求めているのかお答えください。
- ③平成26年2月28日までとされている就労不能損害の賠償継続を 求めているのか、就労困難の実態を把握されているのかお答えくだ さい。
- ④区域再編に伴う賠償格差の是正を求める町民の強い要望をどのように認識しているのか。その対応と今後の見通しについてお答えください。
- ⑤帰還困難区域の財物価値の喪失と「帰還できない」賠償をどのように考え、国、東電にどのような申し入れをしているのか。
- ⑥自治体賠償についての基本的な考えと請求事務の現状について お答えください。

次は、医療、健康、介護について質問いたします。

1つは、甲状腺がんと健康管理であります。県の健康管理検討委員会は、18歳以下の甲状腺がんについて去る8月20日、新たに「確定した」人が、前回の6月から6人が増え18人に、「疑いあり」が10人増えて25人になったことを明らかにしました。検討委員会の担当教授は「2~3年以内に出来たものではない」と原発事故との因

果関係について否定する見解を示しました。しかし、被ばくと健康について多くの町民は不安に思っています。二次検査を受けた県内768名中43名(5.6%)もの「確定」または「がんの疑い」とされた現実をみるとき、他県との単純な比較ではく、子供達の避難と被ばくなど、個別に冷静かつ科学的見地から系統的に見てゆく必要があると思いますがいかがでしょうか。浪江町の対象者とその結果、今後の町の対応についてお答えください。

また、1~3歳児の内部被ばく検査について、乳幼児でも問題はないのか、県内、県外の検査の実施についてどのようにされているのかお答えください。

2つは、妊産婦や女性の悩み相談についてであります。

先の見えない長期の避難生活を続けているので心と体にさまざまな障害が起きているのが現実であります。県立医大の藤森教授によれば、相双地区の妊産婦の健康調査で31.6%が「気分が沈んだり、憂うつな気持ちになったことがある」と答えています。また県産婦人科の調査では相双地区の出産数が2010年の1,654件と比較して昨年は534件で大幅に減少していることも明らかにされました。被災3県の中で福島の女性の悩み相談が最多であるとの調査もあり、私は特別な対策が求められていると思います。浪江町の実態は把握されているのか。電話による相談窓口や専門家による相談体制をどうするのかお答えください。

次は、介護サービス利用についてであります。

浪江町の災害関連死が291名を超えたとの報告がありました。介護認定も急増しているのではないでしょうか。介護認定と介護度別利用動向について資料による答弁を求めるものであります。

問題は、要支援認定者の保険給付(予防給付)を廃止されるのではないかという動きであります。さまざまな動きがありましたが、最近、9月4日でありますが、厚生労働省社会保障審議会の介護本部会で、今後は市町村にまかされる「新しい地域支援事業」に丸投げするという方針が打ち出されました。保険給付を廃止し、市町村の裁量ということになれば、サービスはバラバラになってしまうことは明らかであります。移行の理由は「保険料の上昇が見込まれる」ことや「市町村における効率的な事業の実施」としております。「事業の効率化」の元、要支援介護の保険給付が廃止されれば、今、受けているサービスは専門職による生活援助やデイサービス、訪問介護や訪問リハビリなど医療系サービスが切り捨てられることにもなりかねません。認知症の人は一体どうなるのでしょう。特に、原発避難の中で高齢者の独り暮らしや、老々介護が急増しており、介護

施設の問題は極めて申告な問題であります。要支援の保険はずしは 自体の改善どころか、高齢者の自立環境が悪化し、さらに大きな社 会問題になると私は思います。

全国町村会の藤原会長もこのことに対し「異議あり」の態度を明確にしました。制度改悪に対する町長の見解をお示しいただきたいと思います。

最後に、政治姿勢についてであります。政治姿勢の第1点は、アベノミクスと消費税増税の問題であります。これまで政府は「消費税増税は社会保障の財源確保のため」と言ってきました。しかし今回示された介護保険の要支援者外しは、こうした言い分がまったく通用しないことは明らかであります。

ところで安倍内閣は、来年4月からの消費税増税を予定どおり実 施するかどうか、10月に予定される臨時国会前に判断するとしてお ります。報道によれば10月1日とかという報道もあります。自民党 は、先の参議院選挙でも消費税増税について「判断は秋だ」として 争点をそらしてきました。アベノミクスの3本の矢で暮らしと実体 経済は果たしてよくなったでしょうか。「金融緩和」政策は投機と バブルを呼び株価の乱高下が起きはしました。しかし、庶民には円 安の影響で燃料や食料品、資材の急上昇で暮らし直撃であります。 長期にわたる「デフレ不況」は長期にわたる国民所得の減少で購買 力が落ち込んでいることが最大の問題であり、専門家の共通した見 方であります。働く人の賃金減少傾向は続いたまままであります。 まずは267.5兆円にまで増え続けた大企業の内部留保の1%を賃上 げに回すこと、租税回避のため莫大な海外投資残高を持つ金融証券 会社や、大企業の課税逃れに対する課税強化をすることであります。 消費税の戻し制度など不公平税制を改め、所得税や資産に応じた応 能負担にすることであります。国民負担を増やすのではなく、国民 所得を増やす経済政策に切り替え、消費税に頼らない政策転換を図 ることであると私は思います。

今、内閣官房参与など政府関係者、大手メディアからも来年4月からの増税に反対する意見が出されていることはご承知のとおりであります。消費税が8%、さらに10%になれば住宅建設など被災者の増税負担は莫大な負担になります。仮に2,000万円の住宅を建てた場合、100万円の負担が160万円にも200万円にもなるということです。復興と生活再建に苦しむ町民を代表する自治体の長として、4月からの消費税増税に反対し、弱者に重い負担となる消費税増税中止を政府に求める考えがあるか、明確にお答えをいただきたいと思います。

第2点は改憲策動と憲法問題であります。

憲法と集団自衛権の問題が急浮上してきました。安倍政権はこれまでの政府憲法解釈を無理やり変えるためにその立法措置を取ろうとしていることは平和憲法の立場から極めて重大であると私は思っております。

1つは、憲法擁護の最大最高の責任があるにもかかわらず、安倍首相は内閣法制局長官を集団的自衛権行使容認派に強引に首をすげ替えてしまうというクーデター的やり方を強行したことは、戦後民主主義と法治国家のありようを土台から揺るがすものであり恐怖政治を想起させるものであります。麻生副総理のナチズムの「あの手口、学んだらどうかね」という発言とともに断じて許されないことであると思います。

これまで政府が、「集団的自衛権の行使は憲法9条に照らし許されない」と明言してきました。そのために自衛隊の海外派兵があっても米軍とともに戦争行動を行うことは一度もありませんでした。海外派兵の先で外国人を殺したことも自衛隊が1人も殺されたこともありません。解釈改憲の狙いは、この歯止めをはずし、集団自衛権の名のもとに米国と何の制約もなく海外で戦争を行うことにあります。解釈改憲は戦争への道であります。今求められているのは平和憲法による平和外交であります。改憲策動と憲法擁護の認識を、町民の命と暮らす平和を守るために、町長はどのように認識されているか、町長の見解を求めて1回目の質問を終わります。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** それでは、私のほうからは総括的に答弁をいた したいと思います。

まず、レベル3に引き上げられた問題を非常事態と認識されているかということのご質問でございますが、これは今回の汚染水対策については、今回の事故以前から問題になっているということなのです。このことは国が事故対策を事業者任せにしてきたということが一つの要因であると思っています。このようなレベル3という事態については、本当にゆゆしき問題でありまして、私はこれは国際的にも理解できるような措置をしてやっていかないとだめだと認識をしております。

それから、2つ目で6月議会での事故の収束宣言の撤回を要請文に入れるということについての対応でありますが、これは国、総理大臣宛、あるいは復興庁、そして経産省各大臣等にいろいろと要望してまいりました。その要望書の中に必ず事故収束の宣言は間違っていると、収束はしていないということをたびたび重ねて申し上げ

ておりました。さらには、双葉郡の町村会においても文言を入れるように要請をいたしまして、必ず要請文に入れるようになりました。 そういうことでこのように対応してきたところであります。

それから、3番目の国家的な非常事態という問題を共有して、断固としてそのことを国に求めるかというご質問でございます。現地対策本部ですね。これは安倍総理が議員おただしのとおり、東京オリンピック招致のプレゼンテーションで、国が責任をもって対処するという言葉がございました。これは国際的に公約した言葉であると認識しておりますので、やはり現地の対策本部はもちろん設置すべきだと思いますので、ぜひこの点は国に強く要請してまいりたいと思います。

それから、再稼働あるいは原発輸出についての認識の件でありますが、これは福島の原発事故の原因究明と検証が未だもって検証されていない。そういうことをきっちり原因究明と検証をして、それから再稼働あるいは原発輸出ということにいくのではなかろうかと思います。したがって、まったく私から見ますと再稼働、あるいは原発輸出は問題だと考えております。

それから損害賠償の指針そのものの見直しを政府に求めるかいうことのご質問でございますが、この件についても文部科学省のもとでの損害賠償対策審査会です。これは6月、地元での意見聴取会がございましたときにも、紛争審査会あてに指針の見直しをしろと、現実に沿っていないということで強調して要請はしてまいりました。そういう形の中で、ADRに申し立てした件も、やはりこういう制度設計を見直しをするために地殻変動をさせる、風穴を開けるという意味でも、ADR申し立てについては有意義であったと思います。そういう形の中で、指針そのものを見直しをしていくべきだということを改めて政府に強く求めていきたいと思っています。

それから、消費税増税等の質問でありますが、これはやはり私ども、これから例えば家を直すとか、あるいは新しい家を建築するという形の中で、生活再建をしていくために非常に足かせになるようなものであると認識をしております。

したがって、消費税増税については、今後慎重なる態度で私ども 被災者をやはり寄り添って見守っていただくように、消費税増税の 件については反対をしていくという立場をとっていきたいと思って おります。

それから、最後の改憲策動と憲法問題であります。96条の改正点については、ああいうこそくな手段というものをとらないで、ぜひ真っ正面から憲法9条の問題をとらえていただきたいと思います。

私は、平和憲法、それから基本的個人の尊重の問題、そういうものを含めて、すばらしい世界にない憲法だと考えています。したがって、いわゆる国連で認めているように、集団的自衛権を使いながら対外的なものに対しては対処していく考え方で生かしていったらどうかと思います。私は、この憲法はすばらしいものだと思っています。

特に、我々が避難をしていつも話をいたしますが、憲法13条の幸福追求権、それから25条の生存権、29条の財産権は、私どもがこの3つの基本的な権利が今すべて失われている状況ですので、やはりその権利の回復をするために憲法に照らした中での憲法を保持していくと言いますか、今の現憲法を守っていくという立場で私はおります。

- 〇議長(小黒敬三君) 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) それでは、私のほうから町の復興と除 染の問題の課題に関しての復興住宅の建設の関係についてお答え申 し上げます。

建設計画が遅れている最大の問題は何かと言うことでございますが、本来原発被災者に対する住宅整備というものは、国が全面に出て対応すべき内容だと理解しております。

しかしながら、現在の対応というところでいきますと、自然災害と同様に地元任せにしているということからくるものでないかと考えております。予算だけつけてあとは地元でやれといったスタンスをとっていることが問題であって、予算の使い勝手も決していいものではありません。まして、原発被災者向けの公営住宅整備に対応した制度自体、今年の5月にようやくできたという事実をみても、国の姿勢が問われているものと理解しております。

町としては、国に対して復興公営住宅等の整備については、新たな制度の創設を昨年度から継続して要望を行ってきました。また、制度の創設を待つことなく、受け入れ先である二本松市、いわき市、南相馬市とも積極的な協議を行って、用地の早急な確保に向けて取り組んできたところでございます。

今後の見通しということでございますが、二本松市においてはようやく復興公営住宅の建設用地も決定しまして国への申請を行ったところでございます。公営住宅の入居戸数が町と国とでかなりの乖離があるということから、まずは今回の意向調査の結果を受けて、戸数の変更を行っていきたい。関係機関との調整をしてまいりたいと思っております。順調に進めば平成27年度に入居が可能と聞いております。南相馬市についても現在用地交渉中であり、これがまと

まれば順次建設に向けた作業が進むものと期待をしているところでございます。他の地域におきましても、県営住宅の建設が進められており、早いところにおいては平成26年度中の入居も可能であるということでございます。

また、県においては設計施工の一括選定方式、あるいは買い取り 方式などの民間活用方式を取り入れていくという考え方もございま して、整備期間の短縮に期待をしているところでございます。

仮の町構想に関しての部分でありますが、医療、福祉、教育、産業についてはどう連携されているかということについてでございます。町民の避難生活を考える上で、いわゆる医療、福祉、教育、産業というものは、それぞれの暮らしには不可欠な要素であると考えております。

しかしながら、すべてのものを自前で整備するということについては限界がありますので、町で出来るもの、あるいはそうでないものと整理をしまして、ものによっては受け入れ先の自治体の既存の公共施設、あるいは生活関連サービスなどを利用させていただくということを考えております。既存の施設で不足する場合には、増設や新設なども検討するということにしております。

- 〇議長(小黒敬三君) 教育長。
- ○教育長(畠山熙一郎君) 双葉教育復興ビジョンが打ち出しております中高一貫校と浪江町の町外コミュニティ構想との連携、あるいは町民生活再建との関連についてのおただしもございましたので、お答えさせていただきます。

ビジョンにおける中高一貫校の構想は、双葉郡の8カ町村がそれぞれに再開しております小中学校に加え、双葉郡の子供達の避難先での就学先の選択肢を新たに増やしまして、充実した教育環境で学ぶことでそれぞれがもてる力を伸ばしながら、将来の復興の担い手としても成長できる学びの場を確保したい。そのような願いを持ったものでございます。

最初に、開設する中高一貫校の立地につきましては、浪江町の町民の方が多く避難しておられますし、町外コミュニティの構想の一つの対象でございます、いわき市から比較的近くでの決定が間もなくなされるものと期待してございます。寮が完備されておりますので、近隣に限らず遠くからの入学も可能ですので、避難先の浪江町の子供達が少しでも自分達にとって身近な学校だと、そういうことでそこを選んで学ぶ機会を得れば、子供達自身にもそれから復興のための人材育成ということにも繋がるものと期待しているところです。

また、中高一貫校の開設とともに、各町村の学校等との連携を工夫して教育の充実を図り、将来的には双葉郡の復興の進捗に合わせて、双葉郡の中部あるいは北部での中高一貫校建設を求めるということになってございます。今後の町づくりや町民生活再建等の関連がさらに強まると考えておりますので、このことを町立小中学校の運営や浪江町での教育復興に結びつけていきたいと考えているところでございます。

- **〇議長(小黒敬三君)** ふるさと再生課長。
- **○ふるさと再生課長(岩野寿長君)** それでは除染についてのご質問に お答え申し上げます。

まず、一つ目の町独自の除染マニュアルで除染の実施を求めるべきというご質問でございますが、除染実施計画の中では、国として責任をもって取り組むとされております。今回のような広範囲な除染は世界でもほとんど例がないということであります。国や地方自治体が行ってきたモデル事業や、先行的な除染などの実施結果に基づきまして、除染計画及び除染作業に活用し、共通仕様書を作成して除染を実施している現状にございます。

なお、不適切な除染が相次いだことを受け、環境省は除染の監督 業務の民間委託を増やし、監視体制の強化を図っているところであ ります。

次に、2つ目の毎時0.23マイクロシーベルト以下を結果要件とすることについてでございますが、環境省は、長期的な目標として追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下となることを目指すとしております。

それから、3つ目の除染後も線量の高い所が確認された場合の原因解明と再除染の実施でありますが、環境省は除染実施後、必要な事後モニタリングを行って除染効果の維持を確認することとしております。また、新たに汚染が特定された時点等があった場合、線量に応じフォローアップの除染を行うこととしております。

なお、地元業者への発注につきましては、不適切な除染防止や事故防止、住民対応及び安心の観点からも地元業者を中心とし、土地勘のある地元作業員が参加できるよう環境省へは要望しているところであります。環境省では、除染業者の決定に際しては、地元雇用に配慮するということから、請負業者の作業員として雇用することの回答をいただいております。

次に、年間1ミリシーベルト以下となることを目指すことについて町の認識でありますが、環境省が示す特別地域内除染実施計画の 策定にあたりましては、町と内容の協議、調整を行い具体的な実施 計画を作成しております。

その町の認識でございますが、長期的な目標として追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下となることはもちろんのこと、住民の安全、安心の確保のため、原発事故以前の線量を目標値と考えてございます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- **○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君)** それでは大きな3番の賠償問題 についての(1)につきましては、町長が答弁いたしましたので、
  - (2) 直面する賠償と町の対応について。①町の支援を必要とする 未請求者の対応についてお答えいたします。

未請求者の掘り起こしにつきましては、現在、国では個人情報保護法に照らしまして、慎重に国、東電、県と協議をしている最中でありまして、まだ結論には達しておりません。結論が出次第、未請求者の把握がされれば必要な措置を講じていく必要があると考えております。

②の要介護者、障がい者のアでありますが、和解事例との整合性 についてお答えいたします。東電はこれまでの和解事例を参考にし て適切に賠償基準を決定しているとしております。

イにつきましては、3.11後の認定と認定区分の変更でございますが、3.11以降に認定された方及び認定区分の変更があった方についても、賠償金が増額されるとなっております。

ウにつきましては、増額賠償はいつ実施についてでございますが、 東電の準備、調整不足のため、双葉郡町村での周知・実施方法を提 案したところ、現在、東電と県が協議中でありまして、9月末に方 針が示される見込みであると回答をいただいております。

エにつきましては、障がい者の名簿把握についてでございますが、 障がい者のデータについては、県が保有しているとのことで関係市 町村は県の判断で、東電に直接提供するよう求めておりますが、県 は現在も回答を保留している状況でございます。

続きまして、③の就労不能損害の終期と延長継続問題についてお答えいたします。中間指針(第2次追補)では、就労不能損害の終期については当面は示さず、個別具体的な事情に応じて合理的に判断するものとしております。復興庁の調査では回答者の半数の方が無職で、2割の方が休職中という状況でありますので、東電の包括請求での賠償期間が来年2月までとなっておりますが、事情により再就職の困難な方については、支払い期間の延長等を求めていく必要があると考えております。

④の区分再編に伴う賠償格差でございますが、賠償額は避難指示

解除見込み時期に応じて決定されておりますが、避難指示解除まで に要する期間が長引いた場合につきましては、実際の解除時期に応 じた金額が追加で支払われます。

したがって、除染も開始されていない現状では、当然解除の時期も延長され、賠償格差は是正されることになると考えております。 ただし、解除時期の見直しの時期については、現在不明となっております。

⑤の帰還困難区域の財物価値喪失でありますが、町では区域にかかわらず、財物賠償については再調達価格での賠償を求めております。ただし、現在の賠償という枠組みの中では限界がありますので、賠償とは別の枠組みでの生活支援策を国に求めております。

- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) それでは⑥の自治体賠償の対応についてお答え申し上げます。

自治体賠償についてでありますが、平成23年度一般会計にかかわる賠償請求につきましては、各課より請求する基礎資料を提出してもらっております。現在、総務課においてこの資料を整理、精査をしているところでありまして、この作業が終了次第請求してまいりたいと考えております。

- 〇議長(小黒敬三君) 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** それでは甲状腺二次検査の対象結果並 びに今後の対応についてお答えを申し上げます。

県並びに仮設津島診療所が実施いたしました甲状腺検査から当町における二次検査の対象者は27名でございます。うち1人に甲状腺がんが見つかったことは周知のとおりでございます。残りの26名につきましては、ただいま経過観察となっております。甲状腺がんが1人でも見つかったことについては、原発事故との因果関係はともかくとしても看過できないものでございます。子供はもちろんのこと、全町民の願いは甲状腺がんのメカニズム云々より、安心、安全の提供、即ちいつでも検査ができる環境があることだと考えております。そのことを踏まえまして、9月より弘前大学により甲状腺の専門医を仮設診療所に派遣していただき、検査の強化をただいま図っているところでございます。

さらには、現在の診療所を拡大し検査環境を整えるとともに、県立医科大、弘前大学をはじめ、さまざまな医療機関との連携を深めながら町民のための医療環境づくりに努めてまいりますので、ご理解とご協力を願うものでございます。

次に、1歳児から3歳児の内部被ばく検査についてでございます。

町では8月21日より、WBC検査専用台座を設置いたしまして、4歳未満の子供394人に案内通知をし、ただいま検査を開始しておるところでございます。

県外での検査につきましては、8月1日より県が台座付きの専用 バスを運行し、検査にあたっている状況でございます。

次に、妊産婦や女性の悩み、相談についてでございます。町は妊娠期それから出産、子育て相談会の事業などを現在実施しております。機会あるごとに、その都度相談に応じてまいっている訳でございますが、しかしながら相談内容も多種多様化しており、専門的な相談体制の必要が求められることも確かですし、町の必要性については十分に認識しておるところでございます。

今後につきましては、専門の相談員の確保も含めながら相談専用窓口の設置について前向きに検討してまいりたいということでございます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 介護福祉課長。
- **〇介護福祉課長(佐藤尚弘君)** それでは(3)介護福祉サービス利用 について、①現状についてお答えいたします。平成25年4月現在、 介護サービス利用者数は1,135人。
- ○議長(小黒敬三君) 資料ありますか。
- **〇介護福祉課長(佐藤尚弘君)** すみません。資料の提出なのですが、 介護保険はサービスの30分ごとを受けまして、点数によって利用を 算定するものですから、資料として提出できませんのでご了承お願 いしたいと思います。

[「きちっと議長をとおして」と呼ぶ者あり]

- **○議長(小黒敬三君)** 答弁調整お願いします。
- **〇議長(小黒敬三君)** 暫時休議いたします。

(午後 3時09分)

**〇議長(小黒敬三君)** 再開いたします。

(午後 3時15分)

- **〇議長(小黒敬三君)** 介護福祉課長。
- ○介護福祉課長(佐藤尚弘君) 資料を元に説明させていただきます。 平成25年4月現在、介護サービス利用者数は1,335人、在宅853人、 施設282人です。そのうち介護サービスが要支援1から要介護5まで7区分があります。そのうち要支援1が139人、要支援が176人、 要介護度1が195人、要介護度2が167、要介護度3が92、要介護度

4が63、要介護度5が21ということで853人があります。

その中でサービスが17があります。丸が付けているのが大体こういう形でサービスを受けてます。それで訪問介護、通称介護等を大体介護度を持っている方はサービスを受けてます。訪問入浴のところを見てください。この人だけが介護度3、4、5、15人の方がサービスを受けているということでございます。そのほかに地域密着型ということで、サービスを受けている方が13、14、15ということで入っております。

次に、施設介護サービスこれは3種類サービスがあります。その うち老人ホーム、老健施設、療養型ということで介護度1が34人、 要介護2が44人、要介護度3が70人、要介護度4が62人、要介護度 5が72人、282人が受けております。

次に、②軽度介護者保険はずしの問題と、介護生活の介護問題の ご質問にお答えします。介護給付の抑制が主要目的となりまして、 現在、専門職が受け持っていたサービスをボランティアのもとに変 更することも可能で、サービス水準の低下、軽度移管は事業の財源 確保が伴うものであり、財源不足による事業の中止、予防事業内容 に格差が出ることが一番懸念されますので、慎重の上にも慎重に検 討すべき問題であると考えております。

次に、現在の介護問題は、介護の悩みの相談、認知症への対応、介護者への心身のリフレッシュです。また、避難生活での一定水準のサービスの保障のため、浪江町地域包括支援センターが中心となり、各事業所と連携し、各種事業を推進しておりますが、さらに地域包括支援センターの強化を図りながら、公益的に相談業務の強化、サービス提供の安定化、継続を図りサービスの確保が今後の介護の問題となります。

- ○議長(小黒敬三君) 16番、馬場績君。
- **〇16番(馬場 績君)** 再質問をいたします。

町長が答弁されたいくつかの問題で、基本的には認識を共有できたと思っております。

ただ、第1点の今のおかれている状態を非常事態だと認識をして 国や県、あるいは事業者に問題解決を求めるということが大事では ないかという提起をしたわけですが、このことについてはレベル3 に引き上げられたから非常事態だと考えてはいないという趣旨の答 弁がありました。確かに私の質問がまずかったのかもしれませんが、 報道されている実態から言えば、地下水が1,000トンどんどん押し 寄せてきていると。観測用の井戸からも高濃度汚染の線量が確認を されていると。それから毎日、毎日400トンも汚染水が溜まり続け ていると。にっちもさっちも行かない状態。これはやはり今の状況は、非常事態だという認識のもとに町長としても国や東電、あるいは県にあたっていくという前提の問題でおただしをしたわけです。

流れとしてはわかったわけですが、私がお尋ねしたことに対して 理解をされて答弁されたのかどうか、改めてお答えをいただきたい と思います。共有できた問題については、省略をいたします。

それから、復興住宅の問題です。復興推進課長が最大の問題は国が陰に隠れていると。口も手も出さないと。もっと国は全面に出て復興住宅の建設問題解決に当たるべきだという答弁であります。私も今の現状から言えば、根本的な問題はここにあると思います。

例えば、阪神大震災の時にどういう経過をたどったかというと、阪神大震災では災害復興公営住宅の着工が震災から2カ月後、3月27日に着工されているんです。この違いは一体何か。もちろん双葉郡全体、全県、全国に避難しているとか、受け入れ町村とのさまざまな調整がある。そういう問題はあると思います。しかしとにかく、我々は経験したことのない問題に直面しているわけだから、法律がなければある意味では超法規的な措置をとってもやるべきですよ。私は正直、町長はなんて答えるのかと思っていたわけですが、課長の答弁は明解でした。国は責任逃れをしているということです。ここをやはりついていく必要があると思います。もちろん、県ももたもたしていますよ。浪江町が3,100戸の復興住宅要望して、その後だから。これは臨時議会でも課長答弁がありましたけれども、そういうまったく現状打開に危機感もなければ責任感もない。ここが問題だと思うんのです。

したがって、予算はついたというわけですが、超法規的と言っても浪江町が勝手にやるわけにはいかないと思いますが、結論から言えば避難者の今の生活の現状をこのままにはしておけない。どうするんだ。浪江町がはっきりいうと、答え出さなくてもいいというと誤解されるけれども、町は県や国に対して迫ると、これが基本的な立場です。

復興公営住宅の問題では、きょうの新聞で1,700戸分用地確保の予算とったと言っておりますが、とにかく8月24日の新聞報道でも893戸の建設計画だから、二本松市の用地整備はどういう計画で進められますか。二本松市の災害公営住宅の着工はいつになりますか。いわき市も含めて用地確保について、どういう今後の見通しになりますか。そこのところをはっきりとお答えください。

それから、次に、中高一貫教育の問題で、教育長から期待をして いるという話はありました。私は子供達の教育は大事だと思います が、中高一貫校を双葉郡の南部につくるということで、そこに子供 たちを集めて何とかしようという考え。子供の教育に責任を持つと いう考え方はわかりますが、浪江町との復興の関係ではもっともっ とこの問題については吟味する必要があると思います。

その上で、答弁が抽象的だったわけですが、私は医療、福祉、教育、産業など町民の暮らしと結びついた町外コミュニティ構想をどうつくりあげていくのかと。課長答弁は受け入れ先との協調を図りながら、あるものを利用して、足りなければつくっていくという答弁だけれども、少なくても現状から言えば、他の議員からも質問がありましたが、町外コミュニティを私は3カ所では足りないと。それは1番議員に対する答弁でも町としても見直しをするという趣旨の答弁がありました。希望があれば見直しをすると。検討するということです。

とすれば、大きく言うとこれは以前にも取り上げたし、何回か言っているわけですが、県北なら県北のブロックでどうするんだ。今の3カ所以外。県中なら県中でどうするんだと。あるいは県南なら県南でどうするんだと、会津なら会津でどうするんだという立場で町外コミュニティを具体化する必要があるのではないか。会津の雪は大変だけれども、2年半いると、ここもいい所だという意見も意見交換会で出ました。

したがって、希望を聞きながらということではあるけれども、どこにいても浪江町民だと。町民の生活再建のために支援するということであれば、町外コミュニティの中身の問題、医療問題、福祉の問題、教育の問題、作業の問題、雇用の問題もあるわけですから、そこまで考えて町外コミュニティの事業を推進するべきではないか、展開するべきではないかと思います。お答えください。

残りの問題は再々質問でやります。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) 再々質問にお答えいたします。

非常事態の認識でありますが、馬場議員がおただしのとおり、これはもう非常事態であるということは誰しもが認めることでありまして、ゆゆしき事態だということで認識をしております。

- 〇議長(小黒敬三君) 復興推進課長。
- ○復興推進課長(宮口勝美君) 二本松市の着工、あるいは造成着工の 関係につきましては、平成26年度中の造成ということになっており ますが、今詳しい資料を持ってまいりますので、答弁もう一度させ てください。

それから、町外コミュニティのあり方についての先ほどのご質問

でありますが、住宅以外のいわゆる町外コミュニティ、介護であるといった部分につきましては、今馬場議員がおっしゃられるとおり、各単独の町村だけで対応できる問題ではないということから、双葉郡内の関係町村が集まりまして、連携を図るということで今調整を図っているところであります。まだ、具体的に個別のところまでいっておりませんが、特に担当課長おられます中で、私が回答してもあれですが、特に介護福祉関係の施設については、避難先自治体の地域の実情等も含めて考慮していかなくてはならないと、仮設のサポートセンターのような地域密着型で、小規模多機能施設の整備をしていきたいと考えておりますが、今お話しましたように、単独の町村でやっていいのか。あるいはできれば双葉郡内まとまった形で一緒にできないかということの協議も担当課を含めて行っている状況がございます。

二本松市の状況についてですが、今、計画上では平成26年後半に造成自体が、うまくいけば平成25年末になります。平成26年度当初から造成に入って、平成26年後半に建設工事に入りたいという形で進めている状況があります。今の予定でいきますと、平成27年10月頃まで工事がかかるという形になっておりますが、これについても先ほど申し上げましたとおり、一括発注等を含めて工期の短縮を図っていくということで今進めている状況がございます。

### 〇議長(小黒敬三君) 町長。

○町長(馬場 有君) 県北、県中、県南、会津のブロック別の町外コミュニティについても考える必要があるのではないかというご質問でございました。これは、先ほども答弁いたしましたように、まず集約型を、とにかく機能を3地域のほうにまず集約させる。そしてその後に今の補える地域を災害公営住宅を中心にまとめていくという形をとりたいと思うのです。

まず3地域での町外コミュニティがどれだけ集約できるか。それは意向調査のいろんな結果にもよると思います。そういうことで順次進めていくという考え方でいきたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

### **〇議長(小黒敬三君)** 16番、馬場績君。

○16番(馬場 積君) 3つに機能集中すると。これが基本的な考えで、残りはやはり災害公営住宅を中心に考えていくということで、これはこれで柔軟な対処だと思います。非常に大事だと思います。その計画を今町長が答弁されたわけですが、やはり町民の生活再建あるいは復興住宅を求める避難者の声に答えていくということで、もっとやはりその考えを煮詰めて、具体化していく必要があると思いま

す。これは要望です。

それと、みなし復興住宅の問題、先ほど課長答弁では要望しているということだけれども、非常に私は大事な問題だと思うのです。 浪江町の避難の状況は、仮設住宅に入っている人が2,274戸ということでしょう。借上げ住宅が3,927、大きくいうと6対4。それで仮設住宅にいつまでもというわけにはいかないから早急にということになるが、緊急避難的な措置として、今借り上げしている住宅をみなし復興住宅として県が認める。国の関係省庁は復興庁なのか、厚生労働省なのか、国土交通省なのかわからないけれども、ある意味では人間としての生きる権利を住宅の立場から保障させてくということで、もっともっと現状を調べて論建てをして、制度の実現を目指す必要があると思います。それほど重要な問題だという認識が町長にあるかどうかお答えください。

それから除染の問題です。除染の問題では、特別地域だから国直轄、国直轄だから浪江町独自のマニュアルを作るということは難しいという答弁でした。共通仕様書で事業発注するからということで、独自のマニュアルは難しいと。しかし、議会で意見交換会をやって、除染に関してさまざまな問題が出た。端的に2つ挙げるとすれば、除染の費用対効果の問題です。

今、一つはやはり戻り、除染をしても線量が戻ると。それをどうするんだと。他でやっているところを見て、結果はそうなんだということをみんな知っているわけだから。帰町したい。帰町する。帰町の準備をするというためにも、浪江町独自のマニュアルを作ってでも徹底除染をさせる必要があると思います。これはまったく不可能なのかどうなのか。いままでの除染結果に照らして、浪江町としてはこういう考えで除染をやってもらいたい。基本的な課題を整理して、環境省と折衝していく必要がある。それをやられるかどうかお答えください。

それから、再除染の問題でいうと様々な問題が出ております。費用対効果の問題にも関係してくるわけだけれど、再除染の問題について、環境省が効果を検証するということで、再除染の効果検証をしながら、再除染の範囲は限定的になる見通し、いわゆる地域限定だということです。非常に曖昧模糊。基本的には再除染させる。再除染させるにあたって、1ミリ以下を目指す。これは浪江町と環境省との間で確認した実施計画にも1ミリ以下を目指すとかかれているわけだから、除染をしてみて、調査をしてみて、高い所が出たという場合には調査結果に基づいて地域限定ではなく、面的な除染を求めていくということが必要ではないか。それが実施計画にある年

間追加被ばく1ミリを目指すということの具体的な担保になると思うのです。文書に書いただけでは駄目です。そういう立場で臨むかどうかお答えください。

それから、賠償の問題、ADRいろんな疑問がありますし、いろんな見方があります。非常に私は大事な闘いだと思います。したがって、この場でも何度も町長と議論しました。町長としても賠償のあり方に、あるいは今回の原発事故に対して風穴を開けたいと、まったく私も同感です。一つ方法としては町民決起大会を開くべきではないか。3月議会ではやります。6月議会では議会とも協議しながら検討します。若干後退したかのような答弁です。そうではないと副町長は首を振っているから決起大会はやると。もちろん8カ町村と連携できればいいです。場合によっては一点共闘で8カ町村で大会を開く。同時にADR集団申し立ては自治体としては浪江町だけなのだから、やはり落としどころを考えるということも大事だけれども、この問題について浪江町民はこういう問題があるから何としても解決したい。

**〇議長(小黒敬三君)** 決起大会通告ありませんが。

[「流れだからいい」と呼ぶ者あり]

O16番(馬場 積君) 指針の見直しに繋げる具体的な当町の課題だと 私は思っております。成功させましょうよ。改めて町長の決意をお 聞きしたいと思います。お答えください。

それから、賠償について簡潔に質問して、簡潔に答弁がありました。その中で、要介護障がい者、介護者への賠償増額について、国と東電で今協議中、9月中に結論が出るということですが、これだけを聞くと明るい見通しのようなのですが、賠償増額について具体的に検討されているのかどうか。もし、賠償増額を進めるということであればア、イ、ウ、エの4項目に沿って、その改善を求めていく必要があると思います。現状について改めてお答えください。

それから、自治体賠償について資料を精査中だということです。 ということは、浪江町としても自治体賠償請求するということでよ ろしいのかどうか。自治体賠償の請求の時期について、いつ頃考え ているのかお答えください。

それから、帰還困難区域の財物賠償の喪失と帰還できない賠償を どのように考えるのかということについて、いわゆる帰還できない 賠償については別物で、生活再建できる賠償を求めるということで す。これはまったくそのとおりなんだけれど、別物で求めるという ことだけでは、私たちは町民にはっきりした説明はできません。具 体的に、生活再建できる別物の賠償ということについて、どういう 中身を考えているのかお答えください。

それから、内部被ばくの検査については、これはたびたび聞いて おりますけれども、県外の子供達の3歳児以下の子供達の検査も含 めて県外の検査をどうするのか。

それから最後、やはり介護施設が足りない、入りたくても入れない。そのためにどういうことが起きているかというと、150万円の補償金を払って、1カ月13万円もお金を払って施設に入ったという人もおります。どう解決するのかお答えください。

### 〇議長(小黒敬三君) 町長。

○町長(馬場 有君) みなし復興住宅として認める制度の件でありますが、これは復興公営住宅が今おただしのとおり若干遅れてきているという状況でありますので、この提言についてはいろいろ精査をして、そして強く国のほうに求めていくように検討してまいりたいと考えております。

それから、いわゆる除染のマニュアルを作成するべきだということで、私も環境省で実証実験の除染をするときに町民の方からいろんなアイディアがありまして、例えば農地の除染をするとか作付けをしたいとかそういう申し入れがありまして、環境省には随分強く申し入れてきました。ところが全然だめなのです。認めないのです。環境省としては、国直轄でやるということをいったん決めた以上は、とにかく自治体の話を聞かない。そういう状況が今も続いています。しかしそういうことも言ってられませんので、やはり私どもの町として除染のマニュアルを作って、そして環境省がこういうことで地元がやるということを認めさせるような形で何とか要請をしてまいりたいと考えています。

それから、賠償問題での町民の総決起大会、これはちょっと遅ればせでありますが、町村会の中でぜひ郡民大会をやっていきたい。タイトルについては、賠償の問題についてはちょっと8カ町村いろんな温度差がありまして、なかなか共通する面が少なくなってきました。片方は、避難準備解除をいたしましたし、私どもはまだまだ解除もできない状況ですので、そういうところで賠償の問題について相当な温度差が出てきましたので、どういうタイトルで決起大会をやるかわかりませんが、ただ双葉郡民の意気を示すような形、まずそういうものの決起大会をまずやると、それから町民の賠償に関しての決起大会、これもぜひやっていくように考えていきたいと思います。

ぜひこれは議会とも相談をしながら実現方できるように頑張って いきたいと思っております。

- **〇議長(小黒敬三君)** ふるさと再生課長。
- **○ふるさと再生課長(岩野寿長君)** 再々質問の中の除染の費用対効果 はどうなのかというご質問でございますけれども、除染につきましては。

「「いいです。」と呼ぶ者あり〕

- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) 自治体賠償なのですが、現在やるということで各課から資料を出してもらっているところであります。年内には請求したいというところで進めているところであります。
- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- **○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君)** 再々質問にお答えします。

②の要介護者、障がい者の件の再々質問に対する答弁ですが、9 月末の方針が示された段階で、このアから工までをまとめて一括して行う必要があると認識しております。国が9月末まで方針を示す 見込みであるという形になっておりますので、その方針をみながら アから工までまとめて対応する考えでございます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** それでは、県外での1歳から3歳の内部被ばくでございますが、県が当然やるべきものと考えております。 県が8月1日から実施している状況でございます。

「何事か呼ぶ者あり〕

- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** 県のほうで実施している状況でございます。バスを運行している状況でございます。
- **〇議長(小黒敬三君)** 介護福祉課長。
- **〇介護福祉課長(佐藤尚弘君)** 介護施設関係なのですが、県と協議を してどのような形で作るのか協議しておりますので、今しばらくお 待ちください。
- **〇議長(小黒敬三君)** 以上で、16番、馬場績君の一般質問を終わります。

### ◎散会について

**〇議長(小黒敬三君)** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にと どめ、散会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 異議なしと認めます。

## ◎散会の宣告

**○議長(小黒敬三君)** よって、本日はこれをもって散会とすることに 決定いたしました。

明日は、午前9時から本会議を開きますのでご参集願います。 (午後 3時50分)

9月定例町議会

(第2号)

# 平成25年浪江町議会9月定例会

## 議 事 日 程(第2号)

# 平成25年9月11日(水曜日)午前9時開議

日程第	1	請願・陳情の作	付託 一
日程第	2	認定第 1号	決算の認定について
日程第	3	認定第 2号	浪江町水道事業会計決算の認定について
日程第	4	議案第56号	平成25年度浪江町一般会計補正予算(第
			2号)
日程第	5	議案第57号	平成25年度浪江町国民健康保険事業特別
			会計補正予算 (第1号)
日程第	6	議案第58号	平成25年度浪江町国民健康保険直営診療
			施設事業特別会計補正予算(第1号)
日程第	7	議案第59号	平成25年度浪江町公共下水道事業特別会
			計補正予算 (第2号)
日程第	8	議案第60号	平成25年度浪江町介護保険事業特別会計
			補正予算 (第1号)
日程第	9	議案第61号	浪江町名誉町民の推薦について
日程第1	0	同意第 7号	特別功労者の決定について

出席議員(16名) 2番 1番 渡 邉 泰 彦 君 佐々木 勇 治 君  $\equiv$ 君 3番 木 幸 4番 鈴 治 君 小 黒 敬 5番 亚 本 佳 司 君 6番 松 孝 司 君 田 若 則 7番 山 崎 博 文 君 8番 月 芳 君 9番 君 10番 幸一郎 君 佐々木 恵 寿 山 本 11番 泉 重 章 君 12番 佐 子 君 田 藤 文 13番 紺 野 榮 君 14番 吉 数 博 君 重 田 15番 三 瓶 宝 次 君 16番 馬 場 績 君 欠席議員(0名) 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 町 町 長 副 場 馬 有 君 檜 野 照 君 行 副 町 長 教 育 長 渡 邉 文 星 君 畠 山 熙一郎 君 代表監查委員 総 務 課 長 山内清 隆 君 谷 田 謙 君 復興再生事務所長 復興推進課長 兼帰町準備室長 山 本 邦 宮 君  $\Box$ 勝 美 君 町民税務課長 産業・賠償対策課長 高 大 倉 敏 勝 君 浦 泰 夫 君 ふるさと再生課長 復旧事業課長 岩 野 寿 中 君 長 君 田 喜 久 健康保険課長兼津島支所長兼仮設津島診療所事務長 介護福祉課長 紺 野 則 夫 君 佐 藤 尚 弘 君 計 管 理者 生活支援課長 兼 Ш 納 室 長 佐 藤良 樹 君 吉 田 明 君 公 育委員会 長 鈴 木 敏 雄 君 職務のため出席した者の職氏名 事 務 局 長 次 長

清

水佳

宗

岩

野

善

書記中野夕華子

### ◎開議の宣告

**〇議長(小黒敬三君)** おはようございます。ただいまの出席議員数は 16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 なお、暑い方は上着を脱いでも結構でございます。

(午前 9時00分)

### ◎議事日程の報告

**○議長(小黒敬三君)** 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎請願・陳情の付託

**○議長(小黒敬三君)** 日程第1、請願・陳情の付託を行います。

今期定例会において受理した請願1件、陳情2件をお手元に配付の請願陳情文書表の通り、所管の常任委員会に付託します。

違法な臓器生体移植を禁じることを求める陳情書については、議 運に諮った結果、資料配付のみといたします。

所管常任委員会は、会期中に審議の上、議長宛に報告願います。

### ◎認定第1号から同意第7号一括上程、説明

**〇議長(小黒敬三君)** お諮りいたします。

日程第2、認定第1号から日程第10、同意第7号までを一括議題 といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(小黒敬三君)** 異議なしと認めます。

よって、日程第2、認定第1号から日程第10、同意第7号までを一括議題といたします。

日程第2、認定第1号 決算の認定について、町長から提案理由 の説明を求めます。

町長。

**〇町長(馬場 有君)** 認定第1号 決算の認定についてご説明いたします。

本案は、平成24年度浪江町一般会計を初め9つの特別会計の予算 執行結果を報告し、認定を求めるものであります。

一般会計においては、一昨年に発生した東日本大震災、翌日の原発事故の影響による全町避難が続く中、復旧復興の基礎となる復興計画の策定業務、県内各地で行った賠償支援事業、避難される町民

の皆様の生活支援など、多くの事業に取り組みました。平成23年度中に一次、二次避難所が閉鎖され、平成24年度は運営経費が減少したこともあり、決算において歳入歳出ともに前年を下回る結果となっております。また、実質収支、実質単年度収支については黒字となっております。決算に関連して、財政健全化判断比率である実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標につきましては昨年同様、すべてにおいて早期健全化基準以下となりました。

しかしながら震災以降、避難形態も変化し、事業内容も前年度、 またはそれ以前とは大きく異なることから、決算における計数も単 純に比較しづらい状況でありますので、ご了承をお願いいたします。 その他、9つの特別会計においても、すべて実質収支の黒字を確 保いたしております。

なお、決算の認定を求めるにあたり、監査委員の審査を受けましたので、その意見書及び関係書類をあわせて提出しております。

詳細につきましては、それぞれ担当課長に説明させます。

**〇議長(小黒敬三君)** 内容説明は、会計ごとに行います。

平成24年度浪江町一般会計歳入歳出決算認定について、内容説明、 総務課長。

○総務課長(谷田謙一君) それでは、平成24年度主要な施策の成果により説明申し上げます。皆様方、主要な施策の成果、お手元のほうに準備お願いいたします。表紙を含めまして2枚ほどおめくりいただきたいと思います。

平成24年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算状況であります。 まず普通会計と一般会計でありますが、予算現額が93億8,498万 3,000円。これに対します歳入決算額でありますが、94億5,271 万8,000円。対予算比が100.7%でございます。歳出決算額が86億 4,676万4,000円、対予算比が92.1%となります。歳入支出差引額が 8億595万4,000円となります。以下、文化及びスポーツ振興育成事 業特別会計から各特別会計につきましては、それぞれの担当課長よ りご説明申し上げます。

普通会計、事業会計、その他会計を含めました予算現額が171億2,191万5,000円、対する歳入決算額が177億8,811万8,000円、対予算比が103.9%でございます。歳出決算額が156億8,522万8,000円、対予算比91.6%でございます。歳入歳出差引額が21億289万円となります。すべての会計において黒字決算となったところでございます。

次のページを見ていただきまして、一般会計決算の状況でありま

す。第1表の一般会計決算の概要でありますが、歳入総額が94億5,271万8,000円でございます。増減率が24.2%の減でございます。歳出総額が86億4,676万4,000円、増減率が27.2%の減でございます。歳入歳出差引額、いわゆる形式収支になりますが、8億595万4,000円の黒字でございます。翌年度へ繰越すべき財源3億7,000万円を差し引いた実質収支でありますが、4億3,595万4,000円の黒字となっております。今年度実質収支から前年度実質収支を差し引きました単年度収支が1,899万8,000円の黒字となります。それに積立金2億945万4,000円を加えた実質単年度収支でありますが、2億2,845万2,000円の黒字となったところでございます。

次に3ページをお開きいただきたいと思います。第2表の歳入の 状況でございます。主なもののみ申し上げます。

まず町税でありますが、平成24年度の決算額が3億7,830万円、 構成比が4%でございます。増減額が2,745万7,000円の減、増減率 が6.8%の減となります。

次に、地方交付税であります。45億9,429万8,000円、構成比で48.6%、増減額で17億8,019万4,000円、増減率で27.9%の減であります。これは、特別地方交付税の特例交付分が平成23年度のみの交付であったことによる減が主な理由でございます。

国庫支出金が9億6,404万5,000円、構成比で10.2%でございます。 増減額で3,385万6,000円、増減率で3.4%の減であります。これは 児童福祉費国庫負担金の減及び町営住宅建設に交付された社会資本 整備総合交付金等が減少したことなどによるものであります。

次に、県支出金では11億8,444万6,000円、構成比で12.5%でございます。増減額で17億3,888万8,000円、増減率で59.5%の減であります。これは一次、二次避難所閉鎖に伴い災害救助費繰替支弁金の減などによるものであります。

次に、繰入金でありますが 6 億6,251万1,000円、増減額で 6 億394万4,000円、増減率で1031.2%の増であります。これは浪江町復旧・復興基金、東日本大震災復興交付金基金などを繰り入れしたことによるものであります。

次に、諸収入でありますが 3 億1,818万4,000円、増減額で5,353万8,000円、増減率で20.2%の増であります。これは福島県漁業信用基金協会貸付金元利収入、中小企業振興資金取扱金融機関貸付金元利収入など、平成23年度はできなかったものを平成24年度で再開したことによるものであります。

町債につきましては3億7,321万6,000円、増減額で872万円、増減率で2.3%の減であります。

次に、4ページの財源構成であります。

まず(ア)の一般財源につきましては、平成24年度決算額が64億7,222万3,000円、構成比が68.5%、増減額で19億4,653万7,000円、増減率で23.1%の減となっております。主な増減につきましては、町税で2,745万7,000円の減、地方交付税で17億8,019万4,000円の減となっております。

一方、特定財源におきましては、平成24年度決算額が29億8,049万5,000円、構成比で31.5%、増減額で10億6,390万6,000円、増減率で26.3%の減となっております。主な増減では、国庫支出金で2億2,155万8,000円の増、県支出金で16億5,979万6,000円の減となっております。

また、自主財源と国県依存財源でありますが、自主財源の平成24年度決算額が19億8,568万3,000円、構成比21.1%であります。増減額が5億7,098万2,000円、増減率で40.4%のそれぞれの増となっております。これは、浪江町復旧・復興基金繰入金など繰入金の増によるものでございます。

国県依存財源でありますが、平成24年度決算額が74億6,703万5,000円、構成比が78.9%、増減額で35億8,142万5,000円、増減率で32.4%の減となっております。これは特別地方交付税の減、さらに県支出金の災害救助費繰替支弁金の減などによるものでございます。

次に、6ページをお開きいただきたいと思います。

第4表の町税の状況でございます。町民税につきましては、平成 24年度決算額が2億4,968万1,000円、増減額で7,744万円、増減率 で23.7%の減で、減免、課税免除によるものでございます。

固定資産税につきましては、平成24年度決算額が6,864万2,000円、 増減額で4,829万7,000円、増減率で237.4%の増でございます。これは純固定資産税の滞納繰越分納付額の増によるものでございます。 可税の合計額が3億7,830万円となりまして、増減額が2,745万7,000円の減、増減率で6.8%の減となったところでございます。

次に、7ページをお開きいただきたいと思います。

第5表の目的別歳出の状況であります。これも主なものを申し上げます。総務費につきましては28億6,719万4,000円、構成比で33.2%、増減額で26億4,457万3,000円の減、増減率で48.0%の減となっております。これは、平成23年度におきましては、浪江町復旧・復興基金を創設したことと、さらに震災復興特別交付税が年度末に交付され、浪江町復旧・復興基金に積み立てたことなどで、一時的に規模が大きくなったことが影響し、平成24年度は減少となったもの

であります。

次に、民生費であります。33億7,429万5,000円、構成比で39.0%、増減額で4億4,679万8,000円の減、増減率で11.7%の減となっております。これは、一次、二次避難所の閉鎖に伴い、扶助費が減少したことによるものであります。

次に、衛生費では3億7,193万8,000円、構成比で4.3%、増減額で6,691万2,000円の増、増減率で21.9%の増となっております。これは、国保直営診療施設事業特別会計への繰出金の増などによるものであります。

労働費では6,433万3,000円、増減額で5,436万7,000円、増減率で545.5%の増となっておりますが、緊急雇用対策事業を労働費に整理したことによるものであります。

農林水産業費では2億3,598万4,000円、増減額で7,484万9,000円、 増減率で24.1%の減。

土木費につきましては3億9,391万6,000円、増減額で5,171万8,000円、増減率で11.6%の減。

教育費では1億3,132万4,000円、増減額で1億2,551万6,000円、 増減率で48.9%の減となっております。これらにつきましては、平成24年度の業務が震災対応業務、さらには復興業務への対応が主な 業務となったため、職員の給料、手当などが災害救助費から支出し たことにより減少したものであります。

公債費につきましては6億6,902万5,000円、増減額で9,683万6,000円の減、増減率で12.6%の減となっております。

歳出合計が、86億4,676万4,000円、増減額で32億3,226万9,000円の減、増減率で27.2%の減となったところでございます。

次に、9ページをお開きいただきたいと思います。

第6表性質別歳出の状況でございます。義務的経費につきましては32億4,439万3,000円、構成比で37.5%、増減額で8億8,317万2,000円の減、増減率で21.4%の減となっております。これは扶助費で災害弔慰金、災害見舞金、災害援護費の減によりまして7億7,390万6,000円の減、増減率で40.4%の減となったこと。公債費で9,683万6,000円の減、増減率で12.6%の減となったことなどによるものであります。

次に、投資的経費では4億4,329万7,000円であります。構成比で5.1%、増減額が4億2,237万1,000円の減、増減率で48.8%の減となっております。これにつきましては、平成23年度投資的経費の多くが平成22年度の繰越事業でありまして、震災の影響で事業が完了できなくなって繰越になったこと。地域情報通信基盤整備事業、地

域スポーツセンター建設事業などであります。そういうことで平成 24年度との対比で増減額が多くなったことがございます。

その他の経費でありますが49億5,907万4,000円、構成比で57.4%、 増減額で19億2,672万6,000円の減、増減率で28.0%の減となっております。大きなものは積立金で、増減額が25億3,865万4,000円、増減率で60.4%の減となっております。これは、浪江町復旧・復興基金積立金を平成23年度で創設したことと、さらに震災復興特別交付税が23年度末に交付されて積み立てたことなどで、平成23年度の積立金が多くなったためであります。

性質別歳出の細部につきましては、10ページに記載しております ので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

財政構造に係る指数等でございます。まず経常収支比率でござい ますが、平成24年度の経常収支比率が105.1%と高い水準になって おります。財政構造の弾力性を表す比率でありますので、低いほど 良いわけでありますが、平成24年度につきましても、町税収入の減 など経常一般財源の減に伴いまして比率が高くなっているというこ とでございます。次に、標準財政規模は50億7,992万7,000円でござ います。財政力指数でありますが、0.42ということで、前年度より 0.01ポイントの減となっております。実質収支比率でありますが 8.6%でございます。財政調整基金の現在高でありますが、13億 6,918万6,000円ということで、前年度より2億945万4,000円の増と なったところであります。翌年度以降財政負担額でありますが、61 億2,707万2,000円であります。内訳といたしまして、地方債現在高 で56億261万9,000円でございます。これは前年度と比較して2億 379万6,000円の減額となったところであります。また、債務負担行 為による翌年度以降支出予定額は5億2,445万3,000円で、前年度と 比較しますと1億7,287万3,000円の減となっております。実質公債 費比率でありますが14.4%ということで、前年度より1ポイント減 となっております。18%以下が昨年度に引き続き確保されたという ことでございます。

次に、13ページをお開きいただきたいと思います。健全化判断比率の状況でございます。実質赤字比率、連結実質赤字比率でございますが、これは赤字が出ておりませんので数値が出ておりません。3番目の実質公債費比率は14.4でございます。増減で1.0ポイントの減となっております。4番目の将来負担比率でございますが、本年度は充当可能な基金の増がありまして、将来負担額を充当可能財源が超えるということで、これも数値が出てございません。公営企

業資金不足比率についても数値は出ていないということでございます。

次に、次のページの第 9 表の地方債現在高の状況でございます。 平成23年度末の現在高が58億641万5,000円でございました。それに対しまして、平成24年度発行額が 3 億7,321万6,000円でございます。 平成24年度の元利償還額が元金で 5 億7,701万2,000円、利子で 9,201万3,000円、合計で 6 億6,902万5,000円の償還をしてございま す。差引現在高、平成24年度末の現在高でございますが、56億261 万9,000円でございます。借入先につきましては政府資金が36億397 万5,000円、その他が19億9,864万4,000円でございます。

次に、15ページをお開きいただきたいと思いますが、ここにつきましては借入先の状況及び利子別状況となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、17ページをお開きいただきたいと思います。債務負担行為の状況でございます。債務負担行為につきましては、主に請戸川土地改良事業に伴う負担金補助金が主なものでございます。債務負担行為の限度額が85億5,948万3,000円でございます。平成25年度以降、支出予定額が5億2,445万3,000円、平成24年度支出額が1億7,485万9,000円となっております。

次に、双葉地方広域市町村圏組合負担金の状況でございます。平成24年度支出額が4億7,913万8,000円で、増減額で7,739万2,000円の増となっております。これにつきましては、消防費の負担金で、消防緊急無線デジタル等整備事業負担金によるものであります。

次に、19ページの基金の状況でございます。主な基金でありますが、まず財政調整基金、平成23年度末現在高が11億5,973万2,000円で、平成24年度に積立額が2億945万4,000円。取り崩しがありませんでしたので、平成24年度末現在高が13億6,918万6,000円となっております。浪江町復旧・復興基金ですが、平成23年度に基金を設置いたしまして、平成23年度末現在高が40億9,236万1,000円でございます。平成24年度に積み立てた額が11億4,373万5,000円。一方、取り崩し額が4億9,556万7,000円で、平成24年度末現在高が47億4,052万9,000円となっております。東日本大震災復興交付金基金でありますが、平成24年度に基金を設置しております。平成24年度積立額が2億3,701万7,000円で、一方、取り崩し額が1,780万5,000円となっておりまして、平成24年度末現在高が2億1,921万2,000円となっております。これら一般会計、特別会計を合わせました平成24年度末現在高で、71億8,230万1,000円となっております。

次の定額運用基金の状況でございますが、土地開発基金が主なも

のでございます。平成24年度末現在高が、土地開発基金で4億9,107万2,000円、他の定額運用基金を合わせた合計が4億9,803万4,000円の現在高でございます。内訳につきましては、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、一般会計の決算についての説明を終わります。よろしく お願いいたします。

- 〇議長(小黒敬三君) 次に、平成24年度浪江町文化及びスポーツ振興 育成事業特別会計歳入歳出決算について、内容説明、教育次長。
- ○教育次長(鈴木敏雄君) それでは、文化及びスポーツ振興育成事業特別会計決算についてご説明を申し上げます。主要な施策の成果、68ページをお開きください。

事業費153万円、これは助成費で財源は文化及びスポーツ振興基金運営金でございます。助成の内容は、下にございますスポーツ事業の全国大会出場8件、東北大会出場11件、スポーツ大会開催1件。文化事業の文化財の保護及び伝承活動1件、出場出品及び派遣事業1件、成果発表事業1件となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(小黒敬三君) 次に、平成24年度浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、内容説明、健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** それでは、平成24年度浪江町国民健康 保険事業特別会計決算について、主要な成果でもって説明申し上げ ます。

ページは70ページでございます。平成24年度の国保事業につきましては、避難町民の医療の確保に努めるとともに、健康管理、健康維持、さらには国保加入者全員に対して保険証を交付し、一人ひとりがいつでもどこでも安心して受診できるような効果的な事業を実施してまいりました。また、原発災害の特例措置により、国保税医療費個人負担分が全額免除になっていることは当然のことでございます。

それでは70ページの歳入合計でございますが、49億5,460万4,802 円であり、前年度と比較しますと23.4%の伸びを示しております。

また、歳出につきましても39億1,427万7,745円、前年比でございますが、8.8%の伸びとなっております。ちなみに、震災前との比較を申し上げますと、歳入が29億円、歳出につきましては23億円となっておりまして、ここ2年間では倍に近い額を示しております。

次に、71ページをお開きいただきます。国保加入状況でございますが、加入世帯、加入者とも平成23年度と比較しますと、微増ながらも加入者が増となっております。長期避難に伴って離職、解雇等

が見込まれることから、今後ますます国保加入者が増えるものと考えております。さらに、1人当たりの医療給付額につきましては33万2,364円であり、前年度と比較しますと4,999円の伸びを示しております。

次に、疾病統計調査について説明を申し上げます。事業費は237万3,000円、これは委託費でございます。事業内容につきましては、震災前、震災後のレセプトからデータを抽出いたしまして、疾病状況調査し、疾病状況の推移を統計データにまとめ上げ、それをもとに疾病予防など健康管理の徹底を図ってまいりました。さらに、精神的賠償に対する損害賠償増額の申し立ての資料として提出しております。

さらに、療養給付当事業について御説明を申し上げます。72ページをお開き願います。医療給付費状況の一般被保険者療養給付費につきましては、過酷な長期避難により、精神的、肉体的に疲弊しており、入院は微増ながらも、外来においては7億7,792万6,446円と、平成23年度から比較しますと13.8%の伸びとなっており、調剤につきましても5億3,387万3,400円と30%を超す伸びを示しております。さらに、平成23年度は0円でありました訪問看護につきましては、128万4,200円の費用が新たに発生いたしました。これは、避難により家族が散在し、通院、デイサービス等の送迎に難をきたしており、自宅での療養患者の増加に伴うものであります。療養費においても2,648万9,408円で、平成23年度と比較しますと9.2%の伸びとなっております。退職被保険者においては、外来歯科、調剤等も微増となっておりますが、全体的には前年よりも4.2%の減となっております。

73ページをお開きいただきます。高額療養費の給付状況でございますが、医療費個人負担分免除のことから、一般、退職分とも大きく減少いたしております。

続きまして、出産育児一時金でございますが、50名の子供が生まれており、1人42万円の現金給付を行ったところでございます。

次に、葬祭費でございます。44名の方が亡くなっており、葬祭を 行う方に対して5万円の現金給付を行いました。

74ページをご覧ください。後期高齢者支援金、介護納付金につきましては、それぞれの事業を円滑に運営していただくため、支払基金に対し拠出したものでございます。

次に、高額医療費拠出金、保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、前年よりも拠出額が増加しているものの、国保連合会に拠出することで、高額な医療費の対応並びに県全体の国保税の平準

化はもとより、財政運営の安定化が図られたものとなっております。 75ページをお開きいただきます。特定健康審査等事業実施状況でございますが、40歳から74歳までの対象者5,283人に対して、健診者数2,033人でございまして、受診率は38.5%と、前年から比較しますと倍近い受診率となっております。これは、今までの健診奨励等の啓蒙活動がこの受診率に繋がったものと考えております。 事業費は1,193万1,559円で、生活習慣病予防のための健康診査費用でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

- ○議長(小黒敬三君) 次に、平成24年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出決算について、内容説明、津島診療所事務長。
- **〇津島診療所事務長(紺野則夫君)** それでは、国保直営診療施設事業 特別会計について、ご説明申し上げます。

ページにつきましては、76、77ページをお開きいただきます。原発事故直後より、関根先生を中心に、浪江町において開業されていた先生方の協力をいただき常時3名体制で診療にあたってまいりました。かかりつけ医の診療は、避難町民にとって身近な診療、安らぎを与える診療となっていることは言うまでもありません。

それでは、診療状況でございますが、患者数は1万3,152人と前年度よりも大幅に増加し、診療収入におきましても、1億4,484万7,839円となっており、前年度と比較しますと17.2%の増加となっております。歳入全体では、平成23年度より1億941万1,987円の増になりまして65.4%の伸びとなっており、歳出につきましても、同様に66.3%の伸びを示しております。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(小黒敬三君) 次に、平成24年度浪江町公共下水道事業特別会 計歳入歳出決算について、内容説明、復旧事業課長。
- **○復旧事業課長(中田喜久君)** 公共下水道事業特別会計の決算についてご説明申し上げます。78ページをお開き願います。決算額が歳入合計 3 億8,702万円で、対前年度比8,436万4,000円、17.9%の減でございます。歳出合計は 3 億7,860万4,000円、対前年度比8,472万2,000円、18.3%の減でございます。

次に、79ページにつきましては、地方債の借入先別及び利率別現在高の状況でございます。財務省からの借入残高が18億2,188万2,000円、日本郵政が2億161万9,000円、地方公共団体金融機構が12億6,382万1,000円、市中銀行が4億1,153万8,000円、合計で36億9,886万円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(小黒敬三君) 次に、平成24年度浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算について、内容説明、復興推進課長。
- **〇復興推進課長(宮口勝美君)** それでは、主要な施策の成果の表紙から3枚目をお開きいただきたいと思います。平成24年度一般会計及び特別会計歳入歳出決算の一覧表になります。

中段にございます工業団地造成事業特別会計についてです。予算現額が603万9,000円、歳入が603万8,000円、歳出が0ということで、歳入歳出差引残高が603万8,000円となります。

- 〇議長(小黒敬三君) 次に、平成24年度浪江町農業集落排水事業特別 会計歳入歳出決算について、内容説明、復旧事業課長。
- **〇復旧事業課長(中田喜久君)** 農業集落排水事業特別会計の決算についてご説明申し上げます。80ページをお開き願います。

決算額が、歳入合計2,888万1,000円で、対前年度比95万9,000円、3.2%の減でございます。歳出合計は2,459万8,000円、対前年度比396万8,000円、13.9%の減でございます。

次は、地方債の借入別及び利率別現在高の状況でございます。財務省が1億3,358万1,000円、地方公共団体金融機構が6,761万4,000円、合計で2億119万5,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 〇議長(小黒敬三君) 次に、平成24年度浪江町介護保険事業特別会計 歳入歳出決算について、内容説明、介護福祉課長。
- **〇介護福祉課長(佐藤尚弘君)** 平成24年度浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。81ページをお開きください。歳入歳出の状況でございます。歳入合計、26億3万8,566円であり、平成23年度比較しますと24.7%の伸びであります。

歳出合計は24億2,279万9,388円で、平成23年と比較しますと39.1%の伸びを示しております。これは長期避難及び生活環境の変化による過重のストレスなどにより、介護認定者が前年より大幅に増加したことによるものであります。

82ページをお開きください。認定者の状況でございます。1,332名の方が認定されており、平成23年度より198名、17.5%の伸びとなっております。介護度4の減少は、介護度の変化、死亡等によるものであります。

83ページをお開きください。介護保険給付事業で、被保険者と受給者の状況です。平成24年度は5,369名で、平成23年と比較しますと3%の伸びを示しております。また受給者は、平成24年度は1,014名で、平成23年と比較しますと24.9%の伸びを示しておりま

す。

84ページをお開きください。介護サービス別保険給付の状況です。 介護サービス費は16億1,594万8,350円で、平成23年と比較しますと 18.1%の伸びを示しております。特定入所者介護サービス費は 9,416万6,471円で、これは有料老人ホームやサービス付き高齢者住 宅などに入っているものであります。

85ページをお開きください。包括的支援事業で318万1,410円です。 説明は以上です。よろしくお願いします。

- ○議長(小黒敬三君) 次に、平成24年度浪江町財産区管理事業特別会 計歳入歳出決算について、内容説明、総務課長。
- 〇総務課長(谷田謙一君) それでは主要な施策の成果3枚目、一般会計及び特別会計歳入歳出決算のところを見ていただきたいと思います。その他のところでございます。その他の会計になります。財産管理事業特別会計、予算現額が584万1,000円であります。歳入決算額が584万円。主なものは繰越金でございます。歳出決算額が22万9,000円、主なものは委員の報酬等でございます。歳入歳出差引額で561万1,000円でございます。

よろしくお願いいたします。

- 〇議長(小黒敬三君) 次に、平成24年度浪江町後期高齢者医療特別会 計歳入歳出決算について、内容説明、健康保険課長。
- **〇健康保険課長(紺野則夫君)** それでは86ページをお開きいただきます。後期高齢者特別会計につきましては、国民健康保険事業同様、原発災害特例措置により保険料、医療費個人負担分が全額免除となっております。

決算状況でございますが、歳入歳出とも24%以上の伸びを示して おりますけれども、そのほとんどが保険者である広域連合への納付 金でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(小黒敬三君) 日程第3、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**〇町長(馬場 有君)** 認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定に ついてご説明申し上げます。

本案は、平成24年度浪江町水道事業会計で、収益勘定では総収益202万5,000円、総費用1億9,435万7,000円となり、損益計算の当年度純損失では1億9,233万2,000円となりました。次に、資本勘定では、収入総額0円、支出総額が8,275万3,000円で、8,275万3,000円

の不足額が生じましたが、内部留保資金等の取り崩しにより補填したところであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 内容説明、復旧事業課長。
- ○復旧事業課長(中田喜久君) 浪江町水道事業会計決算について、ご 説明申し上げます。決算書3ページをお開きください。(1)総括 事項、(ア)給水状況でありますが、東日本大震災による住民避難 の影響により、今回ありませんでした。(イ)の工事状況について も、本年度の工事はありませんでした。

次に、財政状況でございますが、6ページをお開きください。事業収入に関する事項では、決算額202万5,238円で、対前年度比55万2,961円、21.4%の減となっているところでございます。

次に、7ページの事業費に関する事項であります。決算額 1 億 9,435万6,825円、対前年度比1,083万2,489円、5.9%の増でございます。主なものとしまして、総係費で1,069万7,874円の減、特別損失で2,556万2,767円の増となっております。

次に、11ページをお開きください。水道事業決算報告書であります。収益的収入及び支出の予算に対する決算の状況であります。内容についてはただいま報告したとおりでございます。

次に、12ページをお開き願います。資本的収支及び支出の報告書でありますが、収入決算が0円、支出決算額が8,275万2,520円となり、不足する額につきましては減債積立金を補填したところでございます。

次に、13ページをお開き願います。損益計算書でございます。当年度の純損失につきましては、3億7,327万7,724円となっております。

次に、14ページをお願いいたします。欠損金計算書でございます。 資本合計の前年度末残高が42億4, 447万2, 510円でございます。当年 度変動額が自己資本金への組入れが8, 275万2, 520円、企業債の償還 として 1 億6, 550万5, 040円、当年度純利益がマイナス 1 億9, 233万 1, 587円でございます。

以上のことから、当年度の資本金合計額残高が39億6,938万8,403 円でございます。

次に、15ページをお開き願います。欠損金処理計算書でございます。当年度末処理欠損金3億7,327万7,724円につきましては、補填による欠損処理せず、欠損金を次年度に繰り越しいたしました。

次に移りまして、16ページ、17ページにつきましては、貸借対照表でございます。資産状況及び負債、資本の状況が記載されており

ますので、ご覧いただきたいと思います。

19ページ以降につきましては、参考資料でございます。

21ページ、22ページ、23ページにつきましては、収益費用明細書になります。

24ページ、これにつきましては固定資産明細書になります。

25ページ、これは企業債明細書となります。

26ページ、これは資本的収支明細書となります。これもご覧いただきたいと思います。

企業債につきましては、25ページに記載しておりますが、平成23年度末の未償還残高が11億5,823万7,768円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

- **〇議長(小黒敬三君)** ここで浪江町監査委員から、決算審査の結果報告をお願いいたします。代表監査委員。
- **〇代表監査委員(山内清隆君)** それでは、平成24年度決算審査等意見書をご覧いただきたいと思います。次のページをお開きください。

25浪監第11号、平成25年8月19日。浪江町監査委員山内清隆、同山崎博文が浪江町長宛、地方自治法第233条第2項の規定により平成24年度浪江町歳入歳出決算、証書類その他政令で定める書類及び同法第241条第5項の規定により、平成24年度基金運用状況並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成24年度健全化判断比率及び平成24年度資金不足比率について審査をしたので、その結果について、次のとおり意見を提出します。

1ページをお開きください。平成24年度浪江町歳入歳出決算審査意見書についてご説明申し上げます。

審査の対象。浪江町一般会計歳入歳出決算書他9特別会計を審査いたしました。

審査の期間。平成25年7月24日から7月31日まで審査を行いました。

審査の方法。審査に付された決算等に基づき、各課により整理された関係書類の提出、閲覧を求めるとともに、必要に応じて関係職員の説明を聴取し、例月出納検査結果も参考として、計数の確認照合を行い、かつ予算の執行状況について審査を行いました。

審査の結果、一般会計を初め特別会計の審査に付された決算書等による決算は、関係法令に準拠して作成され、掲げられている計数は関係書類といずれも符合し正確であると認められました。

平成24年度の決算は、平成23年3月11日に発生した東日本大震災 及び東京電力福島第一原子力発電所事故の災害対応業務と通常業務 との両立が困難な状態の中で、歳入予算に対しては、自主財源が厳 しい状況にあり、歳出予算では、平成25年度の本格復旧に向け、調 査費用等を執行し、復旧復興のための成果となっている。

2ページをお開きください。総括でありますが、財政収支の状況を表したものでございます。一般会計と特別会計を合わせた決算は、歳入総額177億8,812万4,000円、前年比92.2%。歳入総額156億8,523万円、前年比87.6%減。形式収支は21億289万4,000円の黒字となりました。各会計の形式収支は、一般会計では8億595万4,000円、特別会計である文化及びスポーツ振興育成事業特別会計他8会計の合計は、12億9,694万円となりました。各会計とも黒字決算となっております。

また、一般会計では、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を 差し引いた実質収支4億3,595万4,000円から、前年度実質収支を差 し引いた額に、黒字要素である財政調整積立金を加えて、積立金取 崩額を差し引いた実質単年度収支は、2億2,845万2,000円の黒字と なっております。なお、特別会計全体での単年度収支も4億8,327 万1,000円の黒字となっております。国民健康保険、介護保険事業 については国庫補助金、災害臨時特別補助金等が概算交付であった ため、平成25年度において返還金2億3,937万8,000円が精算される 予定になっております。その内訳は次表のとおりでありますのでご 覧ください。

次に、3ページをご覧ください。3ページと4ページにつきましては、平成24年度一般会計、特別会計の歳入歳出決算と執行状況について記載しておりますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、5ページをお開きください。一般会計になります。予算決算の概要を申し上げます。最終予算現額は、当初予算63億6,300万円に補正予算25億2,047万円を増額し、前年度からの繰越明許費5億151万3,000円を合わせ93億8,498万3,000円となりました。決算収支は、歳入歳出差引額が8億595万4,000円となったが、翌年度繰越額4億4,279万8,000円のうち、翌年度へ繰り越すべき財源3億7,000万円を引いた実質収支は4億3,595万4,000円となっております。次表のとおりであります。

次に、財政構造を分析した指数は次のとおりでありますが、表の 説明を申し上げます。表の下に書いてありますが、よろしくお願い します。

財政構造に係る指数等の状況を見ると、財政構造の弾力性を示す 指標である経常収支比率が前年度より1.3%減少したものの、引き 続き100%を超える異常な数値となっております。 公債費比率及び実質公債費比率が前年度より減少したことについては、標準財政規模が普通交付税の増加により微増したものの、原子力災害の影響により、本格的な復旧復興事業が行えなかったことで、臨時財政対策債以外の起債の新規借入がなかったことが影響しております。

実質公債費比率は、地方債の発行許可の基準である18%を下回っておりますが、今後の復旧・復興が事業が進められれば、起債の新規借り入れもあり、比率の上昇も考えられるため、今後とも策定されている公債負担適正化計画に沿った地方債の適正な借り入れに留意され、健全な状態を保ってほしいと思います。

6ページをお開きください。歳入になります。一般会計の歳入額は94億5,271万8,922円であり、前年度決算額に比較して30億1,044万2,926円、24.2%減少しております。主なものは以下のとおりであります。

次に、調定額に対する収入率は28.7%で、3.6ポイントの増加となっております。

次に、収入未済額1億839万7,798円で、前年度収入未済額6億1,941万2,976円に比較して、5億1,101万5,178円、82.5%減少しております。その主な理由として、前年度未収であった国庫支出金(仮庁舎建設事業及び総合行政システム復旧及び環境構築事業)及び財産収入(福島なみえ勤労福祉事業団)が収入されたことによるものであります。収入未済額の内容については以下のとおりでありますのでご覧ください。

次に、不納欠損額でありますが1,464万4,230円で、前年度不納欠損額1,771万8,491円に比較して307万4,261円、17.4%減少しております。内訳は以下のとおりであります。

以上が歳入の概況ですが、以下 7 ページから20ページまで、款別 にその状況を提示してありますのでご覧ください。

21ページをお開きください。歳出になります。一般会計の歳出決算額は86億4,676万4,795円であります。前年度決算額に比較して、32億3,226万8,580円、27.2%の減少となりました。増加率の高いものは以下のとおりであります。一方、減少率の高いものは以下のとおりであります。ご覧いただきたいと思います。

次に、目的別歳出決算額の構成比で高いものは以下のとおりであります。なお、総務費では浪江町復旧・復興基金、東日本大震災復興交付金等へ積み立てを行い、その総務費に占める割合は48.2%となっており、今後の復旧復興に向けた業務等の財源として確保されております。

次に、本年度決算における翌年度繰越額は4億4,279万7,575円となっております。これは外部被曝線量測定事業及び特別養護老人ホーム建設補助金、浪江町防災行政無線災害復旧事業が繰越明許費として翌年度へ繰越となったことによるものであります。

次に、不用額でありますが 2 億9,542万630円で、予算に対する割合は3.1%となっております。これは災害対応にかかる予算整理未了によるものと思われます。なお、予算執行率は92.1%と前年度を0.4ポイント下回っております。

以上が歳出の概況ですが、以下22ページから30ページまで、款別 にその状況を記述しておりますのでご覧ください。

31ページをお開きください。特別会計になります。文化及びスポーツ振興育成事業他8特別会計について、31ページから35ページに、各会計毎に意見を付してありますので、ご覧いただきたいと思います。

次に、36ページをお開きください。平成24年度基金運用状況審査 意見書であります。

審査の対象は、浪江町公共用施設維持基金他18基金であります。 審査の方法、一般会計、特別会計審査と同時に、かつ同様な方法 で実施いたしました。

審査の結果、基金運用状況報告に掲げられている計数は、関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認しました。

審査意見については、37ページから40ページに、各基金ごとに意 見を付してありますのでご覧いただきたいと思います。

41ページ、お開きください。平成24年度健全化判断比率等審査意 見書についてご説明申し上げます。

審査の概要、この審査は町長から提出された健全化判断比率及び その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されている かどうかを主眼として実施いたします。

審査の結果、総合意見、審査に付された健全化判断比率及びその 算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成され ているものと認められます。

次に、個別の意見を申し上げます。①ですが、表の①と同じでございます。実質赤字比率については、平成24年度の実質赤字比率は生じなかった。②連結実質赤字比率について、平成24年度の連結実質赤字比率は生じなかった。③実質公債費比率について、平成24年度の実質公債費比率は14.4%となっており、早期健全化基準の25%比較すると、これを下回っております。④将来負担比率について。平成24年度の将来負担比率は生じなかった。⑤公営企業資金不足比

率について。平成24年度の公営企業資金不足は生じなかった。

次に、是正改善をする事項ですが、特に指摘する事項はございま せんでした。

それでは、水道事業会計をお開きください。25浪監第12号、平成25年8月19日。浪江町監査委員、山内清隆。同山崎博文が、浪江町長宛、地方公営企業法第30条第2項の規定により、平成24年度浪江町水道事業会計決算証書類、事業報告書、政令で定めるその他の書類及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成24年度資金不足比率、その算定の基礎となる事項を記載した書類について審査したので、その結果について次のとおり意見を提出します。

次のページをお開きください。平成24年度浪江町水道事業会計決 算審査意見書についてご説明申し上げます。審査の対象、浪江町水 道事業会計決算。

審査の期間、平成25年7月25日。

審査の方法、復旧事業課により整理された関係帳簿と、例月出納 検査の結果を照合、調査するとともに、細部については関係職員の 意見を聴取しながら、各計数が正確であるかなどに確認に努め、審 査を実施いたします。

審査の結果、審査に付された決算諸表は、関係法令に準拠して作成され、掲げられている計数は関係帳簿といずれも符合し、誤りのないことを確認した。

平成24年度の決算は、原発事故により、住民避難の影響により、 収益的収入では営業収益が震災前より大幅な減収となっている。営 業外収益は、補助金等の収入があったものの、減価償却費、企業債、 利子、過年度損益修正損等で1億9,356万1,440円(仮受、仮払消費 税及び地方消費税を含む)の損失となりました。

資本的収入及び支出においても収入がないため、企業債償還を減 債積立金で補填する結果となりました。現在、営業収益の損失分に ついて、東京電力と損害賠償請求について、協議を進められている が、合意後は減収分が補填される予定であります。

次のページをお開きください。事業の概要です。

- (ア)給水状況ですが、本年度も給水人口、給水戸数は原発事故による住民避難の影響によりありませんでした。ただし、除染用水として950立方メートルを供給しております。
- (イ)工事状況、本年度も原発事故に伴う避難により、工事はありませんでした。
  - (ウ) 収納状況、本年度は、除染に係る料金のみである。なお、

懸案となっていた平成23年2月及び3月分の料金については、全額 を免除する条例が公布されたため、納付が免除となっております。

予算の執行状況については44ページから45ページに記載してありますのでご覧いただきたいと思います。

46ページをお開きください。平成24年度水道事業会計資金不足比率審査意見書。

審査の概要、この審査は、町長から提出された資金不足比率及び その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されている かどうかを主眼として実施いたしました。

審査の結果、総合意見。審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されいるものと認められる。

次に、個別意見ですが、資金不足比率について、平成24年度の資金不足比率は生じなかった。

是正改善を要する事項、特に指摘すべき事項はありませんでした。 以上を持ちまして、平成24年度一般会計、特別会計、基金運用状 況健全化判断比率及び平成24年度水道事業会計資金不足比率の説明 を終わります。

続いて、総合意見を述べさせていただきます。47ページをお開き ください。

平成24年度は、役場機能が本来の課体制に戻り、また、10月1日から二本松事務所を平石高田工業団地内に移転したが、災害対応業務と通常業務との両立で、昨年に引き続き予算執行が困難であったと認められた。特に災害対応業務においては、復興計画や区域再編、町民の健康管理の業務等、多種多様に亘っており、苦慮しながら日々職務に精励されていた。

歳入については、全町民避難の中ではあったが、過年度収納未済金の収納努力が図られていた。今後も負担の公平性の観点から安易に時効処分をせず、法令等に則し、納付の理解を図り収納向上に努める必要がある。また、非常時であることから、これまでの各負担金等の収納事務について、効率化を図るよう検討されたい。

歳出については、災害対応に便乗した安易な支出がないよう、これまでと同様に検査体制を強化するとともに、法令等を遵守し無駄な支出の抑制に努められたい。また、総合的な視点で取り組み、関係機関との横断的な協議を行い、重要取組事業の効率的な予算編成、及び、予算に組み込まれていない支出の排除等、適正な執行をされたい。町民は、長期に亘る避難によってさまざまな不利益を被り、不安・不便は未だ解消されず、心身の疲弊が著しい。町として、今

後どのような施策が必要か十分な検討をされたうえで方策を具現化し、安易に財政調整基金に積み立てることなく、町民のためにできること、必要であることに有効に活用すべきである。また、復旧・復興基金についても同様、今後の使途について十分に検討し、有効活用されたい。なお、通常業務に係る委託契約についても、類似団体等との比較調査をする等、より一層の経費削減に取り組まれたい。

公金の収納体制についてですが、現在は二本松事務所等に銀行の派出所がないが、今後、二本松事務所以外の本庁及び各出張所等においても直接収納事務が想定される。適正を第一に厳正に処理でき、なおかつ内部牽制が十分に機能する事務処理体制の構築が必要である。そのためには、現金収納事務を抜本から見直し、現金を取扱わない事務処理を検討され、万全の体制を整えられたい。

原発事故による被災者支援のための経費、役場機能の移転経費、本来であれば収入が見込めた水道事業収益、その他逸失利益等、この事故による損害賠償を、弁護士等の支援を受けながら、東京電力㈱に早急に請求し合意されるよう取り組まれたい。

なお、浪江町原発ADR集団申立てに関しても、引き続き町民のために万全の方策を講じられたい。

災害対応が続く中ではありますが、職員の管理について徹底されたい。特に、全職員が正しい放射線の知識を習得できるよう研修等の機会を設けられたい。勤務体制については、業務内容や進捗状況を再度点検するとともに、各課の協力体制の強化等についても十分検討され、執務環境の改善に努めるとともに、関係機関との連携を図り、職員の健康管理に努められたい。

以上をもちまして監査意見といたします。

○議長(小黒敬三君) ここで10時40分まで休憩いたします。

(午前10時22分)

**〇議長(小黒敬三君)** 再開いたします。

(午前10時40分)

**〇議長(小黒敬三君)** 復旧事業課より発言の訂正を求められております。

復旧事業課長。

**〇復旧事業課長(中田喜久君)** 答弁の訂正をお願いいたします。

浪江町水道事業会計決算について、3ページの中で説明しました 給水状況について訂正させていただきます。 給水状況について、今回、「東日本大震災による住民避難の影響により、今回ありませんでした。」という報告でありましたが、「給水人口、給水戸数はありませんでした。」と訂正させていただきます。「ただし、除染用水として950立方メートルを供給しました。」と追加させていただきます。

訂正ではないのですが、6ページ、7ページの決算額につきまして、説明の中でこれは一番下に書いてありますが、括弧書きについては消費税及び地方消費税込みの数字ということで、2段書きになりまして、下のほうの消費税及び地方消費税込みの数字ではなく報告しておりますので、この辺を注視していただければと思います。

○議長(小黒敬三君) 答弁ではなく発言の訂正ですね。

次に、日程第4、議案第56号 平成25年度浪江町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

**〇町長(馬場 有君)** 議案第56号 平成25年度浪江町一般会計補正予 算(第2号)についてご説明いたします。

本案は、普通地方交付税及び平成24年度決算における繰越金等が確定したため、歳入歳出それぞれ20億8,201万5,000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、福島県市町村復興支援交付金10億1,000万円、普通地方交付税5億3,253万4,000円、繰越金3億1,595万4,000円の増額等であります。

歳出の主なものは、防災対策費2,345万7,000円、道路橋梁施設災害復旧費3,008万5,000円、浪江町復旧復興基金積立金増加による企画費11億1,661万2,000円等の増額等であります。

詳細については総務課長に説明させます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 内容説明、総務課長。
- **○総務課長(谷田謙一君)** それでは事項別明細書により説明を申し上 げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。款8地方特例交付金であります。208万3,000円の補正減であります。これは住宅借入金特別税額控除見込みによるものであります。

次に、款9地方交付税、5億3,253万4,000円の補正増であります。 これは普通地方交付税の確定値によるものであります。補正後の地 方交付税総額は、43億19万6,000円となります。

款12使用料及び手数料、目3教育使用料で137万7,000円の補正増であります。町民体育館使用料の補正であります。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金2,299万5,000円の補正増であります。これは平成25年度防災情報無線設備整備事業交付金でJアラート整備分であります。同じく目6災害復旧費国庫補助金1,773万円の補正増であります。公共土木施設災害復旧事業で町道の災害復旧事業分であります。

次の10ページをお開きになっていただきたいと思います。

項3委託金、目1総務費委託金、節3福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金で1,573万3,000円の補正増であります。これは福島復興再生特別措置法に基づき避難指示に起因して機能低下した公共施設の機能回復を行うためのもので、本庁舎空調修繕工事などの財源に充てるものであります。同じく、節4原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金で7,146万円の増であります。これは原発事故からの復興・再生を加速するため、将来の帰還に向けて荒廃抑制、保全対策を実施するためのもので、防犯カメラシステム賃借料や仮設トイレリースなどの財源に充てるものであります。

款14県支出金、目1総務費県補助金10億1,000万円の補正増であります。これは福島県市町村復興支援交付金、津波被災住宅再建事業分ということでありまして、東日本大震災にかかる津波により滅失し、または損壊した住宅の再建にかかる事業を実施するためのものであります。同じく目3衛生費県補助金、節1保健衛生費県補助金1,000万円の補正増であります。福島県被災健康支援体制整備事業補助金で健康支援活動業務を実施するためのものであります。同じく、節2母子衛生費県補助金220万2,000円の補正増であります。線量計等緊急整備支援事業補助金で子供、妊婦の外部被曝線量を測定するため、バッジ式線量計を借り上げするための財源であります。

次の11ページでございます。款17繰入金、項1特別会計繰入金、目1国民健康保険事業特別会計繰入金で133万2,000円の補正増で、平成24年度事務費繰り出しの精算となります。目3介護保険事業特別会計繰入金で5,803万4,000円の補正増で精算によるものであります。目4国保直営診療施設事業特別会計繰入金で3,000万円の補正増でこれも精算によるものであります。次に項2基金繰入金、目2浪江町復旧・復興基金繰入金476万4,000円の補正減であります。当初予算で充当事業の一部が、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業対象になったことでの補正減とするものであります。目3東日本大震災復興交付金基金繰入金2,800万円の補正減であります。これは水産業共同利用施設コーディネート業務委託の補正などに伴うものであります。補正後の基金残高見込額につきましては3,905万9,000円となります。

次のページをお開きになっていただきたいと思います。

款18繰越金、目1繰越金3億1,595万4,000円の補正増で、前年度 歳計剰余金で確定によるものであります。

款20町債、目1臨時財政対策債2,647万円の補正増であります。 普通交付税算定による確定値となっております。

次に、13ページでございます。ここからは歳出となっております。 款 2 総務費、目 1 一般管理費、節 9 旅費 120万円の補正増であり、 普通旅費であります。要望等に係る旅費となっております。同じく 節 13委託料 530万円の補正増で、人事給与システム更新による補正 となっております。目 3 財政管理費、節 13委託料 150万円の補正増 であり、財務会計システム保守委託料が主なものとなっております。 同じく節 14使用料及び賃借料 300万円の補正増でありまして、財務 会計システム賃借料であります。目 5 財産管理費、節 11需用費 158 万円の補正増であります。修繕料でありまして、本庁舎 1 階、 2 階 の倒れたキャビネット、イスなどの修繕料となっております。

14ページをお開きになっていただきたいと思います。同じく節14 使用料及び賃借料100万円の補正増でありまして、本庁舎分の複写機使用料であります。同じく工事請負費241万円の補正増で本庁舎の自動ドア修繕工事であります。同じく節25積立金1億円の補正増で公共用施設維持基金積立金で、庁舎等の維持補修に充てる財源分を積み立てるものであります。補正後の基金残高見込額につきましては3億5,865万9,000円になります。続きしまて、目6仮庁舎管理費、節12役務費1,180万5,000円の補正増であります。これは通信運搬費で郵便料、電話料の不足による補正であります。

次に、15ページをお開きいただきたいと思います。目7企画費、 節25積立金11億1,500万円の補正増であります。浪江町復旧・復興 基金積立金であります。これは、本年度福島県市町村復興支援交付 金で、東日本大震災にかかる津波により滅失し、または損壊した住 宅の再建にかかる事業を実施するため交付されるものであり、これ らを積み立てるものとなっております。補正後の基金残高見込額は 55億2,342万1,000円となります。目8情報管理費、節18備品購入費 338万円の補正増で、パソコン及びウェブ会議用機器で、マイク、 カメラを購入するものであります。

次のページをお開きになっていただきたいと思います。目9自治振興費、節8報償費100万円の補正増であります。今回、名誉町民の推薦について議案に出しておりますが、これに伴う勲章などであります。目10財政調整基金費、節25積立金2億1,800万円の補正増であります。財政調整基金積立金でありまして、地方財政法7条に

よる歳計剰余金の2分の1を積み立てるものであります。補正後の基金残高見込額は14億2,637万4,000円となります。

17ページになります。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉務費、節13委託料112万5,000円の補正増で、相談支援事業委託料であります。同じく節25積立金 4 億5,000万円の補正増であります。まず、地域振興基金積立金 2 億円で、補正後の基金残高見込額は 2 億7,655万4,000円となります。次に、地域福祉基金積立金 2 億5,000万円の補正増で、補正後の基金残高見込額は 3 億3,447万2,000円となります。目 2 老人福祉費、節28繰出金144万8,000円の補正増で、介護保険特別会計繰出金であります。

次に、18ページをお開きになっていただきたいと思います。同じく目6災害救助費、節1報酬104万円の補正増で、浪江町復興計画策定委員報酬で回数の増によるものであります。同じく節9旅費115万円の補正増で普通旅費となっております。同じく節11需用費547万4,000円の補正増であります。この中での大きなものですが、一時帰宅時の休憩施設または交流施設として利用を考えております貴布祢の給水設備、それといわき交流館の修繕などであります。

次に、19ページであります。同じく節12役務費611万4,000円の補正増であります。健康保険課の通信運搬費で207万2,000円、手数料で360万円、どちらも甲状腺検査などに伴うものであります。同じく節13委託料2,487万3,000円の補正減であります。主なものでありますが、町民税務課では住宅被害認定調査委託料。健康保険課では看護師委託料、健康支援活動業務委託料。産業・賠償対策課では浪江町の新しい水産業デザイン実現化事業委託料、水産業共同利用施設コーディネート業務委託料など。さらに生活支援課の立入支援バス借上料などとなっております。

同じく、節14使用料及び賃借料1,649万7,000円の補正増で、詳細については次のページをお開きになって下さい。ここも大きなものを説明いたします。帰町準備室では防犯カメラシステム賃借料で735万円の補正増で、国道6号から町内に入るところなど町内8カ所に防犯カメラシステムを設置するものであります。健康保険課ではバッジ式線量計の借上料191万1,000円の補正増で、子供と妊婦を対象とするものであります。生活支援課では会場借上料150万円の補正増で、いわき交流館の借上料であります。ふるさと再生課の土地借上料471万6,000円の補正増で、ガレキ置場の土地借上料であります。次に、節15工事請負費8,004万4,000円の補正増であります。主なものでありますが、本庁舎の空調修繕工事、トイレ給湯設備修繕工事、外構工事、サンシャイン体育館空調設備修繕工事、さらに

一時帰宅した際の休憩施設として借用する貴布祢の空調・消防施設、給水設備修繕工事などであります。これらにつきましては、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金や原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金を充てるものであります。同じく、節18備品購入費111万4,000円の補正増で、南相馬市宿舎の備品などであります。

22ページをお開きいただきたいと思います。

款6農林水産業費、目7農業振興費、節13委託料130万円の補正 増で、農業振興にかかるアンケート調査業務委託料となっておりま す。

款 7 商工費、目 1 商工総務費、節 3 職員手当等140万9,000円の補 正増で一般職の時間外手当となっております。

23ページをお開きいただきたいと思います。款9消防費、目4防 災対策費、節15工事請負費2,299万5,000円の補正増で、Jアラート 多様化設備整備工事となっております。

款10教育費、目2事務局費、節3職員手当等120万円の補正増で、 一般職時間外手当であります。

次の24ページをお開きになっていただきたいと思います。項6保健体育費、目1保健体育総務費、節9旅費103万1,000円の補正増で、市町村対抗野球大会、福島駅伝にかかる費用弁償が主なものとなっております。目2体育施設費、節11需用費108万円の補正増で、光熱水費となっておりまして、第一体育館分となっております。

次の25ページですが、款11災害復旧費、目1道路橋梁施設災害復旧費、節15工事請負費2,959万5,000円の補正増で災害復旧工事で、 災害査定を終えた町道分の工事となります。

次に6ページにお戻りいただきたいと思います。第2表継続費であります。款3民生費、項1社会福祉費、事業名が浪江町の新しい水産業デザイン実現化事業委託料でありまして、総額が6,000万円、年割額が平成25年度2,500万円、平成26年度3,000万円、平成27年度500万円とするもので、平成25年度から平成27年度までの継続費を設定するものであります。

次にその下、第3表地方債補正であります。起債の目的が臨時財政対策債でございます。補正前限度額が3億6,500万円、補正後限度額が3億9,147万円とするものでございます。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長(小黒敬三君) 日程第5、議案第57号 平成25年度浪江町国民 健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

**〇町長(馬場 有君)** 議案第57号 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことなどにより、歳入歳出それ ぞれ10億3,344万4,000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、繰越金10億3,032万6,000円の増額であります。 歳出の主なものは保険給付費4億8,063万5,000円の増額、基金積立 金4億円の増額などであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

- 〇議長(小黒敬三君) 健康保険課長。
- ○健康保険課長(紺野則夫君) それではご説明を申し上げます。

はじめに、歳入についてご説明をいたします。6ページをお開きいただきます。款3国庫支出金、目2高額医療費共同事業負担金155万9,000円を増額するものでございます。これは負担金確定によるものであります。

次に款 6 県支出金、目 1 高額医療費共同事業負担金155万9,000円 を増額するものでございます。これにつきましても確定によるものでございます。

続きまして、前年度歳計剰余金10億3,032万円を繰越金として計上するものでございます。

続きまして、歳出についてご説明をいたします。 7ページをご覧 いただきます。

款 2 保険給付費、目 1 一般被保険者療養給付費 4 億4,787万8,000 円の増額でございます。これは給付見込みにより算出したものであります。

次に、目2退職被保険者等療養給付費3,275万7,000円の増、これ も給付見込みにより算出したものでございます。

次に、款7共同事業拠出金、目1高額医療費拠出金623万8,000円の増、これは負担金分確定により国保連合会へ拠出するものでございます。

次に、保険財政共同安定化事業拠出金1,766万7,000円の増、これも拠出額が確定したことにより、国保連合会へ拠出するものでございます。

8ページをお開きいただきます。国保基金に4億円を積み立てる ものでございます。

次に、款11諸支出金、償還金1億2,742万円の増、これは平成24年度実績報告に基づいて国等への返還金でございます。

次に、一般会計繰出金133万3,000円、これも平成24年度実績に基づき町へ返還するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

〇議長(小黒敬三君) 日程第6、議案第58号 平成25年度浪江町国民 健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

**〇町長(馬場 有君)** 議案第58号 平成25年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

本案は、前年度の決算が確定したことなどにより、歳入歳出それ ぞれ4,997万7,000円を増額するものであります。

歳入の主なものは、繰越金4,777万9,000円の増額であります。歳 出の主なものは医薬品衛生材料費1,200万円の増額、一般会計繰出 金3,000万円の増額などであります。

詳細については、仮設津島診療所事務長に説明させます。

- 〇議長(小黒敬三君) 津島診療所事務長。
- ○津島診療所事務長(紺野則夫君) それでは、ご説明を申し上げます。 6ページをお開きいただきます。一部負担金の減免に伴い、一部 負担金収入1,790万円を減額し、国民健康保険診療報酬収入920万円、 社会保険診療収入410万円、後期高齢者診療報酬収入505万円をそれ ぞれに配分したものでございます。

次に、平成24年度決算により生じました歳計剰余金4,777万9,000 円を繰越金として計上するものでございます。

7ページをご覧いただきます。福島県地域医療復興事業補助金 160万円、これは町が計画しております医療センター基本設計委託 料に対する県補助金でございます。補助率は5分の4となっており ます。

続きまして、歳出についてご説明を申し上げます。8ページをお開きいただきます。一般管理費425万7,000円を増額するものでございます。内訳につきましては、臨時職員賃金115万3,000円、新しく建設いたします医療センター基本設計委託料200万円でございます。次に、医療用機械器具費372万円を増額するものでございます。これは心電計の故障により新たに購入をするものでございます。さらに、医薬品衛生材料費として1,200万円を増額するものです。これは薬代でございます。

9ページをお開きいただきます。一般会計繰出金3,000万円でご

ざいます。これは決算に伴い町へ返還するものでございます。 説明は以上です。よろしくお願いいたします。

- ○議長(小黒敬三君) 日程第7、議案第59号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。町長から提案理由の説明を求めます。町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 議案第59号 平成25年度浪江町公共下水道事業 特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ741万6,000円を増額するものであります。歳入では繰越金741万6,000円の増、歳出では公共下水道事業費36万円の増、予備費705万6,000円の増であります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(小黒敬三君) 日程第8、議案第60号 平成25年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。 町長から提案理由の説明を求めます。 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 議案第60号 平成25年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。

本案は、平成24年度介護保険事業決算における繰越金等が確定したため、歳入歳出それぞれ1億7,534万8,000円を増額するものであります。歳入の主なものは、繰越金1億6,997万円の増額などであります。

歳出の主なものは、諸支出金として介護給付費の精算金1億1,195万8,000円、一般会計繰出金5,803万4,000円の増額などであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 内容説明、介護福祉課長。
- **〇介護福祉課長(佐藤尚弘君)** それではご説明申し上げます。

歳入について説明を申し上げます。6ページをお開きください。 款5繰入金、目4その他一般会計繰入金128万4,000円、これはシステム改修費による事務費です。

款6繰越金、目1繰越金1億6,997万円、前年度事業確定による歳計剰余金です。

款7諸収入、目1雑入409万4,000円、前年度認定審査会負担金返還金です。合計1億7,534万8,000円です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。 7 ページをお開き ください。款 1 総務費、目 1 介護認定審査会費 128万4,000円、介護 認定審査会負担金です。 款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金1億1,195万8,000円。 前年度事業確定による国の返還金です。

款5諸支出金、項3繰出金5,803万4,000円、前年度事業確定による国の返還金です。

予備費407万2,000円です。合計1億7,534万8,000円です。 説明は以上です。よろしくお願いします。

〇議長(小黒敬三君) 日程第9、議案第61号 浪江町名誉町民の推薦 についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

**〇町長(馬場 有君)** 議案第61号 浪江町名誉町民の推薦についてご 説明いたします。

浪江町名誉町民として推薦いたします原田直之氏は、長年にわたり民謡歌手として活動し、「民謡をあなたに」にレギュラー出演、歌謡芸能賞優秀賞受賞、日本コロンビアゴールデンディスク賞、プラチナ賞受賞。民謡名人位受賞。民謡栄誉賞受賞など、輝かしい経歴の持ち主であり、現在は日本歌手協会の理事長を務めるなど、当町の出身者として郷土の名誉を著しく高めました。

また、震災以前より浪江町観光大使やふるさと浪江会会長を務め、 ふるさとである浪江町発展のために、ご協力いただくとともに、震 災後は避難者への義援金や歌を通じて心の支援など、浪江町民の支 援に大変尽力をされております。これにより8月26日に行われた表 彰審査会の選考を受け、名誉町民としての称号を贈ることについて、 浪江町名誉町民条例第2条の規定により、議会の議決を求めるもの であります。

よろしくお願いいたします。

**〇議長(小黒敬三君)** 日程第10、同意第7号 特別功労者の決定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。 町長。

**〇町長(馬場 有君)** 同意第7号 特別功労者の決定についてご説明 いたします。

本案は、今年で第41回を迎える浪江町功労者表彰式において表彰 予定の特別功労者について浪江町表彰条例第3条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

本年は、6名の方が該当となります。

佐々木英夫氏は、昭和60年5月から平成25年4月までの6期約21年にわたり、浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に尽力さ

れました。その功績は、誠に顕著であります。

勝山一美氏は、平成5年5月から平成25年4月までの5期20年に わたり、浪江町議会議員として浪江町の地方自治発展に尽力されま した。その功績は、誠に顕著であります。

叶谷守久氏は、昭和59年8月から平成20年8月までの25年にわたり福島海区漁業調整委員会委員を務めるなど、任命について議会の同意を得て選任される各種委員等並びに公選により選任された委員に20年以上在職されました。その功績は、誠に顕著であります。

佐藤繁雄氏は、多年にわたり、県内小中学校で教鞭をとり、学校教育の進展に尽力されました。それらの功績により、瑞宝双光章を受章いたしました。その功績は、誠に顕著であります。

鹿野一吉氏は、多年にわたり浪江町議会議員を務めるなど、地方 自治の発展に尽力されました。それらの功績により、旭日単光章を 受章いたしました。その功績は、誠に顕著であります。

(故)鈴木謙太郎氏は、棚塩排水機場管理者として平成23年3月 11日に発生した東日本大震災では、大津波による危機が迫る中、そ の危険を顧みずその職務に尽力されました。その功績は、誠に顕著 であります。

いずれも表彰条例第3条第1項2号、4号、6号、7号に該当される方々であります。よろしくお願いいたします。

**○議長(小黒敬三君)** 以上で提案理由の説明及び議案の説明が終わりました。質疑については19日に行います。

### ◎次回日程の報告

○議長(小黒敬三君) 休会中の委員会活動日程を申し上げます。休会中における各常任委員会の招集日は12日、13日、17日で総務常任委員会が中会議室2。産業・建設常任委員会が小会議室A、B。文教・厚生常任委員会が中会議室3で開催いたします。時間はいずれも9時30分からです。各関係課長等につきましても、委員会への出席要請があった時にはよろしくお願い申し上げます。

また、全員協議会を本日午後1時30分から第2会議室で開催いたしますのでご参集願います。

#### ◎散会について

**〇議長(小黒敬三君)** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にと どめ散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(小黒敬三君)** 異議なしと認めます。

# ◎散会の宣告

**○議長(小黒敬三君)** よって、本日はこれをもって散会することに決定しました。

19日、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。 (午前11時18分) 平成25年9月12日(木曜日) 委員会 平成25年9月13日(金曜日) 委員会 平成25年9月14日(土曜日) 休 日 平成25年9月15日(日曜日) 休 日 平成25年9月16日(月曜日) 休 会 平成25年9月17日(火曜日) 委員会 平成25年9月18日(水曜日) 休会

9月定例町議会

(第3号)

# 平成25年浪江町議会9月定例会

## 議 事 日 程(第3号)

平成25年9月19日(木曜日)午前9時開議

日程第 1 認定第 1号 決算の認定について

認定第 2号 浪江町水道事業会計決算の認定について

出席議員(16名) 2番 1番 渡 邉 泰 彦 君 佐々木 勇 治 君  $\equiv$ 君 3番 木 幸 4番 鈴 治 君 小 黒 敬 5番 亚 本 佳 司 君 6番 松 孝 司 君 田 若 則 7番 山 崎 博 文 君 8番 月 芳 君 9番 君 10番 幸一郎 佐々木 恵 寿 山 本 君 11番 泉 重 章 君 12番 佐 子 君 田 藤 文 13番 紺 野 榮 君 14番 吉 数 博 君 重 田 15番 三 瓶 宝 次 君 16番 馬 場 績 君 欠席議員(0名) 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 町 長 副 町 場 馬 有 君 檜 野 照 行 君 副 町 長 教 育 長 渡 邉 文 星 君 畠 山 熙一郎 君 代表監查委員 総 務 課 長 山 内 清 隆 君 谷 田 謙 君 復興再生事務所長 復興推進課長 兼帰町準備室長 山 本 邦 宮 君  $\Box$ 勝 美 君 町民税務課長 産業・賠償対策課長 高 大 倉 敏 勝 君 浦 泰 夫 君 ふるさと再生課長 復旧事業課長 岩 野 寿 中 君 長 君 田 喜 久 健康保険課長兼津島支所長兼仮設津島診療所事務長 介護福祉課長 紺 野 則 夫 君 佐 藤 尚 弘 君 計 管 理者 生活支援課長 兼 出 納 室 長 佐 藤良 樹 君 吉 田 明 君 公 育委員会 長 鈴 木 敏 雄 君 職務のため出席した者の職氏名 事 務 局 長 次 長

- 120 -

清

水佳

宗

岩

野

善

書記中野夕華子

#### ◎開議の宣告

**〇議長(小黒敬三君)** おはようございます。ただいまの出席議員は16 人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 なお、さわやかな季節になっておりますけれども、クールビズの 期間中ということで、暑い方は上着を脱いでも結構であります。

(午前 9時00分)

## ◎議事日程の報告

- ○議長(小黒敬三君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- **〇議長(小黒敬三君)** ここで介護福祉課長から、発言を求められております。介護福祉課長。
- **〇介護福祉課長(佐藤尚弘君)** 訂正をお願いいたします。 平成24年度主要な施策の成果81ページをお開きください。上段から4行目、「5億1,515万3,168円」を「5億1,515万3,218円」に訂
- **○議長(小黒敬三君)** ここで平成24年度主要な施策の正誤表を配付します。
- **〇議長(小黒敬三君)** 暫時休議します。

正をお願いします。よろしくお願いします。

(午前 9時01分)

**〇議長(小黒敬三君)** 再開いたします。

(午前 9時02分)

### ◎認定第1号の質疑、討論、採決

**○議長(小黒敬三君)** 日程第1、認定第1号 決算の認定についてを 議題といたします。

これより質疑を行います。質疑は、会計ごとに行います。 浪江町一般会計歳入歳出決算書について、質疑ありませんか。 1番。

**〇1番(渡邉泰彦君)** 細かいことなのですが、復興に関してかなり重要なことであると思いますので、質問させていただきます。

決算書の93、94ページ、款2総務費、項1総務管理費、目9自治振興費、節19負担金補助及び交付金について質問させていただきます。

予算が981万5,000円に対して支出が775万8円、不用額が206万4,999円なっておりますが、そこの備考を見ていただきますと、行政区活動補助金、区長会運営補助金、自治会運営補助金と分かれて備考のほうにあるわけですが、この3つの中でそれぞれどのぐらいの予算が使われてなかったのか。使われていなかったその理由を教えていただきたい。

なおかつ、主要な施策の成果を見ると23ページ、行政区の補助金の状況と自治会運営費の補助金が出ているのですが、確か行政区は50近い行政区が浪江町はあったような記憶があるのです。自治会というのはこちらに来てからできたものが全部なので、41だと思うのですが、これはどこの行政区か自治会か、活動が止まっているところがあるのかと見えるのです。それで不用額が出たのかと思っています。

同じく決算書の93、94ページの節 1 報酬を見ますと300万円の予算に対して支出が287万9,133円、約290万円ということで、これを見ると行政区長さんの報酬は正当に払われているのかと数字から読みとれます。

例えば、行政区の中で活動ができていない行政区長さんのほうに も報酬が支払われているのかと数字から見ると思われるのですが、 その辺 2 点ほどご質問させていただきます。

- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) それではお答えを申し上げます。

まず決算書の94ページの負担金補助及び交付金でございます。支 出済額が775万8円、その中では行政区活動補助金、そして区長会 運営補助金、そして自治会運営補助金と3つの補助金が入っており ます。この上の2つ、行政区活動補助金と区長会運営補助金につい ては総務課管轄、自治会運営補助金については生活支援課となって おります。

まず、行政区活動補助金でございます。予算額が369万円、実際使いましたのが279万475円ということで、89万9,525円ほど残が出ております。議員おわかりのように、行政区活動補助金なのですが、このように地区民がばらばに避難している状況で、地域コミュニティの維持に大変苦労しているということがあったものですから、平成23年度におきまして、これら地域コミュニティ維持活動を支援するということでの助成を組んだわけでございます。

具体的な事業なのですが、行政区長会総会のときに説明しているのですが、区長会の総会とか役員会、交流会というようなものとか、行政区相互の情報交換事業、行政区内の情報提供事業に使ってくださいということで補助を設けたわけであります。

助成額につきましては、加入戸数に応じまして4万円から18万円の中での助成となっております。そういう中で、36の行政区に平成24年度は助成したという内容となっております。

先ほど言いましたとおり行政区の運営が大変難しいという中で、何とか維持していただきたいということで設けた制度でありますので有効に使っていただきたいということで、区長会の中でもお話をしているところであります。

さらにその下、区長会運営補助金につきましては、予算が35万円で24万9,044円ということでの支出となっております。これは7地区の区長会の運営補助ということで、上限5万円ということで補助した内容でありまして、5地区から補助申請が来て補助をしたという内容となっております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 生活支援課長。
- **〇生活支援課長(佐藤良樹君)** 続きまして、下段のほうの自治会運営 補助金についてご説明申し上げます。

予算額が、577万5,000円に対しまして、決算額が471万489円で、不用額は約106万円でございます。これにつきましては、仮設住宅及び県内外で立ち上がっております借り上げ住宅の運営補助金でございまして、仮設住宅につきましては28自治会、借り上げ住宅が13自治会、合わせまして41自治会に助成したところでございます。こちらのほうは成果のほうにも記載してございます。

不用額につきましては、平成24年度において借り上げ住宅の自治会設立が相次いだことから、さらに年度内に予定しておりました自治会設立が平成25年度にずれ込んだことによるものでございます。

なお、平成25年度におきましても、須賀川コスモス会など借り上げ住宅3自治会が新たに設立してございまして、新規の設立についてはなかなか想定が難しいところもありまして、今後につきましてもある程度余裕をもって、予算を確保していきたいと考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 1番、渡邉泰彦君。
- ○1番(渡邉泰彦君) 再質問になりますが、今両課長のお話を聞いて 自治会運営補助金が100万円余しているということに関しては、今 のお話を聞くと十分に私は理解できたのですが、行政区の活動補助 金のほうは、なぜこんなことを言うかというと、今後、町の復興を

進めるうえにおいて、浪江町のいままであった行政区、それと今できている自治会、こういった話し合いというのが非常に必要な時期になってくると思うのです。

例えば、これからできる公営住宅の区割りのコミュニティを決めるだとか、今問題になっている仮置き場の設置というのはどうしても行政区とまわりの地元の人の話し合いが必要になってくることが重要だと思うのです。そんな中で、この分野の予算がもっと増えてもいいのかなと。

例えば、行政区長が、なかなかみんなを集めるのが大変な場合は、 役場が完全にサポートして場所を選定するだとか、日時を選定する。 連絡方法がうまくいかない場合は、それも役場が区長に代わってと いうわけではないのですが、区長のように細かくやりながらみんな を集めていただいて、いろんな話をしていただくということが非常 に大切になってくるかと思います。これ、全行政区からの補助にな っていないということは、それをやっていない行政区があるのかと 思っているわけです。その辺、動いていない自治会に関する対策は どう考えているのか、課長にお聞きしたいと思います。

## 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。

○総務課長(谷田謙一君) それではお答え申し上げます。

まず行政区長の活動関係ですが、議員おただしのとおり、実は昨年も除染での会議とか区域再編では、区長さんに集まっていただいて、いろいろと協議をした経緯がございます。

さらに、今後おただしのとおり、町外コミュニティなどでも、行政区長さんには集まっていただいて協議する機会が大変増えてくるということであります。そういうことを踏まえまして平成23年10月に行政区の活動補助金を設けたということがございます。

そういうことで、2年ほど経過はしましたが、区長さん方には総会の中で補助制度の周知はしているところであります。そして昨年には、交付額についても今お話がありましたとおり、額が少なくて人を集めるのにも会場使用料が大変であるなどとのお話がありまして、去年、額のアップもしたところであります。

行政区長さんには、役場などでの会議や協議をしていただいて、 それを持ち帰って、地区でもさらに会議とかがあるものですから、 なるべく役場のほうではお金の面での助成をしていきたいというこ とであります。

さらに、地区民を集める際、地区民がどこに住んでいるかわからないということもお聞きいたします。そういう際についても、区長さんから地区内の方の所在がわからなくて連絡とれないんだという

ことがございました。そういう方につきましては、リストを出していただいて、こちらで相手方に確認をとって、そして大丈夫ですよという了解を得た上でお教えして、そういう集まりに来ていただいたということもしているところであります。そういう中で、行政区長を支援をしてまいりたいと考えているところであります。

- **○議長(小黒敬三君)** 他に質疑ございませんか。 16番、馬場績君。
- O16番(馬場 積君) 決算議案について何点かお尋ねいたします。 主要な施策の説明が行われました。私は今期の決算の大きな特徴 として、2つ要点で注目をしたわけです。

実質収支において 4 億3,595万4,000円、これは前年比で約2,000万円の増になりました。いま 1 つは、基金残高が前年比で 8 億8,100万円、13.7%の増になったと。なお、基金残高については、今期決算では財調13億6,900万円、13億7,000万円。そのほかの基金は59億4,500万円。平成24年度の基金合計が73億1,300万円。前年の基金残高は64億3,200万円ですから、冒頭に申し上げましたように前年比で 8 億8,000万円を超える基金残高になったと。繰り返しますが前年比で13.7%、約14%。注目したのはこの 2 点でした。

この決算内容と、目的別歳出と関連づけて若干決算書を分析させていただきました。主要な施策の7ページです。目的別歳出が出ていますが、それぞれの区分ごとに増減率も出ております。ここでも2つばかり注目をしました。1つは、緊急雇用で545.5%という驚異的な伸び。いま一つは民生費が11.7%の減、農林水産で24.1%の減、教育費48.9%の減、避難初年度と事情は変わっていますから、教育費等でも大幅な減になるという背景はわかります。その上で、緊急雇用が545%という驚異的な伸びを示したわけですが、完全失業という状態の中において、町民にとっては大変力強い施策ではなったのかと。平成24年度の決算結果から、この緊急雇用が継続雇用に繋がっているのかどうかというのが質問の第1点。

それから、第2点は民生費、農林水産業費など、今お示ししたように減額になっております。それで、避難町民の生活再建の問題と減額の問題が、避難先でのそれぞれの町民の安全安心という点から問題はなかったのかということについてお聞きしたいと思います。

それから、主要な施策の24ページ、町民協働による「復興まちづくり」支援事業、これは復興推進課の事業報告として載っております。これによると上限50万円で該当する事業に補助を出したと。交付団体及び事業概要については、これがすべてかどうかわかりませんが、24ページから25ページにわたって16の団体、事業に対して助

成が行われております。

そこでお尋ねしたいのは、この事業概要を見ると、各課横断の事業になっていると。今ほども出ましたが、自治会に関する助成の分野からも行われているということです。これがすべてなのかということをまず確認しますが、こういう事業があるならば、自分の自治体あるいは団体でも活用したいと思っている団体や自治会があると思うのです。そういう点で、この決算報告というか、主要な施策の報告を見る限りには、限られた団体になっていると。これで問題はないのかというお尋ねの第2点。

それから、この事業は、きのう担当課長に電話で議案調査をさせていただきましたが、補助要綱で支出をしていると。あとでお見せいただきたいと思いますが。補助要綱のポイントは何なのかということです。いわゆるほかの団体での活用という点からも、補助要綱のポイントは何なのかということについてお尋ねしておきます。

主要な施策の34ページ、帰町準備室の施策の報告が載っております。これは帰町準備室のエリアになるのかどうかわかりませんが、いわゆる区域再編に伴う問題として2点ほどお尋ねいたします。

4月1日からは帰還困難区域を除いては立ち入り自由になりました。それ以前の問題も含めて、立ち入り町民の被ばく管理はどのように行われているのかが第1点。

それから、第2点は、これはつい最近の出来事と関連するわけですが、台風18号の影響で114号、津島地区で風倒木が出て交通止めになった。これは昨年も発生しております。今回の台風による支障木による通行止めについては、現地まで行って初めてわかったと。その日、津島の現場に行ってはじめてわかったと。これは去年も同じようなことで指摘されていた問題ではないかと思うのですが、限られた時間の中で立ち入りするということになれば、現地までいかなくても交通止めの案内を周知させる。そういう方法が必要ではないか。去年も何度か発生したと。決算審査ですから、去年は通行止め、現地に行く前に看板と案内の設置はされていたのかどうか。今年度に至っても改善されていない。立ち入りする人の立場に立って、きっちり改善をする必要があると思います。お答えいただきたい。

それから、主要な施策の42ページです。仮設住宅の維持管理、生活支援課の主要な施策で報告がありました。この事業をみると5,062万7,000円の決算、財源構成はすべて国県支出金だということです。これは当然だと思います。そこで説明項目にある居住する住家のない町民の心身の保全・プライバシーの確保を図るためと書いてあります。そこで2つの質問をしたいと思います。

あえて、全町避難しているのに、居住する住家のない町民のため にという認識はいかにということです。全町避難という現状をどの ように認識しているのかということです。

それから、プライバシーの確保を図るためと。これは仮設自体がプライバシーが確保されていないということは、耳にたこができるほど指摘をして、指摘されるまでもなく重々わかっていることと思います。その上で敢えてプライバシー確保をはかるためと成果説明をしているということですから、そのために仮設でどのような改善をされたのですかということをお聞きしたいと思います。

それから、仮設借り上げの問題に関係して、これは住み替えの問題ですから借り上げ。仮設住宅にも関係しますね。広報なみえで毎月住み替えについては広報されております。原則1回ということが基本だと示されております。ここでもたびたび議論をしました。くどい話はしませんが、実際、いろんな事情によって住み替えせざるを得ないという問題が発生していることは、町長も担当課長も先刻承知だと思います。

原則1回という縛りがかけられて、具体的にはここでいいませんが、どうしても今の借り上げ住宅で生活できないと。住み替えたと。 仮設も空いているので仮設に入りたいと。しかし町に相談したらば、その人のお話では断られたという問題まであるわけです。 なぜそういう問題が起きてくるかというと、原則1回という、その縛りの中でだと思います。無原則でいいとは私は決して申し上げません。

そのうえで特別な事情というと、これまたものさしの大きいほうでは、さまざまな解釈ができるわけですが、生活事情、家庭の事情、身体の事情、家族の事情、さまざまな事情から、私は行政は町民の立場で住み替えを柔軟に認める必要があるのではないか。このことについてどう考えるかお答えください。

それから施策の成果49ページ、生活支援課の主要な施策の成果として報告されております。食品等放射能簡易検査事業、食品区分ごとに検体数も出ております。そこでお尋ねいたします。食品区分別検査結果について、検出された数字から見て、浪江町の放射能汚染の状況はどのようにあると分析されているのか。検査結果から見た現状、現状から見た特徴、特徴から見た町民への周知、これをどのように考えるかお答えください。

それから、これに関してそれぞれの食品区分ごとの最高値だけで も結構ですから、お示しいただきたいと思います。

それから、ここでちょっと話は別なところにとびますが、この放射能簡易検査事業の財源構成は、一般財源52万9,480円の一般財源

の支出があります。それで放射能被曝、放射能汚染、全町避難という問題がなければ、このような歳出はまったく不要であったということであります。その上で、一般質問でもお尋ねいたしましたが、総務課長は近々まとめて自治体賠償請求すると、精査中というお答えはありましたが、基本的な問題として、自治体賠償の基本的な考えをお示しいただきたい。わかりやすいと言ったのは、今回のような問題がなければ、こういう品目での歳出もなかったわけです。原発事故がなければこういう歳出がなかった。そのために町が負担した支出、あるいは原発事故による収入減、こういう問題等が発生しているわけです。どういう基本的な考えで自治体賠償をするのか。そこのところを明確にお示しいただきたい。

それから、主要な施策の57ページ、復旧事業課の施策として報告が行われております。

請戸川水系水利事業で17億4,000万円、これは土地改良事業等の負担金、あるいは償還補助等であります。この決算と関連して、大柿ダムの維持管理は国に移管すべきではないか。議会が行った住民との意見交換会で何カ所かでそういう意見が出ております。請戸川土地改良区の理事を兼ねている議員からいろいろ報告がありましたので、行政の立場から大柿ダムの維持管理の主体の現状と、国営管理移管についてどのように考えるか…。

金額が間違えました。「17億円」ではなくて「1億7,400万円」です。訂正をさせていただきます。

国営管理移管に対して、町はどのように考えるのか。そしてどのように対応しているのか、お答えいただきたいと思います。

間もなく最後です。ちょっと戻ります。主要な施策の41ページです。産業・賠償対策課の施策報告があります。これはこれで了解をしました。それで産業・賠償対策課では、町民の賠償請求の支援を強化すべく去年の5月に、このようなアンケートをおとりになりました。ここからもいろいろお聞きしたいことがありますが、端的にお尋ねいたします。このアンケートの回収はどの程度の回収であったのか。

それからアンケートの3ページ、これは事前通告していませんから、担当課長。去年の5月だから、あなたはその席には座っていなかったのですが、3ページに質問7というのがあって、1からその他含めて9番までの設問があります。関心のある項目が出ておりますので、上位3項目はなんであったのかお示しいただきたい。その上で、上位3項目に対して産業・賠償対策課としてはどのように対応されたのか。昨年度の行政の展開の重要な一つとしてお尋ねいた

しますので、お答えいただきたい。

○議長(小黒敬三君) 今の上位3項目資料大丈夫ですか。一応昨年度 の施策を。それでは主要な施策に沿ってやったので順番によろしく お願いします。

総務課長。

○総務課長(谷田謙一君) お答え申し上げます。まず主要な施策の成果の基金関係でございます。基金につきましては、主要の施策の19ページでございます。

「「基金については聞いていない」と呼ぶ者あり〕

○総務課長(谷田謙一君) 7ページからお答えを申し上げます。

まず目的別歳出の状況でございます。緊急雇用545.5%に労働費が緊急雇用事業関係でなったという質問であります。それについては、継続雇用に繋がっているかという質問でございました。まず労働費の大きく伸びた要因なのですが、実は緊急雇用対策事業を平成23年度は、ほかの項目の中でもとっておりました。それを労働費にまとめたということで、緊急雇用の増減率が545.5%に上がったということはございます。平成23年度は災害救助費などで一部とっていたということがございました。

ただ、継続雇用の関係でございますが、臨時職員につきましては、 町のほうで緊急雇用と町の単独で臨時雇用もしております。さらに、 決算上は出てこないのですが、絆づくり事業ということで、これは 福島県の事業で、福島県に申請をして臨時職員として出してもらっ ているという3パターンがございます。そういう中で、緊急雇用、 町単独事業、さらに絆での雇用を合計いたしますと、平成24年度で は延べ人数で大体110人ぐらいを雇用している状況となっておりま す。そういう中で、継続雇用にも繋がっていると考えているところ であります。

さらに、同じく目的別歳出の中で、民生費が11.7%の減、農林水 産業費24.1%の減、教育費が48.9%の減ということでございます。

まず、民生費につきましては、平成23年度、一次避難所、二次避難所を設けておりましたが、平成23年度で閉鎖したということで、 扶助費が減少したということで民生費の減に繋がっているという内容となっております。

農林水産業費、教育費につきましては、平成24年度業務が震災対応業務ということで、復興業務の対応が主となった関係がございます。そういう関係で農林水産業費、教育費の中の職員の給料、手当など、災害救助費のほうで支出したということがございまして、ここでの増減率の減に繋がったということでありますので、従来どお

りの農林水産業費とか教育費が減となって、生活再建、生活支援、 子供の支援とかそういうものの直接減にはなっていないということ です。職員の関係での減が一番の要因と考えているところでありま す。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- **〇復興推進課長(宮口勝美君)** それでは主要な施策の成果の24ページ の町民協働による「復興まちづくり」支援事業についてお答えいた します。

24ページ、25ページに記載しております。交付団体及び事業概要については、これは昨年度すべて申請のあった件数でございます。

次に、特定の団体に偏っているのではないかというご指摘でございますが、この支援事業の募集に関しましては、広報等で募集をかけ年度はじめに募集をかけてやっている状況でございます。

また、今年度もそうですが、後期といいますか、10月以降の分について予算の余裕がございますので、再度募集をかけている状況でございます。こういった形の中で行っている事業でございます。

それから、交付要綱の関係でございますが、これは平成24年5月に改正をしまして、復興まちづくりということで、もともと町民協働のまちづくりの支援事業補助金というのはございましたが、これを復興まちづくり支援事業補助金ということで切り替えて交付要綱を発しているところでございます。

目的としましては、今回の震災等に伴う復興の実現をはかるための絆の形成及び東日本大震災からの復興を目的としたまちづくりを推進する団体に対して、事業補助を行うという内容のものでございます。

先ほど総務課長のほうからありました各自治会ですとか、行政区の運営補助金、これとは別に事業補助が目的の内容でございます。ですので、各自治会なり行政区等での運営でなく事業を行うものについての補助も行っている状況がございます。

- 〇議長(小黒敬三君) 帰町準備室長。
- ○帰町準備室長(山本邦一君) それでは34ページ、立入りのしおり印刷製本に関しまして、区域再編に伴う立入り町民の被ばく管理というご質問でございますが、町のほうでガラスバッジ及びサーベイメーターを配布しているところでございます。忘れた場合等もございますので二本松事務所、またそれぞれの出張所、役場本庁舎においてサーベイメーター及び積算線量の測定器貸与の対応をしているところでございます。

2点目の台風等の影響で、通行止めに関してのお知らせの関係か

と思いますが、バリケードを設置してある114号線、6号線の検問と川俣境の検問所において、警備員のほうから立ち入り者に周知、案内をしているところでございます。さらに、防災無線、メルマガでもって通行止めのご案内をしたところでございます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 生活支援課長。
- **〇生活支援課長(佐藤良樹君)** それではお答え申し上げます。

主要な施策の成果42ページ、仮設住宅の維持管理についてでございますが、まず第1点目、文書の中で居住する住家がないという表現をしておりますが、これにつきましては記載が紛らわしいことろがありまして大変申し訳ございませんが、住家のない町民の記載につきましては、あくまでも震災前の住家をさしているものでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

続きまして、2つ目のプライバシーの確保を図るためということで、その改善等につきましては、ご承知のとおり福島市、二本松市、本宮市に設置された仮設住宅につきましては、8月末ですべての仮設住宅が入居から2年を経過してございます。この状況を受けまして当初の予定では設置者であります県におきまして、6月までに仕様書を作成、7月と11月に現地調査のうえ、随時修繕等、環境改善を図るという予定でございましたが、準備作業が遅れていることによりまして、日程がずれ込んでいる状況でございます。

町といたしましても、各仮設の建築仕様は異なりますが、建物等に多くの不具合が生じていることから、再三にわたり早急な対応を要求しているところでございます。今後につきましても、強く要望してしてまいりたいと考えております。

次に、住み替えについてでございますが、住み替えが1回ということで、事情がある場合、いわゆる2階で生活していた者が足腰が弱くなって階段の上り下りができないとかいう場合を除きまして、今現在は東電の賠償になっております。これにつきましては、手続き上、大変お手をわずらわせているところでございますが、住み替え対象にならない場合につきましては、東電の賠償にスムーズに移行しているところでございまして、今後におきましても丁寧な対応を心がけてまいりたいと考えております。

続きまして、49ページ、食品等放射能簡易検査についてでございますが、汚染の状況ということで見ておりますと、水につきましては検査当初から不検出ございます。ただ、しいたけ等菌類、たらの芽等、果実あとは一部野菜等に基準値を超える数値が検出されております。引き続き、継続した検査体制を維持していくことが必要と考えているところでございます。

情報の開示につきましては、広報等に一部掲載しているところでありますが、今後につきましても個人情報ということもございますので、その辺は十分注意して開示のほうに努めてまいりたいと思います。

次に、最高値でございますが、こちらのほうは8月に検査した中で、これはキノコでございます。アミタケで、セシウム137が2万8,300ベクレル、セシウム134が1万7,700ベクレルとなっております。これが今現在までの最高値でございます。

- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- **〇総務課長(谷田謙一君)** 続きまして、自治体賠償の基本的な考え方 についてお答えを申し上げます。

東京電力という第3者による不法行為によって生じた損害ととらえております。損害については当然賠償できると考えているところでおります。損害賠償の主なものでは、行政機能の移転に要した費用とか、さらに避難先で整備したインフラ整備に要した費用、放射線測定にかかる費用、健康管理に要する費用、避難者の支援費用、税の減収分、使用料、手数の料減収分などがあると考えております。

ただ、震災復興特別交付税で補填されてもおりますので、それら との関係もありますので、現在、内容を精査しているところであり ます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復旧事業課長。
- **〇復旧事業課長(中田喜久君)** 57ページでありますが、大柿ダムの維持管理について、国が管理すべきではないか。行政の立場はということについてお答えいたします。

まず、大柿ダムそして幹線用水路について被害状況の調査を行っております。それを受けまして、国直轄で復旧工事を進める予定であります。ただし、放射性線量の問題で今後再開については、大変時間がかかるということであります。その辺について今後の大きな課題となると思いますので、今、現在は県の管理になっておりますが、今後についていろいろ皆さんと相談しながら進めていきたいと思います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- ○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君) それではお答えを申し上げます。 主要な施策の成果の41ページ、浪江町民原子力損害賠償請求支援 事業の中で、ご質問の回収率はということですが、回収率について は24.6%であります。

また、アンケートの中の上位3位までということで、一番多かったのは直接請求への支援ということで23%、2番目に多かったのは

電話相談窓口で16%、3番目に多かったのは支援必要がないということで14%であります。その対応につきましては、一番多かった直接請求への支援23%でありますが、その中につきましては相談があった時点で記入方法とか請求の仕方等については、支援をしてきた状況にあります。

また、この時点ではADRの手続きそのものがまだ開始されておりませんでしたし、また費用負担といったものが発生するのではないかと、そういった不安を抱きながらの直接請求への支援というパーセントが伸びてきた状況にありますので、その後ADRの申し立てが町で実施しましたので、そちらのほうに相当移行されたという部分も推計されるかと思います。

②の電話相談窓口につきましては、現在電話等でいろいろ相談が 来ております。それに対しましては、問題点があった場合について は、直接東京電力と町がいろいろと協議をしながら支援するといっ た形で現在も対応していきます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 以上で答弁が終わりました。再質問。 16番、馬場績君。
- **〇16番(馬場 績君)** 財政の問題とそれから町民の生活再建の問題でお聞きいたしました。農林水産業あるいは民生費等は問題ないということです。

それで、実は、去年の決算は先ほど言ったように、実質収支で4億3,595万4,000円の増になっているということもお話しましたが、さまざまな点で町民は精神的な問題も含めて、さまざま苦労を重ねているということはおわかりだと思います。

決して財政支出において無駄であったという評価の上で、再質問するわけではありませんけれども、実は、去年の6月の定例議会で副町長を2名にするという条例の一部改正が行われました。結果、養成多数で副町長が2人制になったということです。改めて6月議会の議事録を持ってきました。町長としては、副町長を置く理由としては、さまざまな問題が起きるだろうと。そのときに私の政治判断のもと、諸課題の具体的な下地をつくるために、政務担当の副町長を置きたいということでした。町長としては、おかれている状況の中で、さまざまな決算においては増減があるわけですけれども、おかれている状況において町民が今なお大変な暮らしを強いられているということはご承知のとおりです。そのうえで、復興・復日のために政務担当として副町長を置くと、ぜひ認めてくれという町長の答弁でした。結果として、政務担当の副町長を置いて、教育の問題、町民の健康管理の問題、津波被災地の土地利用の問題、中小企

業再建の問題、農林漁業再生対策の問題、就労対策の問題、施策は待ったなしだと。これの具現化を図りたい。図るために副町長を置くという答弁もされております。こういう立場から、町長としてはどういう成果があったと評価されているのか、お答えいただきたいと思います。

それから実質収支、あるいは基金残高との関係で、監査意見にふれて質問したいと思います。

監査意見の最後47ページ、中ほどですが町民の心身の疲弊は著しいと。町として今後どのような施策が必要か、十分な検討をされたうえで施策を具現化し、安易に財政調整基金に積み立てることなく、町民のためにできること、必要であることに有効に活用すべきであるという監査意見が加えられております。

そこで、あとでも仮設の問題でふれますが、復興・復旧事業の投資が見込まれるわけですから、さまざまな基金の一定積立は必要かと思います。同時に今を生きる町民の子育ての問題、教育の問題、高齢者支援の問題、自治会運営補助の増額の問題、県外避難者支援の問題など、町民の自立に向けた、町民の絆を深める活動のために私はこういうお金を有効に使っていく必要があると考えます。

平成24年度の決算監査と、私が求めた視点との関係で、町長は今後どのような行政展開をなされるお考えなのかお聞きしたいと思います。

それから、「復興まちづくり」支援事業は、自治会や行政区に関する運営補助とは違うということであります。それはそのとおりだと思います。そこで広報でこういう事業があるよということをお知らせしたということだけど、それは各団体に知らせる一つの方法だと思います。私は、はっきり言ってそれではこういう時期においては、行政の対応としては不十分ではないのかと。やっぱり少なくても各自治会にはこういう事業があるということで、自治会に対しては責任者宛、その事業の内容や要綱についてお知らせをするという取り組みが求められているのではないかと。決して公募による事業採択だから限られた団体に補助金を支出したということではないかもしれないけれども、ほかの団体もこの事業を活用できるような取り組みが決算結果から求められているのではないか。どのように改善するのかお尋ねします。

それから34ページ、帰町準備室に関係して、台風被害等、現場に 行かないと交通止めの現状がわからないと。現場に行く手前に看板 等をお知らせする必要があるのではないかとお尋ねしたわけです が、そのことについては警備員とか防災無線とか、メルマガという 方法でお知らせをしているということですが、実は、きのうおとといの話なんです。権現堂の人が立ち入りした。私は現場に行っていないからわからないけれど、馬場議員の下のところで風倒木があって、高圧線に引っかかって交通止めになった。山木屋まで戻って飯舘村を通って浪江に行ったんだと。時間がかかって大変だった。そういうことこれからもあるだろうし、これまでもあったはずだと。忙しい思いで立ち入りするのに、現地に行かないとわからないのは、これは困ったものだと、改善してほしいという意見でした。これはついきのう話でありますが、同じような話は前から出されています。とのように改善するのか、お答えいただきたいと思います。

それから、主要な施策の成果の42ページに絡んで、表現については適切でない部分があったということですから、やはり解釈のしようだと言えば解釈のしようだけれども、浪江町に家があった人が、避難をして今住家がないと。あえて避難に2年目にして、こういうこと書く意図がわからない、正直。それはぜひ認識を改めていただきたい。

その上で、2点ほどお尋ねいたします。住み替えの問題で、東電 賠償に置き換えているということですけれども、もし担当課でわか れば、家賃の賠償請求を東電請求に置き換えている件数、わかった らばお知らせいただきたいと思います。

なお、これも具体的にお話しますが、私が相談を受けた人は、3 月にそこに住めなくなって、仮設が空いているようだから仮設に入 れないか。仮設は空いていないと言われた。なんともしょうがなく て、とんでもない条件の悪い借り上げ住宅を借りているんですよ。 今もそこに住んでいます。7月だから先々月のことですけれども、 困っているんだと。東電に相談したのですが、東電の家賃の賠償請 求、東電としては認めてくれないと。何とかならないかというお話 でした。だから住民に寄り添った対応が必要だということが、この 事例からも明らかだと思います。そのうえで、プライバシー保護の ための改善を図ると、プライバシーの確保を図るための取り組みを したということですが、県の都合で今遅れているということですが、 これとの関係で、実は仮設でもさまざまな問題と要求があります。 駐車場でのいたずらによる被害があるので防犯カメラを置いてほし いとか、あるいは仮設住宅でも通路に街路灯のあるところとないと ころがある。街路灯を設置してほしいとか、あるいは雨が降ると水 たまりが出来る。排水が悪い仮設もある。それから南相馬市にでき た仮設でありますが、玄関が狭くて暗い、これを改善してもらえな

いか。あるいは集会所に掃き出し口がないということで、さまざまな改善要望が出されていることはご承知だと思います。これらの改善要望の取り組みについてどのようになされるのか、お答えいただきたいと思います。仮設住宅の維持管理の決算についてであります。なんでもかんででもありません。

それから、放射能簡易検査事業について報告がありました。キノコが一番高かったということで、セシウム137が2万8,300ベクレル、セシウム134が1万7,700ベクレル。これは調べていただきたいのですが、今年2月6日に、実は、私の田んぼのところでイノシシを捕獲したと。上竹に持ってきて検査してもらったと。6万7,000ベクレルあったと。直接持ち込んだ人から私はお話を聞いたわけです。私の聞き違いかどうかは、これまでの最高値との関係で比較しないとわかりませんが、課長が答えた最高値、セシウム137が2万8,300ベクレル、セシウム134が1万7,700ベクレルというのは事実との乖離があるのではないか。正確なデータでお答えいただきたいということをお願いしておきます。

それから、自治体賠償については東電による不法行為と判断される歳入の欠陥、歳出の増については賠償請求すると、現在精査中だということでありますので、それはそれでわかりました。

その上で、大柿ダムの維持管理についてでありますが、国直轄で復旧工事を進めてもらうように対応していると。大柿ダムの再開の時期についてはまだ不明であると。なお、国営管理等については現在は県だというお答えでしたから、国営管理移管については町と土地改良区との間では協議が行われていないという受け止め方でよろしいのか。国管理というところに比重をおいて、今後大柿ダム維持管理事業に対応されるのかお答えいただきたいと思います。

## 〇議長(小黒敬三君) 町長。

○町長(馬場 有君) 副町長2名制についての成果についてはどうだったのかというご質問にお答えいたします。これまで議員がおただしのとおり、もう一方は政務担当の副町長をお願いしたいということで、いろんな課題について、いままで担当してまいりました。

そういう中で、特に出張所あるいは復興支援員、そして町のいろんなおしゃべり会、当然私が出るところ、スケジュールがどうも都合がつかなくて、そういう形のものでご参加をいただいて、いろいろ町民との交流を深めていただきました。それから国会議員の各政党等の調整ということで、私どもこの二本松の仮役場に相当なる議員の方々がみえております。それに対する対応、要望を精査をして、その国会議員に要望を出しているという状況です。

これからは、第一次復興計画に基づいて復興・復旧がはじまっていきます。そういうときに、やはり対外的ないろんな諸事情が出てまいります。特に沿岸周辺部の関係でありますと、土地の関係の問題とか、いろんな問題が出てきます。これは所管の職員が一生懸命やりますが、ただどうしても政治的な判断が必要な場合も出てまいります。その場合は私もまいりますが、特に政務担当の副町長にはお願いを申し上げて、そして問題解決に向けて努力をしていただきたいということであります。これまでいろいろと成果は十分に果たしているということだと思います。

それから、財政調整基金等の積み増しだけではなくて有効に活用するべきではないかというご質問であります。

まさに、議員おただしのとおり、有効に活用すべきであると思います。従来のこれは原則的財政規律の基盤として費用対効果の考え方は大変大切なことでありますが、費用対効果を考えるような状況でない場合もあるわけです。その場合についてはそういうものを有効活用すべきと考えております。

2つ目には、どうしても国、県の体制を待っていたのでは、我々被災者がどうしようもないということであれば、これは財政調整積立金をある程度流用しながら、そういう問題に活用していきたいと考えています。

それから、大柿ダムの件については私が理事長をやっておりまして、担当課の最初の質問にお答えしたとおりでありまして、できるだけ町の負担がないように、あるいは町民の負担がないようにこれから協議をしてまいりたいと思っています。

特に、賠償の問題で運営管理費を、とにかく賠償でみてもらうということで東京電力には強く要求をしております。それから国のほうとしましても、やはり我々土地改良区の運営についても、これは賠償に匹敵する。つまり負担金をもう農家の方、払えない状況に来ていますので、運営賦課金も同時に賠償金に合わせて支払いを依頼するという形で、今、強く東京電力には要求しているところであります。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復興推進課長。
- **〇復興推進課長(宮口勝美君)** 町民協働による復興まちづくり支援事業の関係でお答えいたします。

議員おただしのとおり、広報だけではなく区長会等の総会といった時にも周知を図ってまいりましたが、今後とも各機会をとらえて制度の周知を図ってまいりたいと思っております。

〇議長(小黒敬三君) 帰町準備室長。

- **〇帰町準備室長(山本邦一君)** 通行止めの看板設置の件についてお答 えいたします。通行止めにつきましては、当日、最終的に夜9時以 降、通行止めを。
- ○議長(小黒敬三君) 決算議会なので台風18号、今回のではなくて全体的な対応ということで答弁お願いします。
- **〇帰町準備室長(山本邦一君)** それでは全体的な対応ということでご 答弁申し上げます。

看板設置でございますが、実は川俣のところで国道349号線と114 号線の交差点1カ所と、バイパスの新しいトンネルを越えた所1カ所に道路管理者の富岡土木事務所で設置したということでございますが、確かに議員おただしのとおり、後日、私のところにも1件電話がございまして「見えにくかった」とご連絡いただいております。その際は、メールマガジン等の登録のご案内を申し上げたのですが、今後、見えやすい看板の設置について、主要道路でございますので、道路管理者である県・富岡土木事務所と十分協議したいと思っております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 生活支援課長。
- **〇生活支援課長(佐藤良樹君)** それでは42ページの仮設借り上げ住宅 関連についてご答弁申し上げます。

まず、住み替えの件数ですが、今確認をしておりますのでお待ちいただきたいと思います。

ご指摘の件でございますが、今回のいわゆる住み替えの部分につきまして、東電のほうに移行している部分でございますが、当初におきましてはコールセンターのほうでの対応でありました。どうしてもコールセンターなものですから、後ほど連絡しますとか請求書をお渡ししますということで、長い期間、待たされる経過にございました。現在につきましては、本人に直接連絡してよいかと確認をしまして、電力職員に直接対応させているところでございます。

なお、現在それで電力のほうから、町民の皆さんにお電話差し上げた結果につきましては、すべて担当のほうに報告をさせているところでございます。現在、電力の賠償のほうに移行しようとして電力のほうとお話をした中で、対象外となった案件は現在のところございません。

次に、仮設住宅の防犯カメラとか街路灯、玄関等の先ほど改善ということでお話がございましたが、仮設住宅の点検、修繕についてでございますが、県の作業が遅れているために町独自で仕様書を作成しまして、8月下旬から9月上旬に全仮設の調査を行ったところでございます。自治会長さんのほうからは不具合等をご指摘いただ

いたところでございまして、不具合箇所につきしまては、随時修繕 等の要望を県に上げているところでございます。

なお、大規模な改修が必要となる基礎とか床下の構造部分、外壁 等につきましては、引き続き早急に調査して随時改善するよう、さ らに強く要望してまいりたいと思っております。

先ほどの住み替えの東電の賠償に関してですが、自費の部分で283件ほど問い合わせ等がございます。自費と言いますか、東電賠償ということで。そのうち本人がやるという場合もございますので、そのうち120件ほど今年に入りまして、こちらのほうから電力のほうに直接お伺いしろということでやった経過にございます。それは5月から今現在までの件数でございます。

49ページの食品等放射能簡易検査事業についてでございますが、 こちらにつきましては、今確認をしておりますので、後ほど報告さ せていただきたいと思います。

- ○議長(小黒敬三君) 再々質問、16番。
- **○16番(馬場 績君)** 1、2点。大柿ダムの国移管について、町はどのように考えて、国、県と折衝しているかということについてはお答えがありませんでしたのでお答えいただきたいと。見通しがあるのかないのかということも含めて。

それから、仮設の問題について、そういう問題があると、改善に 取り組んできているという答弁がありましたが、要するに仮設は仮 設で、入ったときから不具合ではなくて、極めて不完全なものであ ったわけですが、2年半を経過して、一番早く入ったところは岳下 仮設で5月の中頃ですから2年半にはなりませんが、2年を有に経 過して仮設住宅そのものが劣化していると。さまざまな点で生活環 境において問題があるということですので、場合によっては緊急や むを得ないものについては、町で緊急対応するということも含めて 改善をされるお考えがあるのか、ないか。

それからあと、立ち入り、通行管理、国道の通行止め等の案内告知についてでありますが、県のほうで114号線、山木屋等も含めて2カ所に事務所をつくったのでそちらで対応したが、看板が見づらかったという答弁だけれども、私はやはり町が責任を持って対応するということでないと、町が遅れているのに、町以上に県が早くやるということに正直期待できないですよ。そういう場合、看板の費用をどちらが負担するかという問題があるかもしれないが、それは県とやりとりしていただいて、問題は被災者の立場で問題に対処して改善する立場に立つかどうかということで対処するかどうかお答え

いただきたいと思います。

なお、最高検出については、資料の整理が必要なのかもしれませんが、主要な施策に載っている食品区分ごとの最高値について、資料として議長のほうにお示ししていただきたいと要望しておきます。要望ではなくて、回答をそういう形で求めておきます。

以上です。お答え、再々答弁必要な分をお願いします。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) 大柿ダムの維持管理の再々質問でありますが、これから大柿ダムの修繕を含め、そして賠償問題もあります。先ほど答弁いたしましたように。そういう形で維持管理の件についても、理事の皆さん、そして町のほうにもお願いをして、維持管理について国と協議をしていきたいと考えております。
- **〇議長(小黒敬三君)** 生活支援課長。
- **〇生活支援課長(佐藤良樹君)** 仮設についての緊急的なものについては、どう対応するのかということでございますが、緊急なものの対応につきましては、県と十分協議いたしまして対応していきたいと考えております。
- **〇議長(小黒敬三君)** 帰町準備室長。
- **〇帰町準備室長(山本邦一君)** 通行止めの関係でございますが、原則は道路管理者の責任においてという考えでございますが、町としても、できるだけ通行の安全管理面でご協力していきたいと考えております。
- **〇議長(小黒敬三君)** 町長、馬場有君。
- ○町長(馬場 有君) 先ほどの再々質問で、町としてという答弁をいたしましたが、3市町と協力しながら調整をしてまいりたいと思います。
- **○議長(小黒敬三君)** ここで10時50分まで休憩いたします。

(午前10時34分)

**〇議長(小黒敬三君)** 再開いたします。

(午前10時50分)

- 〇議長(小黒敬三君) 他に質疑ありますか。 13番、紺野榮重君。
- O13番(紺野榮重君) 主要な施策の成果の58ページ、農林水産業ということで、有害鳥獣被害防止対策事業で、下段のほうの鳥獣捕獲報 償費、イノシシ95頭で95万円、ニホンザル5頭で5万円、ハンター

保険6名分で2万5,800円となっております。このイノシシの捕獲された場所というのは大まかなところではどこで捕獲されているのか。

それから、ボランティアで活動されていると思いますが、イノシシを捕らなければ報償にならない。あるいはハンター保険という中で、このほかの支援というものはあるのか、ないのかということ。

それから3つ目が、主要の施策の成果で6名のハンター保険となっておりますが、浪江町の猟友会の組織というものはどういうものになっているのかお伺いいたします。

それから、決算書の138ページ、目 5 紅房桜維持管理費となっておりますが、8 万5,000円でありますのでほとんどないわけでありますが、いろいろと忙しくて対応もできなかったと思いますが、やはり 2 年半経った中で、紅房桜のいろいろ雑草というものの生い茂ってきていると思います。そういう中で、寄付していただいた田尻さんの意向も汲み上げながら、今後も現在どのようになっているか、それから今後の手入れというものをどうしていくかお聞きしたいと思います。

それから、決算書の142ページで款の消防費、項の消防費、目の常備消防費、右側の備考にいって消防緊急無線デジタル化等整備事業負担金とあります。8,449万2,000円、これは浪江署で取り付けられる何か部分があるのか、そのことを事業説明をしていただきたいと思います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- ○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君) ただいまの質問にお答えいたします。主要な施策の成果の58ページ、有害鳥獣被害防止対策事業の中で、現在の捕獲の場所につきましては浪江町内一円ということで、ある特定の場所に集中しているという状況ではございません。ただ比較的山間部といいますか、室原、田尻、末ノ森、大堀といった部分の移動が相当あります。ただ現在、全町民が避難されておりますので、このエリアを越えて相当平場にも拡散しているという状況でありまして、全体的に浪江町内一円という形でございます。

また、この支援につきましては、平成24年度につきましては、先ほど議員おただしのとおり、一頭当たり1万円の報償費ということで、本来であれば従前は浪江町内の方が、浪江町内での捕獲活動ということで、交通の便につきましても容易に現地に入れたといった状況での報償費という形で設定をしておりました。

ただ、こういった避難生活が続く形の中で、なかなか現地に入る のも容易ではないといったことも踏まえまして、双葉郡の関係町村 と連携をとりながら、今後の対応については検討してまいりたいと 考えております。

捕獲隊の組織につきましては、猟友会浪江支部から推薦をいただきまして、その中で捕獲隊を結成して実施していくという形でございます。

138ページの紅房桜につきましては、現在、相当雑草が伸びてきております。これはふるさと再生課とも調整はしておりますが、除染が終わり次第、今後、当然維持管理は町でしていくべきだと考えておりますし、また寄贈された桜でございますので、その取り扱いについても細心の注意を払いながら対応していきたいと考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 帰町準備室長。
- 〇帰町準備室長(山本邦一君) 決算書142ページの消防緊急無線デジタル化等整備事業負担金8,449万2,000円の事業内容についてご説明いたします。本事業は、常備消防の消防救急無線をデジタル方式に変える事業及び指令センターの整備事業で、総額10億5,000万円の事業でございます。そのうち7億円ほどが消防防災無線施設災害復旧費補助金及び消防防災設備災害復旧費補助金で対応となりまして、残り3億5,000万円については一般財源ということで、各市町村で負担金としてお支払いしている状況でございます。

浪江町については、決算額が8,449万2,000円ということになっています。

それで事業の内容で浪江町に関わる分はということでございますが、まず無線局整備工事ということで固定局4局、浪江署、富岡署、川内出張所、葛尾出張所の整備工事をしております。浪江町にかかわる部分ということではないのですが、移動局として車載型と携帯型の無線の整備、さらに高機能指令装置の整備ということで、浪江署のほうに受令機等の設置をしております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 13番、紺野榮重君。
- ○13番(紺野榮重君) イノシシ、サルの被害というのは全域に及んできております。私の家の近くでちょうどイノシシがおりまして写真を撮ってきましたが、そういう状況の中で浜のほうにも来ていると、被害は全域に及んでいると思います。そういうことで鳥獣捕獲を願うわけですが、その報酬なのですが、ハンターには報酬とハンター保険のみだと思います。そういう中で捕獲しないと報酬がないという状況の中で、いくらボランティアと言っても今それぞれ遠くに離れている中で、これではかわいそうではないのかと私自身思うのですが、例えば出動を町長が要請した場合には費用弁償するというこ

とができないかどうかお伺いいたします。

それから、6名での捕獲隊結成ということを話されましたが、今 浪江町全域ということをカバーするには、やはり猟友会の協力体制 というものが必要だと思います。浪江町支部から捕獲隊を結成する ということでありますが、猟友会あるいは双葉全体での協力体制と いうものを必要と思いますが、このような協力体制をつくっていた だきたい。どのようなことを今後されていくのかお伺いいたします。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- **○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君)** ただいまの質問にお答えいたします。

町長からの出動命令ということでございますが、あくまでも捕獲隊活動につきましては、従前は農作物というとらえ方で実施してきておりました。当然農作物ということであれば、各市町村独自の対応となります。ただ、震災後、農作物以外の部分でも相当被害が波及しておりますので、その件につきましては関係自治体とも連絡なり、会議を設けて、今言われたような対応が可能なのかどうなのか、その辺の取り組みについては、ちょっと時間をいただきまして、今後協議させていただきたいと考えております。

また、双葉郡全体での取り組みということでございますが、これにつきましても、各自治体、状況が全く変わっておりますし、双葉町、大熊町につきましては全町避難という状況にもなっております。また、帰還困難区域のエリアも相当広がっておりますので、状況も異なっております。その辺を踏まえまして、今後再度協議させていただきたいと思っております。

- ○議長(小黒敬三君) 他に質疑ございませんか。 10番、山本幸一郎君。
- ○10番(山本幸一郎君) 主要な施策の34ページ、立入りのしおり印刷製本事業、今年の3月15日に全世帯に発送されていると思うのですが、全員協議会の説明でも申し上げましたが、大変見づらい製本でありまして、特に私の地区に行く大堀、末ノ森等の図面が、まずもって良くできてなかったと思っております。それで多くの方が、室原から大堀地区に入る所の34号線の所なのですが、間違って入ってきます。まずもってこの製本が良くないために、大堀地区の人は末ノ森通過で行けるのかと、井手の人もそのように思っています。この製本が悪いために迷うので、あそこに看板立てるようなことを私、前にもそのように言っていたのですが、全然やる気配もありません。まずもって周知のほどを、広報でも言っていただければいいのですが、なんの対応もない状態です。そのところをはじめに質問します。

次に、先ほど紺野議員からもありましたが、有害鳥獣被害防止対策事業なのですが、町独自で隣の町どうのではないのです。今、帰還困難区域は、すごいイノシシです。捕獲隊の皆様には95頭捕獲してもらって大変ありがたいとは思っていますが、まずもって足りません。私のところは末ノ森なのですが、月に1度しか帰りませんが、昼でもイノシシいます。捕獲しろとはいいませんが、遠くにやっていただきたいという現状です。多分、室原もしくは大堀のほうは私行っていませんので、よくわかりませんが、津島等もかなりひどい状況ではないかと推測されます。

それで先ほども出ましたが、1頭とらないと1万円では、誰が考えても帰還困難区域という線量が高い所で作業をやられているわけでして、通常除染ですと帰還困難区域の除染、作業では1万円ぐらいくれていると、国はそのようにしているわけですので、町は危険手当払えとまでは言いませんが、先ほども出ましたが、私は捕獲隊はやはり町を守っていると思っています。そのようなので、出動手当というのは、この時は出ていませんが、今年度中には出るのかという感じではいます。あとはハンター6名、30名でも40名でも多い方を捕獲隊に推薦していただいて、多くの方が交換で捕獲に参加できるような要請もしていただきたいと思います。

その下の林業振興事業なのですが、小学生対象に森林環境学習をおこなったということで123万円ほど上がっております。浪江小学校は30名ぐらいしかいないのですが、かなりの学習をおこなってきたのかなと思われるのですが、どのような学習内容をされてきたか、教えていただければ。

最後に、非常備消防事業で消防団の報酬かと思います。61ページ。3,400万円超のお金が支払われていると思いますが、今の消防団活動が活発に行われていなくて、多分以前と同じだと思いますが、この辺は私の聞いている話によれば、1回も顔も出さないと。町外に住所も移動しているにもかかわらず、なぜか報酬をいただいているという方を多く聞きますが、町ではその調査等は、消防団に任せるのではなくて町単独でやられているのかどうか。私、震災前も一般質問でやっていた経過があって人ごとみたいな答弁でした。お金もかさんでいるので、ここではっきり調査しているのかどうか、よろしくお願いします。

- 〇議長(小黒敬三君) 帰町準備室長。
- **〇帰町準備室長(山本邦一君)** ご答弁申し上げます。

34ページの立入りのしおりの関係でございます。見づらいということで、バリケード場所もなかなかわかりづらいということでござ

いますが、立入りのしおりについては、ちょっと一部修正すべき箇所も部分的に出てきております。それで今後改めて見直しして、見やすいしおりを作成してご案内できるようにしたいと思っております。

さらに、61ページの消防の報酬の関係でございますが、非常備消防団につきましては、現在6月30日から防犯パトロール等をお願いしているところでございます。さらに、10月に検閲が予定されております。そういう所への出席依頼をしている所でございますが、現実的には班長以上とか部長以上の参加が多い状況にございます。

調査しているのかということでございますが、現在、アンケート 調査を実施する方向で今指示しているところです。全消防団員にア ンケート調査を実施したいと考えております。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- **○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君)** それでは質問にお答えいたします。

まず、有害鳥獣の件でございますが、平成24年度につきましては、1頭につき1万円。平成25年度、後ほど今年度の補正予算で予算計上しておりますが、県の協議会から、1頭当たり8,000円が出ることになりましたので、その部分の上乗せということで8,000円ほど増額をした形の中で、平成25年度は対応させていただきたいと考えております。

また、ハンターの増員でございますが、現在6名で活動されています。当然ながら6名では少ないという状況でございますが、捕獲隊の方々の意見等も一応お伺いしますと、あくまでも猟銃を撃つということであって、お互い信頼関係が構築されないと、人がいかにも多くいればそれで事が済むという部分でもないとの事です。

また、4月から3区域に編成されまして、帰還困難区域以外については、日中立入りを相当されていること。そういった部分の住み分け等もありまして、ある程度、気心の合ったといいますか、あうんの呼吸ができるようなスタッフでないと、事故が怖いという部分もありますので、現状はそういう状況ではございますが、今議員おただしのとおり、当然6名では足りませんので、増員を図っていただくような要請をしていきたいと考えております。

また同じく、森林振興事業でございますが、これにつきましては 浪江小学校が取り組んでおりました。平成24年度につきましては、 年間3回ほど実施しております。1回目につきましては、安達太良 山での森林散策につきましては学生の29名、引率者が18名で参加し ております。また、森林環境学習の春に行った部分で、この目的に つきましては自然観察、また宇宙旅行を想定した野外探索ゲームといったものを学生24名、引率者8名で実施しております。

また、秋は1年、2年、3年生は日帰り、4年、5年、6年生については1泊2日で、これも雪とふれあう体験植物観察等の実施ということで、スキーも兼ねていますが、学生が51名、引率者が20名で事業を実施してございます。

- **〇議長(小黒敬三君)** 10番、山本幸一郎君。
- ○10番(山本幸一郎君) はじめに34ページの立入りのしおり、見直して作成するというようなお話ですが、間違えるような所はやはこ間違えるので、しおりもそうですが、看板の設置等も考えて、ここは通過できませんよとか。自分の家に帰るのに、役場の職員がちょうど間違っていました。なんでこっちに来たのと。大体にして役場職員でも間違えるようなしおりなのです、私から言うと。なので私はじめから結構しおりの件は指摘しているのです。なので今頃にないたらば早急に看板等。偶然家の前の所が行き止まりなのですが、あらば早急に看板等。偶然家の前の所が行き止まりなのですが、多くの方が入ってきます。看板の徹底も。そしてしおりは、いつ直議会に提出するのです。刷っちゃいましたと、その時にも言っていから、と、なぜ、はじめにこれでいいかと議会に言って、地元の人に確認して受けてから、製本するのが本当なのではないかというのがつ

あと、鳥獣害対策等は、わかったというわけではないのですが、 はじめに消防団活動のほうで、報酬、今度アンケートとりますとい うお話がありましたが、消防団はっきり言って出動しないのに1万 5,000円、もしかしたら3万円等のお金が1人に支出されているか と思います。

それに比べて鳥獣害の一生懸命頑張っている捕獲隊には、先ほど1頭8,000円上がるのはわかりました。ではなくて、行っても1頭とれないときがあるのです、6人行って。そのときに1円も出ないのです。なので、わからないのですが、消防団だったら出動手当、1回1,000円出ておりました。そういう形で出動したら2,000円、町からやりますよとかいうことがなければ、やっている本人も、前はイノシシの肉食べれたからとか、みんなのためになっていたからとか何かよく聞きますが、今捕獲してもイノシシの肉食べれるわけでもありません。全然メリットは町のためにやられているのです。それをイノシシ1頭捕ったから1万円みたいな、自分で苦労されないから私はわからないのかなと思っています。町長にこれは、出動手

当、平成24年度決算を見て考え直されるような考えあるのかどうか。 町長にこれは。消防団は、因みに1回出たら前は1,000円いただい ているのですから、町長はもちろんわかっていると思いますが。そ れをどう考えるか。

あと、学習内容はよくわかりました。

- **〇議長(小黒敬三君)** 帰町準備室長。
- ○帰町準備室長(山本邦一君) 立入りのしおりにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、現在予算等は印刷製本費として確保してないのですが、早急に確保して見直しを図りたいと思っております。

同様に看板につきましても、帰還困難区域でございますので、国 のほうに設置について要請していきたいと考えております。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- ○町長(馬場 有君) 捕獲隊の出動手当というのですか、費用弁償の件についての質問でありますが、今担当課長が説明をいたしました。その件を検討させていただいて、本当にご苦労をかけているということであろうと思いますので、ぜひ検討させていただきたいと思います。
- **○議長(小黒敬三君)** 以上で山本幸一郎君の質問を終わります。 その他ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 続いて、浪江町文化及びスポーツ振興育成事業特別会計歳入歳出 決算書について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 続いて、浪江町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書につい て質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 続いて、浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計歳入歳出 決算書について質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 続いて、浪江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算書について 質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

O16番 (馬場 積君) 水道本管等の被害は、予想以上にひどいのでは

ないかと思っております。そのうえで、さまざまな調査を実施して きたわけですが、調査結果から見えてきた下水道の損傷の実態につ いてご説明をいただきたいと思います。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復旧事業課長。
- ○復旧事業課長(中田喜久君) 下水道の被害調査なのですが、平成24年に目視による管内の各マンホールの調査を行いまして、約15キロの湛水といいますか水がたまっているという状況にありました。それを受けまして、平成25年、カメラによる調査を行いまして、約8キロの漏水箇所が確認されました。今後は災害復旧のための調査、設計を行っております。それを受けまして、災害査定を受けても掘削して復旧する段階になりますが、今後問題となるのは、どうしても掘削して復旧する段階になりますが、建設副産物についての取り扱いがまだ整理されていません。その辺が時間がかかるのではないかと。ただ、平成27年度までには復旧していきたいという考えでおります。あと、処理場については、現在、平成24年度において電気関係についてはすべて復旧いたしました。平成25年に各配管、処理場の配管がありますが、それが既に地盤沈下しましたので折れている状態にあります。それについても今、日本下水道事業団の調査を行いまして、災害査定に向けた調査設計を行っている状況であります。
- **〇議長(小黒敬三君)** 16番、馬場績君。
- **○16番(馬場 績君)** 処理場については、今調査中だと処理場の復旧 については部分処理ですむのか、本体修理、まるまる修理の必要性 が出てくるのかどうかについてお尋ねいたします。

それから、下水本管等の被害、カメラ調査をやった結果、8キロに渡って漏水しているということです。これは全体調査の結果8キロだけということなのか、全体調査はまだ残っていると。判明した部分で漏水8キロという状況なのか。被害の実態についてお尋ねいたします。

それから問題は、今も答弁にありましたが、掘削をすると。埋め 戻しできる部分については埋め戻しということになろうと思うので すが、掘削による廃材の処理処分について非常に難しい問題がある のではないか。どのように対応されるのか。

以上お尋ねいたします。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復旧事業課長。
- **○復旧事業課長(中田喜久君)** それではお答えします。

1点目、処理場の状況でありますが、これについてはすべて全部 復旧するというわけにはいかないと思いますので、今4つあるので すが、その中の1つをとりあえず復旧するような形になろうかと思 います。

電源関係のほうも今随時、点検を行っている状況であります。

あと2点目の漏水箇所があった延長が8キロということでありますが、これは全管路延長に対しての8キロということであります。

3点目の掘削による副産物の取り扱いが今後どうなるんだということでありますが、これについても実は下水道だけではなく、道路、特にアスファルトガラ、コンクリートガラ等がありますので、その辺を一括して処理できないかということで国のほうに要望しているところであります。

- ○議長(小黒敬三君) 今、決算ですので、建設副産物は決算とはちょっと違うということで、今後の別の場で議論になるかと思います。 16番。
- 〇16番(馬場 績君) 復旧工事やるわけだから、水道管を途中でぶった切るような話で、復旧に向けて調査をやって被害の実態はどうだと。当然のことながら掘削による廃材が出てくると。その処分についてどうするんだという一連の関連が出てくるというのは当然の話でしょう、それは。予算の問題ではなくて。結局、原発事故によってこういう被害が出て調査をして対策をすると、副産物も含めてさまざまな問題が出てくるわけだから。それについて質問するのが関係ないというのは、あまりにも機械的だと思います。

したがって、一括処理できるように国と協議中だということですが、今少し話が見えるようなご答弁をいただきたいと思います。一括処理というのはどういうことになってくるのか。

- **〇議長(小黒敬三君)** 復旧事業課長。
- ○復旧事業課長(中田喜久君) 一括と言いますか、これは県、町当然ありますので、それを県の建設副産物と、町の副産物と、それぞれ違うわけではないので、浪江町という警戒区域にあった区域に対して南相馬とかほかの地域で受け入れしていただければいいのですが、なかなか受け入れできない状況にありますので、それを町内で処理できるようにということで、今整理しているところであります。
- ○議長(小黒敬三君) 他に質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 続いて、浪江町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算書につい て質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 続いて、浪江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書につい て質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書について質 疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(小黒敬三君)** 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算書について 質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

続いて、浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について 質疑ありませんか。

14番、吉田数博君。

○14番(吉田数博君) 一般会計あるいは特別会計、最後の質疑かと思います。それで、後期高齢者の特別会計のことに関することではありませんが、最後の結びとして質問させていただきたいと考えております。

平成24年度の事業推進については、一定の成果を得たのではないかと思っております。大変な困難の中で職員はじめ執行部の方々に経緯と評価をさせていただきたい。そんな思いであります。その中で平成24年度の決算認定にあたって、当然ながら決算監査にあたった監査の方々の役割は非常に当然でありますが重いものがあると。その中で敬意を表したいと思いますが、分けても決算審査等意見書の最後の結び47ページにあたりますが、その中にすべてが網羅されていると考えております。決算の公表の場等でそれぞれ監査役から公表の中で、今後の町執行に対する。

[「議題になっていない」と呼ぶ者あり]

**○14番(吉田数博君)** 今のは前段です。これから申し上げます。

現在、半年が新年度においては進んでいるわけで、緊急を要することからあえて47ページについて質疑をさせていただきたいと考えております。一つの提言、あるいは指摘でもありますので、これからの課題だという考え方もあろうと思いますが、現在の執行が半年を過ぎているわけですから、緊急性があるということでお許しをいただきたいと思っております。

先ほど16番、馬場議員からもおただしがあった歳出についての財政基金、調整基金、あるいは復旧・復興の基金について答弁ございましたので割愛をいたしますが、公金の収納体制についてそれぞれ

明記されておりますのでこの対策をどうされるのか。

あるいは東京電力に早急に請求し、合意する対応が求められております、そのことについて。あるいは職員の管理体制について明記されている。その3点について、現在対応が図られると思いますが、そのことについておただしいたします。

○議長(小黒敬三君) 暫時休議します。

(午前11時35分)

**〇議長(小黒敬三君)** 再開いたします。

(午前11時36分)

○議長(小黒敬三君) ただいま、14番、吉田数博議員からありました件については、後期高齢者特別会計に関する質疑ということで、今現在やっておりますので、発言は控えていただきたいと思います。 浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でありますが、ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより、認定第1号 決算の認定について討論を行います。 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これより、認定第1号 決算の認定についてを採決いたします。 採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(小黒敬三君) 起立多数であります。 よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

### ◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第1、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(小黒敬三君)** 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

## 「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

#### [起立多数]

**〇議長(小黒敬三君)** 起立多数であります。

よって、認定第2号は原案のとおり認定されました。

#### ◎散会について

**○議長(小黒敬三君)** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にと どめ散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(小黒敬三君)** 異議なしと認めます。

## ◎散会の宣告

**〇議長(小黒敬三君)** よって、本日はこれをもって散会することに決しました。

なお、議会運営委員会を11時50分から2階中会議室2で開催いた します。

明日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集ください。 (午前11時38分)

て質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 続いて、浪江町介護保険事業特別会計歳入歳出決算書について質 疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 続いて、浪江町財産区管理事業特別会計歳入歳出決算書について 質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

. =	_ ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' ' '	· 44 1- 10 + 1
	<b>長(小黒敬三君)</b> 質疑なしと認めます。質疑を	
	続いて、浪江町後期高齢者医療特別会計歳入端	&出決算書につ
晳	質疑ありませんか。	
尺	a Me Wy y & C 10 N o	
_		
_		
_		
_		
_		
_		
_		
_		
_		
_		
_		
_		

○議長(小黒敬三君) 暫時休議します。

**〇議長(小黒敬三君)** 再開いたします。

(午前11時36分)

(午前11時35分)

○議長(小黒敬三君) ただいま、14番、吉田数博議員からありました件については、後期高齢者特別会計に関する質疑ということで、今現在やっておりますので、発言は控えていただきたいと思います。 浪江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算でありますが、ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより、認定第1号 決算の認定について討論を行います。 討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これより、認定第1号 決算の認定についてを採決いたします。 採決は起立により行います。

本案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(小黒敬三君) 起立多数であります。 よって、認定第1号は原案のとおり認定されました。

### ◎認定第2号の質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第1、認定第2号 浪江町水道事業会計決算の認定について、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(小黒敬三君)** 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。 9月定例町議会

(第4号)

## 平成25年浪江町議会9月定例会

#### 議事日程(第4号)

平成25年9月20日(金曜日)午前9時開議

日程第 議案第56号 平成25年度浪江町一般会計補正予算(第 1 2 号)

> 議案第57号 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別 会計補正予算(第1号)

> 議案第58号 平成25年度浪江町国民健康保険直営診療 施設事業特別会計補正予算(第1号)

> 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会 議案第59号 計補正予算(第2号)

> 議案第60号 平成25年度浪江町介護保険事業特別会計 補正予算(第1号)

議案第61号 浪江町名誉町民の推薦について

同意第 7号 特別功労者の決定について

日程第 2 請願・陳情審査報告

請願第 2号 TPP交渉に関する請願書

陳情第 3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関 する地方の財源確保のための意見書採択」 に関する陳情について

陳情第 4 号 道州制導入に反対する意見書について

日程第 発議第 4号 TPP交渉に関する意見書(案) 3

日程第 発議第 5 号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関す 4 る地方の財源確保のための意見書(案)

道州制導入に反対する意見書(案) 日程第 発議第 6 号 5

日程第 発委第 7号 「非常事態」となっている福島第一原子力 6 発電所の汚染水問題について国が全面的に 責任を持ち政府直轄で解決することを求め

る意見書(案)

日程第 7 委員会の閉会中の継続審査又は調査について

出席議員(16名) 2番 1番 渡 邉 泰 彦 君 佐々木 勇 治 君  $\equiv$ 君 3番 木 幸 君 4番 鈴 治 小 黒 敬 5番 亚 本 佳 司 君 6番 松 孝 司 君 田 若 則 7番 山 崎 博 文 君 8番 月 芳 君 9番 君 10番 幸一郎 君 佐々木 恵 寿 山 本 11番 泉 重 章 君 12番 佐 子 君 田 藤 文 13番 紺 野 榮 君 14番 吉 数 博 君 重  $\blacksquare$ 15番 三 瓶 宝 次 君 16番 馬 場 績 君 欠席議員(0名) 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 町 町 長 副 长 場 馬 有 君 檜 野 照 君 行 副 町 長 教 育 長 渡 邉 文 星 君 畠 山 熙一郎 君 代表監查委員 総 務 課 長 内 清 山 隆 君 谷 田 謙 君 復興再生事務所長 兼帰町準備室長 復興推進課長補佐 Щ 本 邦 君 佐 藤 祐 君 産業・賠償対策課長 町民税務課長 高 倉 君 大 浦 泰 夫 君 敏 勝 ふるさと再生課長 復旧事業課長 岩 野 寿 中  $\mathbb{H}$ 君 長 君 喜 久 健康保険課長兼津島支所長兼仮設津島診療所事務長 介護福祉課長 野 佐 藤 尚 紺 則 夫 君 弘 君 計 管 理 者 会 生活支援課長 兼 出 納 室 長 佐 藤 良 樹 君 吉 田 明 君 公 , 委 育 員 次 鈴 木敏 君 雄 職務のため出席した者の職氏名 事 局 長 次 長 務

清

水佳

宗

岩

野

善

書記中野夕華子

#### ◎開議の宣告

**〇議長(小黒敬三君)** おはようございます。ただいまの出席議員は16 人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。 (午前 9時00分)

#### ◎議事日程の報告

- ○議長(小黒敬三君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。 なお、クールビズ期間ということでありますので、上着を脱いで も結構でございます。
- **〇議長(小黒敬三君)** ここで、14番、吉田数博君から発言を求められております。

14番、吉田数博君。

O14番(吉田数博君) 昨日の決算審議の質疑の際において、私の発言 について、不適切な場面での発言となりましたので、発言の取り消 しをお願いしたい。また、議事録の削除を含めてよろしくお願いし たいと思います。

#### ◎議案第56号の質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第1、議案第56号 平成25年度浪江町一般会計補正予算(第2号)を議題といたします。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番。

- ○8番(若月芳則君) 一つお伺いいたします。予算書15ページ、総務管理費の企画費でありますが、その中に、「町イチ!村イチ!」という表現の事業が列記されておりますが、目新しいといったら語弊がありますが、どういう内容なのかご説明いただきたいと思います。
- 〇議長(小黒敬三君) 復興推進課長補佐。
- ○復興推進課長補佐(佐藤祐一君) この事業は、主催が全国町村会でございまして、名称「町イチ!村イチ!2014」ということで、全国の町村が一堂に会して地元の特産品や資源などを都会の人達にアピールするためのイベントでございまして、昨年まで浪江町は特に参加はしておりませんでしたけれども、今回参加したいということで補正に挙げさせていただきました。開催日時が2014年1月11日、12日でございます。メイン会場が東京国際フォーラムで、出店の予定が浪江焼きそばと大堀相馬焼と、現在室原の神楽で調整いたしてお

ります。

- 〇議長(小黒敬三君) 8番。
- ○8番(若月芳則君) 今まで出展していないというので、今回が初めてだということは、来年の年明け早々でございますし、浪江町注目されている部分もありますので、万全を期して対応されるよう、これは要望になりますが、お願いして質問を終わります。
- ○議長(小黒敬三君) 他に質疑ありませんか。16番。
- **〇16番(馬場 績君)** 一般会計補正予算について質問いたします。

補正予算10ページ、款14県支出金、目1総務費県補助金、いわゆる津波被災住宅再建事業分につきまして10億1,000万円の補正計上であります。いよいよ復興に向かって第一歩を進むのかという感じをしたわけでありますけれども、この補正予算について10億1,000万円というのは概算交付なのか、それとも浪江町の分として大枠決定交付なのか。

それから、この事業に関連して、事業の実施時期とこの事業に伴 う助成と事業内容について、どのように検討されているのかお尋ね いたします。

それから、次は13ページであります。13ページの財務管理費450万円の補正額で、そのうち財務会計システム賃借料として300万円以上されております。単純な質問になりますけれども、なぜ今の時期なのかということです。意味するところは、新規発生なのか、それとも継続賃借料なのかということについてお尋ねをいたします。

その次は15ページ、総務管理費、目1情報管理費、総額255万5,000円の補正が計上されております。情報管理という立場からお尋ねいたします。各世帯に浪江お知らせ版と一緒に東京電力が発行する原発の状況、汚染水タンク漏洩の問題と裏表の東電のほうの広報プリントが入っております。実はこのことについては、以前檜野副町長に、原発事故の状況を東電が町民に知らせるのは当たり前だと。それをやるとすれば、町がお金を出して、町の広報と一緒に町民に送るというのは、おかれている浪江町の状況、町民の感情からしてもよろしくないと。これは同封すべきでないと。実は町民から、町は何を考えているんだと。我々は、こういう生活を強いられているのに、町が、町の広報と一緒に東電情報を同封するのは問題でないかという連絡を受けました。町民に対する情報管理の。

- ○議長(小黒敬三君) 今回の予算と関係ありますか。
- **〇16番(馬場 績君)** 情報管理の問題です。情報管理の問題として、こういう情報管理のあり方でいいのかということについてお尋ねいたします。

- ○議長(小黒敬三君) この補正予算に関係はしないと思いますが。
- **〇16番(馬場 績君)** 情報管理としても関係ないですか。
- ○議長(小黒敬三君) 関係ないですね、補正予算ですから。
- O16番(馬場 積君) 簡単にいえば、委託料の問題から、大きな問題 として情報管理だけれども、補正予算質疑では関係ないという立場 ですか。議長の判断がそうであれば、ではそれで。
- ○議長(小黒敬三君) そうです。
- **○16番(馬場 積君)** わかりました。ただ、情報管理の問題として、 ご覧のような問題があるということは指摘をしておきます。

その上で次の問題に行きます。23ページの消防費、防災対策費、 工事請負費2,299万5,000円、Jアラート多様化設備整備工事の補正 計上であります。どこに、どのような設備を設置する工事なのか。 事業内容についてご説明をしていただきたいと思います。

それから、ページ戻りますけれども11ページ、東日本大震災復興 交付金基金繰入金なども含めて2,800万円の補正減額になっており ますけれども、提案理由の説明というか補正予算の説明では、水産 業共同利用等に伴うものだということでありますけれども、2,800 万円の減額というのは、基金繰入が減額ということで、単純な予算 の補正だけなのか、それとも事業内容における補正なのかお尋ねい たします。

それでは最後になります。今回の補正予算で、時間外手当が計上 されております。大きな金額としては、商工費149万円。

- O議長(小黒敬三君) ページ数、何ページですか。
- O16番(馬場 積君) 商工費です。22ページ。職員手当、一般職時間外手当149万円の補正計上であります。各課にわたっているわけではありませんけれども、人員配置における不足があって、このような時間外手当の計上にならざるを得ない職員配置の体制という問題があるのか、ないのか。それと関係して、ほかの課についてもそういう問題がないのか。関係する部分でお答えいただきたいと思います。
- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) それではお答え申し上げます。

まず、10ページの総務管理費県補助金の10億1,000万円、福島県市町村復興支援交付金でございます。まず、内容なんですが、提案理由の中でも説明いたしましたが、津波被害のあった沿岸10市町村に交付されたということで、津波により被災した住宅の再建ということで、住民の定着を促すということに対しての事業に対しての交付金であります。基金への積み立てが交付の条件となっておりまし

て、浪江町復旧復興基金へ積み立てるというものであります。

具体的な対象事業なんですが、津波により被災した持ち家住宅の うち、これは津波の防災集団移転事業との絡みもあるのですが、防 災集団移転事業の対象とならない住宅の再建にかかわる経費に充て るということでの交付となっております。住宅及び土地の取得に係 る利子補給とか補助、さらには移転経費の補助などに充てるという ことで、県のほうから10億1,000万円交付されたという内容となっ ております。

事業対象期間なんですが、平成33年3月31日となっております。 ただ、事業によっては延長も協議により認めるという内容となっ ております。具体的な事業につきましては、津波の防災集団移転促 進事業との絡みもありますので、担当課のほうと今後十分協議しな がら詰めていきたいと考えているところであります。

続きまして、13ページの財務会計の賃借料で300万円でございます。なぜ今なのかということでございます。財務会計システムなんですが、平成17年11月の導入でございまして、古くなってシステムの更新をするという内容となっております。

それで、なぜ今の補正予算かということなんですが、当初予算の入力の関係で、11月にはこの機器の更新をしないと当初予算に間に合わないということでの賃借料、11月から3月までの5カ月分を計上したということであります。

続きまして、11ページの東日本大震災復興交付金基金繰入金の2,800万円。事業内容については担当課のほうになろうかと思うのですが、減額の理由なんですが、当初予算の中で浪江町の新しい水産業デザイン実現化事業、さらに水産業共同利用施設コーディネート業務委託という2つがございました。その事業内容を精査して、事業を一緒にしたということで、それに伴う減額ということでの事業費の減額したことに伴う基金繰入金の減額という内容となっているところであります。

最後の時間外手当関係なんですが、商工費ということなんですが、 人員配置というよりも、商工関係の業務、企業関係とかそういうこ とで地元に戻っての事業が出てきた関係で、業務によるものという ことであります。

- **〇議長(小黒敬三君)** 帰町準備室長。
- 〇帰町準備室長(山本邦一君) それでは23ページの防災対策費、Jア ラート多様化設備整備工事の事業内容はというご質問でございます が、本事業につきましては、財源的には9ページにございます平成 25年度防災情報通信設備整備事業交付金、10割で充てる事業でござ

います。多様化推進事業ということでございまして、現在、Jアラート、正式名称が全国瞬時警報システムでございますが、そちらから流れてくるいわゆる気象情報、津波情報とか大津波警報とか、また国民保護情報、弾道ミサイル情報とか、航空機の攻撃情報といった部分、消防庁からJアラートを経由して配信されます。その部分につきましては、現在、防災行政無線まで自動起動する体制は既に整備済でございます。本事業につきましては、その多様化ということでございまして、それ以外に、住民に広く、迅速に伝達できる情報伝達手段を自動起動させることが本事業の工事の対象となっております。

具体的に申し上げますと、Jアラートからの情報を防災行政無線では補完できない部分ということで、携帯電話の緊急速報のエリアメール等への発信、もしくは町のメールマガジンの登録者への発信等によりまして、それを自動でお知らせすることによりまして、住民の安全安心に万全を期すための工事を行うものでございます。

#### 〇議長(小黒敬三君) 16番。

**○16番(馬場 績君)** 10ページの津波被災住宅再建事業に関連して再 質問いたします。

課長の答弁漏れしているわけですけれども、10億1,000万円というのは概算交付なのか、それとも浪江町に対する支援事業として大 枠決定交付金なのかということであります。

それから、その分についてお答えありませんでしたのでお答えください。

それから実施時期に絡んで、私正確に聞き取れなかったのかもしれませんけれども、平成33年3月31日までだということですか。それを確認した上で、防災集団移転の対象外ということで、この事業が実施されると。事業の内容に絡んでくるわけだけれども、防災集団移転に伴うエリアの線引きはどのように行われているのか。

それから、一番肝心な問題としては、この事業に対する関係者への周知というか、この事業の説明会をどのように考えているのかということについてお尋ねいたします。

それから、13ページの財務会計システムについては、システムを 更新するということですからわかりました。

それから、11ページの復興交付金基金繰入金2,800万円の減額については、事業費の減額に伴うものだと。課長説明では、水産業デザインとコーディネート事業これを一本化したと。一本化したから、結論的には事業費は減額されたと受け取るしかない回答でありましたけれども、もう少し事業費減額に伴う補正減だということであれ

ば、担当課長のほうから正確なお答えをいただきたい。

それから、時間外手当については、職員体制の不足ということではなくて、一時的に業務が増加したためだということですけれども、商工係の残業手当として140万円というのは、私は決して少ない金額ではないと。いわんとするところは、一時的な業務増だということかもしれませんけれども、被災に伴う関連事業の増加の事務作業について、人手が足りないという背景が、この140万円を超える時間外手当の増に現れているのではないのかと私は考えいるわけです。140万円の時間外手当、補正計上になったそれほど詳しい説明は必要ありませんけれども、なぜ140万円補正が必要になったのかということについて、お答えいただきたいと思います。単刀直入にお尋ねいたします。担当課長として、人員体制に不足はないのか。あくまでも一時的な業務増ということからくる時間外手当の補正増ということなのか。端的にお尋ねいたしますので、お答えいただきたいと思います。

- 〇議長(小黒敬三君) 総務課長。
- ○総務課長(谷田謙一君) それでは津波被災地対策の10ページの交付 でございますが、福島県知事からの決定ということで、これは概算 ではなく、大枠決定となります。
- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- **○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君)** それでは、11ページについてお答えいたします。

この基金繰入金の2,800万円の減額でございますけれども、平成25年度当初予算では、基本設計放射性物質の影響調査事業で3,000万円。漁業再開に向けて必要な市場調査、雇用創出調査で3,000万円を当初予算で計上させていただいておりました。

ただ、いまだに収束していない原発事故の影響に対応しながら、これらの事業を進めるため町、漁協、漁業者、地域水産業関係企業などとの関係者との意見交換の中で、お互いを尊重し、納得のできる合意形成が必要であるという意見をいただいております。水産関係業者との意見交換や、県が示す本格操業時期(平成32年)、漁港の復旧工程については平成27年を踏まえて、本事業に必要な期間を精査した結果、基本設計等との調査と、漁業再開に必要な調査を一つの事業に統合して行うことが合理的であるという意見をいただきまして、また実施期間については、本年度から3カ年の期間が妥当であるという結論をいただいた中での、今回、継続費の中で単年度で当初6,000万円を計上しておりましたけれども、3カ年の事業ということで組み替えさせていただきまして、今年度についての補正

にて2,500万円を今年度活用することとしております。

また、次年度以降につきましては、平成26年度で3,000万円、平成27年度500万円、この3カ年に組み替えすることによりまして、 繰入金2,800万円の減額という形でご理解いただきたいと思います。

続きまして、商工費の時間外でございますけれども、今回の補正につきましては、町内での事業再開が3事業者の4事業所が事業再開しております。また、今後も事業再開が増えるということが想定されまして、こちらに伴う時間外、当初この部分は見込んでおりませんでしたので読めなかったということもありましたので、こちらでの時間外が発生しております。

また、新たに事業者をつなぎ止めるための企業等のヒアリングの 実施、及び農業の本格検討していくことなどの新たな事業が発生し たことに伴う時間外の増額ということでご理解いただきたいと思い ます。

- **〇議長(小黒敬三君)** ふるさと再生課長。
- **〇ふるさと再生課長(岩野寿長君)** それでは、再質問の関係で、その中の災害危険区域の指定というご質問でございますけれども今現在 津波で被災した地域、エリアを検討しているところでございます。
- **〇議長(小黒敬三君)** 16番。
- O16番(馬場 積君) 津波被災住宅再建支援事業について、答弁漏れがまだ一つあります。非常に大事な事業だから、関係者に対する住民説明会をちゃんとやる必要があるのではないか。町はどのように対応するつもりですかということについて、お答えがありませんでした。お答えください。

それから、対象区域の問題ですけれども、岩野課長のところふる さと再生課は津波対象地域だというお答えでした。総務課長は、防 災集団移転の対象外というお答えでした。これは線引き、津波対象 の線引きの問題ではなくて、防災集団移転をする人、しない人を振 り分けて、対象になるか対象にならないかという趣旨の答弁になっ てくるわけですけれども、両者の答弁を整理していま一度お答えく ださい。

それから、この事業に関連して再確認しますけれども、進捗状況 について、もう一度お答えいただきたいと思います。

それから担当課のほうで、商工関係の人員体制に不足はないということですけれども、我々議会サイドからすれば、事業再開の申請が3事業所だと。それから農業再開に伴う申請事業もあると。それらの業務処理のためにということだけれども、私は細かいことをいっているわけではありません。140万円は140万円からの時間外手当

が、今課長が答弁されたような範囲内だとすると、結果としてやっぱり人手不足があって係の者が長時間、時間外をせざるを得ないと私は判断するわけだけれども、そういう問題がないのかということを改めて質問いたします。

それから、水産業共同利用施設等に伴う復興交付金基金繰入の減額補正については、今後の計画ともあわせて答弁ありましたので了解いたしました。

以上、再々質問しますのでお答えください。

- 〇議長(小黒敬三君) 副町長。
- **〇副町長(檜野照行君)** それでは質問にお答えしたいと思います。

まず最初に、10ページの総務費の10億1,000万円についてでありますが、これは実は県のほうから、今、国のほうからお金が入って、それを例えば町で受けてくれるのであれば、基金積立という前提で、予算を今、先に流すことはできるけれども大丈夫かという打診がありました。

ですから、具体的な事業に今使うという前提ではなくて、ただし国のほうの支出する科目の前提として期限がついているという話がありますが、それについても実際に内容等が決まっているわけではありません。ただ、国予算の処理をしたい。県もそれをそのまま貯めておくわけにいかないので、受け取ってもらえるのであれば受けていということで、県支出金の補助金ではありますが、このままをにいったん繰り入れて、実際に使い道を考えながら有効に使っていこうということで受け入れることを決定したものでありますので、事業の詳細等を聞かれても、現時点では答えられる内容ではありません。ただ、私どもとしては、どん欲にと言っていいんだと思いますが、使えるものはもらっておきたいということで、今回は補正で受け入れるように提案したという意味であります。

ですから、事業等具体的なものはこれから、今後ということで考えています。

それから、22ページの職員手当の件についてでありますが、今、 馬場議員からおただしがあったとおり、これだけ単独で見ると、い ろんな疑問が出てくるというのはそのとおりだと思います。現実的 には当初予算の段階で、各課それぞれ手当等も含めて、当然に見積 をしてそれぞれ計上すべきものを、現実的には今この状況の中で、 いろんな状況の積み立てが具体的には最後までいかなかった、思い がいかなかった部分もありました。それらであっても、現実的には 必要なものは補正でいただいて、正確にそれぞれの所管の予算とし てそれをしたいということで計上しているのであって、いわゆる全 体的には今限られた人数で仕事しています、限られた人数で。それは、人員的なものでカバーできるものは、いわゆるいろんな臨時の職員を使ったり、外注したり、いろんなことをやりながらやっていますが、職員が具体的に動く中で、今回の商工の部分を見れば、商工の部分ではこういうことでやるので、職員手当としてもしっかりととってそれを充当したいということはありましたので、ですから当初予算の中でしっかりとすべてが積み上げられる状況ではなかった部分が、今補正という姿でお願いしているということでありますので、その点については、どうぞご理解をいただきたいと思います。

- ○議長(小黒敬三君) その他に質疑ありませんか。10番。
- ○10番(山本幸一郎君) 22ページの款6農林水産業費、1林業総務費、補正で64万円、捕獲隊の謝礼ということでここで計上されています。きのうの平成24年度の決算審議でも私捕獲隊の謝礼の件でお伺いいたしました。それで64万円増額になっているのは、捕獲隊に謝礼一人当たりいくら出ると解釈するんですけれども、万が一出るとなれば、一人当たりいくら払うようになったと。また139万円もともとの金額出ていますけれども補正前。前年度ですと、サルとイノシシ合わせて100頭で100万円だったと思います。もう139万円払うぐらいの頭数が捕獲されているのかということ。

あとその下になりまして水産振興費、今回補正額は59万5,000円増ですけれども、これは2,000万円もともと補正前の額ありました。これ普通旅費になっているんですけれども、昨年度ではこの金額、普通旅費で計上されていません。今回、新たな何があってこのような増額を含めて全体的に説明をお願いします。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- ○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君) それでは、ただいまの質問にお答えいたします。22ページの64万円でございますけれども、こちらは当初予算の139万円に新たに64万円をプラスする。これは、県の農作物等の鳥獣被害防止対策推進協議会から64万円を新たに交付しますので、捕獲隊に活用していただきたいということで交付ありました。こちらでは一頭につき8,000円、80頭分を見ております。

それと当初予算で139万円計上しておりますけれども、捕獲隊の活動につきましては、10月1日から活動を実施する予定でありまして、まだ現時点では、実施に至っておりませんので、10月から来年3月まで見込んでおります。当初1頭当たり1万円計上しておりましたので、この8,000円分上乗せした形の中で対応していきたいと思っております。

また、農林水産業費の水産振興費の旅費59万5,000円でございま

したけれども、これにつきましては新たに浪江町の水産業共同委員会をあくまでも仮称でございますけれども、21名で編成して委員会を設置する予定であります。またそれと並行しまして、浪江水産業のワーキンググループにつきましては20名を想定してワーキンググループを編成する予定でありまして、その中で新たに先ほども申しました計画を作成する中において、先進地の研修ということで水産業現地視察、これは今申し上げました委員会、ワーキンググループから7名程度を選考いたしまして、先進地視察ということで59万5,000円を新たに計上いたしました。

## 〇議長(小黒敬三君) 10番。

○10番(山本幸一郎君) はじめに捕獲隊の謝礼ということでいいますと、ここに謝礼と載っているんですけれども、これ報償費だけと私は解釈するんですけれども、ここの明文で謝礼というと、きのうも言いましたけれども報償費しか払ってないように思います。謝礼というのは行かなくても、とったからいくらの決算。きのうの決算もそうでしたけれども、払っていないのが事実であって、出動手当みたいなのは今回も計上に全然上がっておりません。解釈的にして謝礼という言葉はかなりおかしいかとは思うんですけれども。出動手当等出ているのであれば謝礼でも若干よろしいのかと私は解釈します。あくまでも報償費だったら報償費と。これで一頭当たり、これ80頭分みて8,000円で64万円なのかなと解釈しますけれども、きのうも町長、平成24年ので若干今年度からは私がいう謝礼、検討したい旨の答弁だったと私は解釈していますけれども、その辺もあわせて、もう一度補正で謝礼計上されるのかどうか。

また、その下の水産振興費の内容が、21名と20名のワーキンググループと視察とはいうものの、かなりの額だと私は思います。何回ぐらいの会議を予定していて、何回ぐらいの視察、現場に行く多分概算見積あるかと思いますけれども、金額があまりにも大きいのでその辺の説明よろしくお願いします。

- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- ○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君) 再質問にお答えいたします。

今回の64万円の増につきましては、報償費の中で1万円にプラスして8,000円を上乗せするということで昨日も質問ありましたように、出動手当に値するようなものというのは、今後内部調整いたしまして、できれば12月補正あたりで対応していきたいと考えております。

また、水産振興費の旅費の59万5,000円につきましては、デザイン作成の中においてのいろいろな見地を広めるということで、今回

先進地ということで候補で上がっておりますのは、高知県と兵庫県の2カ所を予定しておりまして、結構活発に事業展開されておるということで、そういったものを視察させていただいて、浪江町の漁業に取り込みができるのであれば、それはそういったものを活用していきたいといった部分での旅費計上でございます。よろしくお願いします。

- 〇議長(小黒敬三君) 10番。
- ○10番(山本幸一郎君) 再三質問で、水産振興費の59万5,000円の増額のワーキンググループのメンバーは漁師の方々かとは思われるんですけれども、有識者の方もいらっしゃるとは思いますけれども、町民で行かれる方はワーキンググループの中にどのぐらいの人数いるかだけ教えていただけますか。
- **〇議長(小黒敬三君)** 産業・賠償対策課長。
- ○産業・賠償対策課長(大浦泰夫君) この件につきましては、先ほど申し上げましたように、委員会の構成メンバーが21名、ワーキンググループが20名。それで委員会の構成メンバーにつきましては、地元の区長とか漁業関係者、また有識者といった方が委員会、ワーキンググループに入っております。この中で、まだ、7名というのは、誰と誰と誰ということで確定した部分ではございませんで、委員会、ワーキンググループを合わせて7名程度の視察と考えております。
- ○議長(小黒敬三君) 他に質疑ありませんか。14番。
- **○14番(吉田数博君)** 補正予算書の15ページ、企画費の25積立金につ いてであります。積立金を11億1,500万円積み立てをするというこ とであって、その積み立ての残高が55億円。そして財政調整基金が 13億6,900万円。今回の監査審議の中で、財調あるいは復旧・復興 基金に安易に積み立てをすることなく、町民のためにできること。 必要あるごとに有効に活用すべきであるという提案をいただいてい るはずであります。そういった中で、昨日の決算審査の中で町側の 答弁として、費用対効果にとらわれず対応していく。あるいは緊急 な事項については、国の対応が遅い場合は町で対応していくという 答弁がございました。全くそのとおりだと思いますが、その延長戦 に伴って質問させていただきますが、先ほどの檜野副町長の説明に おいて、決算に伴うものではなくて、県の暫定的な処置だというこ とで理解をいたしましたが、その上で今必要な部分についてであり ます。帰町に向けて、今災害復旧については、インフラの整備を含 めて計画的に振興、推進をされております。そういった意味で、今 一番町民が望んでいることは環境保全、農地保全ではないかと思い ます。そういった意味では、環境保全については除染の終了を待つ

という方策もあるわけですが、除染の終了がいつになるのか皆目わからない、見えないと言うことでありますので、町としてそれに先駆けて対応していく必要があるのではないかと思うものであります。

そういった意味から、小高区の例もございますが、環境保全あるいは農地保全について、今、帰町するに当たって草刈り等、町道、農道、町管理であります。あるいは今、質疑がなされました有害鳥獣の被害対策もあるかと思います。そういった意味で、今後この積立金の活用について、そろそろ考える時期になっていると。できるならば、12月に思い切った補正で町民が求めているものがぜひとも必要になってくるのではないかと思いますので、そのことについて、どういう対策を考えておられるのか。ひとつ町長において、考え方をお示しいただければと思います。

- 〇議長(小黒敬三君) 町長。
- 〇町長(馬場 有君) お答えいたします。

除染のほうが議員ご案内のとおり、除染計画の見直しが、つい最 近報告がありまして、これからもう一度仕切り直しをして、新たな 除染計画を町村別に立てていくという話がございました。そういう 中で、これから今、お話がありましたように、やはり除染と農地の 整備を一体となったいわゆる今の政権が言っている加速化事業に合 わせて今後はやっていきたいと思います。それは、除染と例えば圃 場整備をする場合には、別々にやるとダブるの費用がかかるという ことになりますので、やはり除染と圃場整備は一緒にやってしまう 考え方。あるいは、まちづくりの関係についても、やっぱり除染と まちづくりの何らかの施設あるいは整備する場合に、一緒になって、 一体となってやっていくという考え方でできるだけ費用と時間をか けないようにやっていきたいと思ってます。そのためには、今、議 員ご指摘のとおり、今まで積み立ててきた基金を取り崩しながらや っていきたいと思います。ただ、1点だけ注意しなくてはならない のは、この復興の積立金55億円あります。これも本格的に復旧が始 まると、あっという間に50億円の予算は使い切ってしまうというこ とになりますので、その辺をよく考えながら、いずれにしてもやら なければならないところは町として基金を取り崩しながら進めてい きたいという考え方で今後は進めてまいりたいと思っています。

- 〇議長(小黒敬三君) 14番。
- **〇14番(吉田数博君)** ただいまの考え方が妥当だと思いますし、私の 意見と一致するものであります。ぜひ、町民のためにできること、 必要なことを念頭において、差し当たり環境整備、あるいは農地保

全等を含めてしっかりととることが、今、町民にとって一番求められているものだと思いますので、一つ12月の補正に期待をし、質問を終わります。

○議長(小黒敬三君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第56号 平成25年度浪江町一般会計補正予算(第2号)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

**〇議長(小黒敬三君)** 起立多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第57号の質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第1、議案第57号 平成25年度浪江町国民 健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第57号 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別 会計補正予算(第1号)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数〕

**〇議長(小黒敬三君)** 起立多数であります。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

### ◎議案第58号の質疑、討論、採決

〇議長(小黒敬三君) 日程第1、議案第58号 平成25年度浪江町国民 健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第58号 平成25年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

# ◎議案第59号の質疑、討論、採決

〇議長(小黒敬三君) 日程第1、議案第59号 平成25年度浪江町公共 下水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(小黒敬三君)** 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第59号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会 計補正予算(第2号)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

**〇議長(小黒敬三君)** 起立多数であります。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

#### ◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第1、議案第60号 平成25年度浪江町介護 保険事業事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(小黒敬三君)** 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第60号 平成25年度浪江町介護保険事業特別会計 補正予算(第1号)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
「起立多数〕

**〇議長(小黒敬三君)** 起立多数であります。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

## ◎議案第61号の質疑、討論、採決

〇議長(小黒敬三君) 日程第1、議案第61号 浪江町名誉町民の推薦 についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第61号 浪江町名誉町民の推薦についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数〕

**〇議長(小黒敬三君)** 起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

#### ◎同意第7号の質疑、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第1、同意第7号 特別功労者の決定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第7号 特別功労者の決定についてを採決いたします。

採決は個別に起立により行います。

最初に、佐々木英夫氏について原案のとおり同意を与えることに 賛成の諸君の起立を求めます。

#### [起立多数]

## **〇議長(小黒敬三君)** 起立多数であります。

よって、佐々木英夫氏について原案のとおり同意することに決しました。

続いて、勝山一美氏について原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

#### **〇議長(小黒敬三君)** 起立多数であります。

よって、勝山一美氏について原案のとおり同意することに決しました。

続いて、叶谷守久氏について原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数]

## ○議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、叶谷守久氏について原案のとおり同意することに決しました。

続いて、佐藤繁雄氏について原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

# **○議長(小黒敬三君)** 起立多数であります。

よって、佐藤繁雄氏について原案のとおり同意することに決しま した。

続いて、鹿野一吉氏について原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

#### **〇議長(小黒敬三君)** 起立多数であります。

よって、鹿野一吉氏について原案のとおり同意することに決しました。

続いて、(故)鈴木謙太郎氏について原案のとおり同意を与える ことに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

#### **○議長(小黒敬三君)** 起立多数であります。

よって、(故) 鈴木謙太郎氏について原案のとおり同意することに決しました。

よって、同意第7号は、原案のとおり同意することに決しました。

### ○議長(小黒敬三君) ここで10時15分まで、暫時休憩いたします。

(午前10時02分)

**〇議長(小黒敬三君)** 再開いたします。

(午前10時15分)

# ◎請願第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第2、請願・陳情審査報告を議題といたします。

請願第2号 TPP交渉に関する請願書を議題といたします。 付託中の委員会からお手元に配布のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に議案の朗読をさせます。

「事務局長朗読〕

○議長(小黒敬三君) ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いいたします。

産業建設常任委員会委員長、若月芳則君。

「産業建設常任委員会委員長 若月芳則君登壇」

○産業建設常任委員会委員長(若月芳則君) それでは、当委員会せ請願を審査させていただきました。結果を報告させていただきます。 請願第2号 TPP交渉に関する請願につきましては、ISD、 企の安全 ない 医療 保险など 国民生活に恵法し 国家の主権

食の安全、安心、医療、保険など、国民生活に直結し、国家の主権を揺るがしかねない重大な問題を幅広く含んでおります。特に、例外なき関税撤廃が行われれば、我が国農業は壊滅的な影響を受けるなどの問題も有しておりまして、多くの国民の間でこれらの不安や懸念が渦巻いて払拭されないまま、我が国が交渉参加に至ったことは、遺憾に感じるというところが多々あります。

よって、TPP交渉に関する請願につきましては、事務局長審査結果報告のとおり、その趣旨を理解した上で採択と決定いたしました。

以上、ご報告いたします。

議員各位のご賛同よろしくお願い申し上げます。

○議長(小黒敬三君) 以上で、趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(小黒敬三君)** 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、請願第2号を採決いたします。採決は起立により行い ます。

この請願に対する委員長の報告のとおり採決することに賛成の諸 君の起立を求めます。

[起立多数]

**〇議長(小黒敬三君)** 起立多数であります。

よって、請願第2号 TPP交渉に関する請願書については、委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

**○議長(小黒敬三君)** ここで陳情審査報告書配付のため暫時休憩いた します。

(午前10時21分)

○議長(小黒敬三君) 再開いたします。

ただいまの暫時休議は、書類の差し替えのための休議でありました。

(午前10時22分)

## ◎陳情第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第2、陳情第3号 「森林吸収源対策及び 地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関 する陳情についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

「事務局長朗読〕

○議長(小黒敬三君) ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いいたします。

総務常任委員会委員長、紺野榮重君。

[総務常任委員会委員長 紺野榮重君登壇]

〇総務常任委員会委員長(紺野榮重君) 陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情について、総務常任委員会から報告をさせていただきます。

平成24年10月に、地球温暖化対策のための税、石油石炭税の特別措置がとられました。しかしこの使い道は、排出抑制対策に限定されております。こういう中で、税収の一定割合を森林面積に応じて市町村に譲与する制度の創設を実現することが目的であると。

このことに対しまして、総務常任委員会は全員一致で採択といたしました。本会議においての賛同をよろしくお願いいたします。

○議長(小黒敬三君) 以上で趣旨説明が終わりました。 これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第3号を採決いたします。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告のとおり採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数〕

○議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、陳情第3号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書採択」に関する陳情については、委員長報告のとおり採択することに決しました。

## ◎陳情第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第2、陳情第4号 道州制導入に反対する 意見書についてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長(小黒敬三君) ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いいたします。

総務常任委員会委員長、紺野榮重君。

[総務常任委員会委員長 紺野榮重君登壇]

○総務常任委員会委員長(紺野榮重君) 道州制導入に反対する意見書 について、総務常任委員会で付託されました。ご報告申し上げます。

町村議会議長全国大会の総意の中で、住民自治の推進に逆行する 道州制は行わないことを決定。政府に要請しております。その理由 は、この道州制が導入されれば、住民と行政との距離が格段に遠く なり、住民自治が衰退してしまう。そして平成の大合併がまだ検証 されていない状況の中で、この論議は早すぎる。特に、浪江町では、 現在、ふるさと再生のための危機的な状況の中で、道州制の議論の 余地はないということで、総務常任委員会として全員一致でこれを 採択するということになりました。

本会議においても、皆さんの賛同をよろしくお願いいたします。

**〇議長(小黒敬三君)** 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第4号を採決いたします。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数〕

○議長(小黒敬三君) 起立多数であります。

よって、陳情第4号 道州制導入に反対する意見書については、委員長報告のとおり採択することに決しました。

## ◎発議第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

**○議長(小黒敬三君)** 日程第3、発議第4号 TPP交渉に関する意 見書(案)を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

「事務局長朗読〕

○議長(小黒敬三君) ただいま朗読のとおりです。

提出者の若月芳則君から提案理由の説明を求めます。 8番。

「8番 若月芳則君登壇〕

○8番(若月芳則君) 意見書の提案理由の説明でありますが、先ほどの請願の採択を踏まえまして、委員会で協議の結果、事務局長朗読のとおりでございます。

議員各位のご賛同よろしくお願いいたします。

**〇議長(小黒敬三君)** 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(小黒敬三君)** 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第4号 TPP交渉に関する意見書(案)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(小黒敬三君) 起立多数です。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

## ◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(小黒敬三君) 日程第4、発議第5号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書(案)を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

「事務局長朗読〕

**○議長(小黒敬三君)** ただいま朗読のとおりです。

提出者の紺野榮重君から提案理由の説明を求められております。 13番、紺野榮重君。

「13番 紺野榮重君登壇〕

- **○13番(紺野榮重君)** 意見書(案)につきましては、事務局長朗読の とおりであります。皆さんのご賛同よろしくお願いいたします。
- ○議長(小黒敬三君) 以上で提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長(小黒敬三君)** 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発議第5号 森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保のための意見書(案)を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

「起立多数〕

○議長(小黒敬三君) 起立多数です。

よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

## ◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第5、発議第6号 道州制導入に反対する 意見書(案)を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長(小黒敬三君) ただいま朗読のとおりです。

提出者の紺野榮重君から提案理由の説明を求められております。 13番、紺野榮重君。

[13番 紺野榮重君登壇]

- **○13番(紺野榮重君)** 道州制導入に反対する意見書(案)につきましては、今、事務局長朗読のとおりであります。皆さんのご賛同よろしくお願いいたします。
- **○議長(小黒敬三君)** 以上で提案理由の説明が終わりました。 これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**○議長(小黒敬三君)** 質疑なしと認めます。質疑を終わります。 これより討論を行います。討論ありませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。 これより、発議第6号 道州制導入に反対する意見書(案)を採

決いたします。 採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

〇議長(小黒敬三君) 起立多数です。

よって、発議第6号は原案のとおり可決されました。

# ◎発委第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小黒敬三君) 日程第6、発委第7号 「非常事態」となっている福島第一原子力発電所の汚染水問題について国が全面的に責任を持ち政府直轄で解決することを求める意見書(案)を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

「事務局長朗読〕

○議長(小黒敬三君) ただいま朗読のとおりです。

提出者の議会運営委員会委員長、馬場績君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、馬場績君。

「議会運営委員長 馬場 績君登壇」

○議会運営委員長(馬場 積君) ただいま事務局長から、「非常事態」 となっている東電福島第一原子力発電所の汚染水問題について、国 が全責任を持って解決すべきであるという意見書案を朗読しまし た。この件については、議運でも、全協でも議論をして意見書案を 提出するという経過をたどっております。

いずれにしても、汚染水問題は、国内のみならず国際問題になっております。現状は、当事者は、東電は当事者能力がないということも明らかになりました。改めて原発事故と汚染水問題に対し、東電と国の責任を問うとともに、我々が声をあげてこの問題解決のために国に迫っていくということが非常に大事だということで、意見書提出の運びになったわけであります。

議員諸君の賛同を心からお願い申し上げます。

〇議長(小黒敬三君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(小黒敬三君) 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第7号 「非常事態」となっている福島第一原子力発電所の汚染水問題について国が全面的に責任を持ち政府直轄で解決することを求める意見書(案)を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長(小黒敬三君) 起立多数です。

よって、発委第7号は原案のとおり可決されました。

# ◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

**〇議長(小黒敬三君)** 日程第7、委員会の閉会中の継続審査又は調査 についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに議会報編集 特別委員会委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会 中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付する ことにご異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(小黒敬三君)** 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査・調査に付することに決定しました。 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了しました。

## ◎町長あいさつ

- ○議長(小黒敬三君) ここで町長から発言を求められておりますので、 これを許可いたします。 町長。
- **〇町長(馬場 有君)** 今期、定例会が閉会されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る9月10日の本定例会開会以来、 熱心にご審議をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。 審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきまてし は、今後の町政執行、被災者対策に十分生かしてまいりたいと考え ております。

さて、当町の財政状況につきましては、今回の決算審議において も明らかなように、国、県への依存財源が非常に高い割合となり、 引き続き厳しい財政運営が続く見込みであります。

また、本年度予算においても、原発事故による全町避難に伴い、 町税を初め自主財源の確保ができず、国県からの財政支援に頼らざ るを得ない状況となっております。このような中、町といたしまし ては、国、県補助事業の活用とあわせ、国、県交付金等、必要財源 の確保に努め、すべての町民の皆様が安心して生活が送れるよう避 難先での生活支援、生活再建、ふるさと浪江の復旧復興、本来の住 民サービスなど、できうる限りの施策を展開してまいりたいと考え ておりますので、議員各位のなお一層のご理解、ご協力をお願い申 し上げます。

最後になりましたが、今後とも議員の皆様には健康に十分留意されまして、町政推進のため、一層のご活躍をお祈り申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

#### ◎閉会の宣告

○議長(小黒敬三君) 以上をもって、本日の会議を閉じます。 これをもって平成25年浪江町9月定例会を閉会します。 (午前10時56分) 上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成25年 月 日

浪江	上町調	養会調	養長	小	黒	敬	三
署	名	議	員	泉	田	重	章
署	名	議	員	佐	藤	文	子
署	名	議	員	紺	野	榮	重